JASTIPIRO 2021年度 調査研究報告書

アジア太平洋地域における 広域 FTA・EPAの活用のために

~ 重なり合う原産地規則の実態と問題点 ~

2022年3月 一般財団法人 **日本貿易関係手続簡易化協会**

目 次

| 調査研 | 究の概要 | iv |
|-----|-------------------------------------|----|
| 1. | 調査の背景 | iv |
| 2. | 調査の目的 | iv |
| 3. | 調査の内容 | iv |
| はじめ |)[= | 1 |
| | メガ EPA 協定をめぐる我が国だけが享受できる好条件 | 1 |
| | アセアンを軸としたアジア太平洋地域の広域協定 | 1 |
| | 本報告書の構成について | 2 |
| 第1編 | アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA 原産地規則 | 4 |
| 1. | アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の原産地規則の概要 | 4 |
| 2. | アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の原産性判断と原産品の域内移動 | 5 |
| | 国原産とトレーシング手法 | 5 |
| | 中間材料の原産性判断の容認とトレーシングの関係 | 5 |
| | トレーシング手法 | 6 |
| | ロールアップとロールダウン | 6 |
| | 地域原産 | 7 |
| | 完全累積と部分累積 | 7 |
| | 自己申告と第三者証明 | 8 |
| | 域内一貫加工の原則(Territoriality principle) | 9 |
| | 積送要件 | 9 |
| | 原産地証明書への FOB 価額の記載 | 10 |
| 第2編 | 福 機械・エレクトロニクス製品等(第 84 類、第 85 類) | 11 |
| 1. | アセアンの「プラス1」FTA 交渉の基本方針と累積規定の差別化 | 11 |
| | 機械・エレクトロニクス製品分野の品目別規則 | 11 |

| | ATIGA O [partial cumulation] | 11 |
|-----|---|----|
| | ATIGA の「partial cumulation」を上回る TPP11 の地域原産 | 12 |
| 2. | 機械・エレクトロニクス製品分野の組立工程と HS の構造 | 12 |
| 3. | 「一般ルール」としての項変更又は RVC40% | 13 |
| 4. | 例外としての RCEP 及び TPP11 | 14 |
| 5. | ITA 物資を原産品扱いできる規定の先進性 | 14 |
| 6. | 機械・エレクトロニクス製品分野における FTA・EPA の最適選択(総合的観点) | 15 |
| 7. | 第 84.11 項の「その他のガスタービン」を例に取った最適 FTA・EPA の選択 | 16 |
| | 製品の輸出入に係る最適選択 | 16 |
| | 部品の輸出入に係る最適選択 | 17 |
| 第3編 | 扁 自動車及び自動車部品(第 87 類) | 18 |
| 1. | 自動車、同部品に適用される原産地規則 | 18 |
| | 基幹産業としての自動車産業 | 18 |
| | 完成車に適用される品目別規則 | 18 |
| | 自動車用エンジン・同部品に適用される品目別規則 | 20 |
| | 自動車用部品・附属品に適用される品目別規則 | 21 |
| | 関税分類変更基準適用の可能性 | 23 |
| | 付加価値基準の閾値比較 | 23 |
| | 電気自動車に使用されるバッテリーパックの原産地規則 | 24 |
| 2. | 自動車及び自動車部品に適用される付加価値基準の比較 | 25 |
| | 控除方式 | 25 |
| | ATIGA 直接方式(積上げ方式) | 26 |
| | 「他の費用」の内訳 | 27 |
| | 計算方式の併用制において選択できる者(締約国か、輸出者・生産者か) | 29 |
| 3. | 付加価値基準における平均法の適用 | 29 |
| | 亚 均注の 校田 | 20 |

| | ATIGA 原価計算方式のガイドライン | 30 |
|--------|--|-------|
| | TPP11 の純費用方式 | 30 |
| 4. | 付加価値基準の異なる利用者の観点からの考察 | 34 |
| | 平均法の活用 | 34 |
| | 域外加工の累積への影響 | 35 |
| | ATIGA における国内調達された認定製造者の製品を原産材料とみなす措置 | 36 |
| | ATIGA による WTO の IT 合意関連物資から組み立てられた産品を原産品とみ措置 | |
| 5. | 自動車及び自動車部品での累積規定適用による広域 FTA・EPA 活用 | 38 |
| 第 4 約 | 編 繊維及び繊維製品(第 50 類~第 63 類) | 42 |
| 1. | 総 論 | 42 |
| | (1) 繊維・繊維製品の基本工程に適用されるルール | 42 |
| | (2) 基本工程に適用されるルールを補足するルール | 44 |
| | (3) 繊維規則のカバレッジと関税分類変更基準の適用原則 | 45 |
| | (4) 繊維規則への付加価値基準の適用 | 48 |
| 2. | 各 論 | 49 |
| | (1) RCEP 繊維規則 | 49 |
| | (2) TPP11 繊維規則 | 50 |
| | (3) ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の繊維規則 | 57 |
| | (4) ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の品目別規則を構成するルールの種 | 別 58 |
| | (5) ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の基本工程をベースとした分析 | 60 |
| | (6) 各協定の工程ルール | 63 |
| | (7) 軽微な作業又は加工 | 66 |
| | (8) アジア太平洋地域における繊維・繊維製品に係る広域 FTA・EPA の最適活 | 5用 68 |
| +>+= ! | 317- | 7.4 |

調査研究の概要

1. 調査の背景

2021 年度の調査報告書は、一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会(以下「JASTPRO」)の 2021 年度(令和 3 年度)事業計画に基づき、広報等普及事業の「制度・電子化に係る調査研究」として、アジア太平洋地域において 2022 年 1 月に発効したばかりの地域的な包括的経済連携協定(以下「RCEP」)と 2018 年 12 月に発効した包括的・先進的 TPP 協定(以下「TPP11」)の二つのメガ EPA に加えて、アセアン構成国 10 ヵ国が周辺国と個別に締結する「アセアン+1」協定及びアセアン物品協定(以下「ATIGA」)の特定品目セクターに適用される品目別原産地規則を分析し、同地域に幾重にも重なり合う FTA・EPA の有効活用について考察します。

2. 調査の目的

本年度の調査は、二国間協定が主役の座を占める我が国との二国間貿易を対象とするのではなく、グローバル・バリューチェーンの観点から我が国の製造業の主な進出先であるアジア太平洋地域での資材調達、製品・部材輸出に関する原産地規則の観点からの広域 FTA・EPA の最適活用戦略に資することを目的としています。

3. 調査の内容

かつて世界市場を席捲した我が国の工業製品群の多くが、今日ではコスト高、途上国への技術・生産拠点の移転又は生産委託によって我が国からの「made in Japan」製品の輸出が影を潜める状況となっています。また、これらの工業製品群を我が国に輸入する際の MFN 税率のほとんどが無税となっているため、輸入に当っては特恵関税制度を利用するまでもありません。したがって、我が国の製造業の進出先であるアジア太平洋地域の製造拠点から製品を域内第三国に「横持ち」する場合に、アジア太平洋地域の途上国ではこれらの製品に関税が課されることが一般的であるので、重なりあうFTA・EPA のいずれを活用すべきかを選択する特恵貿易戦略が無視しえない重要な位置を占めることになります。すなわち、第三国間貿易への広域 FTA・EPA の活用に当たっては、日系企業であるからといって我が国が締結した EPA のみを利用する必要はなく、特恵税率がより低く、原産地規則がより緩やかな協定を活用すべきと考えます。

また、我が国からアジア太平洋諸国に直接、特恵輸出を行う場合であっても、現時点では譲許税率のステージングで先行している二国間協定の適用に理がありますが、製品分野によっては、累積規定の適用で材料調達上優位に立つ広域 FTA・EPA の譲許税率ステージングが二国間協定に追いついた時点で広域 FTA・EPA の利用に舵を切ることが肝要と考えます。したがって、今後の特恵貿易に係る企業戦略は、(i)譲許品目カバレッジでの比較、(ii)譲許税率のステージング進行状況の把握、そして(iii)原産地規則の正確な把握が必要となります。今回の調査報告は、アジア太平洋地域の広域FTA・EPA における特定品目セクターについて上記(iii)を実施することになります。

本報告書においては、公開情報のウェブサイト検索及びそれらの情報の仮訳を客観情報として提供し、かつ、筆者の原産地専門家としての意見陳述を行っていますが、客観情報であっても翻訳の適否が問われ、主観情報は筆者の個人的意見であることを前提としてご参照いただければ幸いです。

2022年3月

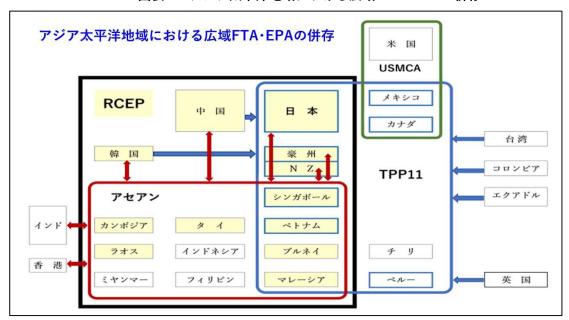
一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会業務二部長 今 川 博

はじめに

メガ EPA 協定をめぐる我が国だけが享受できる好条件

アジア太平洋地域に広域 FTA・EPA を構築するに当たっては、我が国のみならず巨大市場を提供する米国、中国、インドが共に参加することが望ましいのですが、現時点においては困難です。このうち、我が国、中国、インドが参加して交渉が進んだ地域的な包括的経済連携協定(以下「RCEP」)は、最終的にインドが離脱したまま、我が国、中国を含む 10 ヵ国で 2022 年 1 月に発効しました。その後、韓国(2 月 1 日)、マレーシア(3 月 18 日)が続き、原署名国ではインドネシア、フィリピン、ミヤンマーの国内手続完了を待つのみです。

また、米国の強いイニシアティブで交渉が開始され、2016年2月、署名にまで至った環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP12」)は、その後、米国が離脱したものの、我が国のリードによって包括的・先進的 TPP 協定(以下「TPP11」)として 2018年 12月に発効を迎えました。



図表 1: アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の併存

図表 1「アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の併存」において明らかなように、TPP11 に対しては、2022 年 3 月現在で、英国、中国、台湾、コロンビア、エクアドルが加盟申請を行ない、韓国も加盟申請手続を開始した状況にあり、今後、一層拡大する傾向にあることが分かります。アジア太平洋地域における経済規模の大きなこれら四ヵ国のうちで、我が国だけがメガ EPA 協定と呼ばれる TPP11 と RCEP の双方を活用できる立場にあることは、特筆すべきことと思います。

アセアンを軸としたアジア太平洋地域の広域協定

一方、EEC から始まり、EC、EU と関税同盟・共通市場として近隣諸国に FTA 網を浸潤させること

で地域統合を進めてきた欧州とアジア太平洋地域の差異は、「中核」に位置するグループの不存在であると考えます。2013 年 7 月の我が国の交渉参加以降、TPP12 では日米がその役を荷い、高い規律を持ったルール設定を行ない、全締約国がほぼ 100%か 100%に近い関税撤廃を行なう市場 (我が国は 95%)をアジア太平洋地域に拡げようとしたわけですが、米国の離脱で推進力が大きく削がれることとなり、長いスパンで実際にその役割を演じたのは、経済規模では格段に劣る東南アジア諸国がグループとして結束したアセアンであったようです。

アセアン自由貿易協定の CEPT (Common Effective Preferential Tariff) スキームは、1993 年に 6 ヵ国で出発し、加盟国を増やしながら、2010 年 5 月にはアセアン物品貿易協定(ATIGA)として現協定が発効しています。その間、近隣諸国との間では、「アセアン+1」協定として、2005 年 1 月に中国、2008 年 12 月に日本、2010 年 1 月に豪州・ニュージーランド(以下「NZ」)、インド、韓国、2019 年 6 月に香港との FTA が発効しています(出典:WTO RTA データベース)。このような背景を踏まえ、本報告書においてアジア太平洋地域の広域 FTA・EPA として考察する対象は、RCEP、TPP11、日アセアン協定、中アセアン協定、韓アセアン協定、印アセアン協定、豪・NZ・アセアン協定及び ATIGA の 8 協定とします(経済規模を勘案して香港アセアン協定は除外しています。)。

本報告書の構成について

第1編では、これらの 8 協定について、総論として各協定原産地規則の特徴、差異に触れながら、全体像を把握できるように簡単な解説を加えていきます。特に、「地域原産」を原産性判断の原則とする協定である TPP11 と「国原産」を原則とする他の諸協定との違い、「モノ」の累積に限る RCEP、「アセアン+1」諸協定、ATIGA と「モノと生産行為」の双方を累積させる TPP11 との違いも明確にしつつ、積送基準、積送要件証明に関してメガ EPA 協定と「アセアン+1」諸協定、ATIGA との差異についても説明を加えます。

第2編では機械、エレクトロニクス製品分野(HS 第84類、第85類)を対象として、アジア太平洋地域で広く使われる「項変更又は40%付加価値」を一般ルールとする品目別規則の適用において、関税分類変更と付加価値の二つの選択肢が与えられる理由として、HS 品目表の「原産地規則品目表」としての限界、不整合及びそれらを補強するための付加価値又は工程ルールの存在について説明します。

第3編では自動車(HS 第87類)に焦点を当てて、アジア太平洋地域のスタンダード要件となっている付加価値基準について掘り下げます。他の解説書ではほとんど触れらない付加価値計算の詳細について、特に、計算式が複数存在する積上げ方式において、各協定で内国付加価値として認められる価額要素及び使用される用語などを詳細に分析し、例えば、「その他の費用」と規定されるのみで定義が存在しない用語に含まれる要素についても比較論を提示します。したがって、第3編は付加価値基準の解説書としてもお使えいただけます。

第4編では繊維・繊維製品(HS 第50類から第63類まで)について、上述の8協定で使用される品目別規則を比較、分析した上で、域内を横断する形で繊維製造工程が展開される仮設事例において、 当該8協定のうちどの協定を使用すべきかについて説明を加えるとともに、これまで「教科書的な説 明」として「地域協定のメリットは累積規定の活用にある」と言われてきたことに対する私見を披露することにします。

最後に、広域 FTA・EPA の利用促進を図る観点から必要と思われることについて論じ、本報告書の 結論といたします。

第1編 アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA 原産地規則

1. アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の原産地規則の概要

本章では、アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の協定条文からそれぞれの原産地規則の主要規定の 骨格を示し、全体像を鳥瞰できるように一覧表(図表 2「アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の協定 条文の概要」)を作成しました。比較対象とする項目数を限定するために、技術的なスタンダード規 定は省略し、特徴が出やすい規定を抽出しています。

図表2:アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の協定条文の概要

| 14464 | 2052 | TDD44 | 「アセアン+1」協定 | | | | | | |
|-----------------------|---------|---------------------|--------------------------------------|-------------------------|-----------|------------------------|---------|---------|--|
| 協定条文 | RCEP | TPP11 | 日本 | 中国 | 韓国 | インド | 豪·NZ | ATIGA | |
| 原産品 | 3 基準 | 3基準 | 3 基準 | 3基準 | 2 基準 | 2 基準 | 3 基準 | 2 基準 | |
| 原産性判断 | 国 | 地域 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | |
| 一般ルール: 項変更 or 40% | × | × | 0 | 0 | 0 | 号変更 及び 35% | × | 0 | |
| 累積 | モノ | 地域原産 | モノ | モノ | モノ | モノ | モノ | モノ | |
| 付加価値: (i) 控除 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (ii) 積上げ | 0 | 0 | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (iii) 重点価額 | × | 0 | × | × | × | × | × | × | |
| (iv) 純費用 | × | 0 | × | × | × | × | × | × | |
| 軽微な加工 | 11 項目 | なし | 7項目 | 3項目 | 15 項目 | 10 項目 (全) 5 項目 (繊維) | 6項目 | 3項目 | |
| デミニミス: (i) 価額 (%) | 10 (全品) | 10 (繊維·一部 農産品以外) | 10 (繊維·一部 農産品以外), 7 (18, 21 類) | 10 (全品) | 10 (繊維以外) | × | 10 (全品) | 10 (全品) | |
| (ii) 重量 (%) | 10 (繊維) | 10 (繊維) | 10 (繊維) | 10 (繊維) | 10 (繊維) | × | 10 (繊維) | × | |
| 積送基準: | | | | | | | | | |
| (i) 税関監督下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (ii) 積替のみ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (iii) ラベル貼付 | 0 | 0 | × | × | × | × | × | × | |
| (iv) 民間書類での証明 | 0 | 0 | △ (日本は○) | Δ | Δ | Δ | Δ | 0 | |
| 原産地証明: | | | | | | | | | |
| (i) 第三者 | 0 | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (ii) 認定自己 | 0 | × | × | × | × | × | × | 0 | |
| (iii)自己申告 (輸出・生産者) | 日本,豪,NZ | 0 | × | × | × | × | × | × | |
| (iv) 自己申告 (輸入者) | 日本のみ | 0 | × | × | × | × | × | × | |
| Back-to-back CO | 任意 | × | 任意 | Movement Certificate | 任意 | 任意 | 任意 | 任意 | |
| FOB 価額記載 | RVC 使用時 | × | RVC 使用時 | RVC 使用時 | 0 | 0 | RVC 使用時 | RVC 使用時 | |
| 使用言語 | 英語 | 英語 or 母国語 翻訳 | 英語 | 英語 | 英語 | 英語 | 英語 | 英語 | |
| 税率差ルール | 0 | 0 | × | × | × | × | × | × | |

図表 2 から見て取れるように、アジア太平洋地域の FTA・EPA 原産地規則においては、RCEP、「アセアン+1」諸協定及び ATIGA にある程度の類似性が見られるものの、地域原産(完全累積概念を内在)、原産地証明及び積送要件の観点から、TPP11 が他の協定とは異なる先進性を備えていることが分かります。しかしながら、税率差ルールが設定されているのは RCEP と TPP11 のみで、これらの協定が個別譲許を含み(全ての締約国に一律に譲許する共通譲許ではない)、適用される品目が限定的であっても使い勝手が悪くなります。

また、比較対象とした項目のうち、技術的な内容を含む用語は次章で少し詳しめに説明します。さらに、付加価値基準は、第3編の自動車の原産地規則の検討において詳細に論じることにします。

2. アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の原産性判断と原産品の域内移動

本章では、原産地規則の基本的な考え方を理解していただくために、そもそも産品の原産性はどのように判断するのかという点について、代表的な概念である「国原産」、「トレーシング」、「中間材料の原産性判断」、「ロールアップ」、「ロールダウン」、「地域原産」、「完全累積」、「部分累積」、「自己申告と第三者証明」、「域内一貫加工の原則(Territoriality principle)」、「積送要件」について解説します。また、アセアン主導の原産地実務原則のうち、緩和傾向にある「原産地証明書への FOB 価額の記載」についても付言します。

国原産とトレーシング手法

輸入締約国において FTA・EPA 特恵税率の適用を受けるための必須条件として、輸入される産品が適用しようとする FTA・EPA 原産地規則の原産品でなければなりません。輸入された産品の原産性判断を行なうに当たって採用される方法として、FTA・EPA の各締約国を一単位として判断する「国原産」に基づく方法があります。「国原産」という用語は協定上の公式なものではなく、解説書で理解を深めるために使用されています。この方法は、1970 年代の欧州、我が国などによる GSP 原産地規則で採用されたオーソドックスなもので、国内での原産性判断のためには粗原料が国外から輸入された段階まで遡ってトレーシングを行なう方式から出発しています。

中間材料の原産性判断の容認とトレーシングの関係

経済のグローバル化が進むと、材料から製品への一貫生産に見切りをつけ、部材製造を敢えて一ヵ所、一ヵ国で行わず、より競争力のある企業へ、国へと工程ごとに部材が転々と移動していくグローバル・バリューチェーンの急速な展開もあって、粗原料から始まって、基礎材料、加工材料、半製品、製品へと生産工程を上っていくに従って、これまで国境を越えて取引されることのなかった素材、部品、半製品が輸出入されることになり、国境を越える都度、原産性の判断を行なう必要が出てきます。また、最終産品の生産者が、同じ素材、部品、半製品を国内生産している事業者から調達した場合に、国内調達した材料にのみ国外から輸入した原材料まで遡って最終産品の原産性を判断することは、著しく手間となると同時に、原産性判断に関して「中間材料の原産性判断が一律に容認されるべき」との考え方が普及したこともあって、原産性判断に要する事務負担が飛躍的に軽減されました。

しかしながら、ここで注意すべきなのは、中間材料の原産性判断を産品の生産に直接、かつ、直近

に使用される材料(財務省のウェブサイトでは「一次材料」として説明されています。)のみに限定することを意味しません。直接・直近に使用される材料(一次材料)が非原産であったとしても、その材料の生産工程を更に上流に遡っていけば、原産材料としてカウントできる材料の付加価値の足し上げることにより、又は使用される外国来の非原産材料の関税分類が変わることで、当該産品に原産性が付与されることもありえます。このように、生産者が自助努力によってトレーシングを行なうことで産品の原産性を立証できるのであれば、その結果を否定する理由はなく、その判定は尊重されます(トレーシングによる判定結果の容認)。ただし、立証に係るコストがより嵩むことは否めません。

トレーシング手法

古典的なトレーシングのみの方法では、常に原材料の素性を国外からの輸入品に遡って調べなければならなかったのに対し、中間材料の原産性判断を容認することによって、生産に直接使用する材料の原産性を当該材料に設定された品目別規則をその前段階の材料(財務省では「二次材料」として説明しています。)に適用することで決定することができ、これらの一次材料に対してのみ最終製品の品目別規則を適用すればよくなりました。すなわち、最終産品の原産性判断のためには、最終産品に設定された品目別規則を1次材料に対して適用し、その結果、当該最終産品が非原産となった場合に、これらの1次材料の中の非原産材料に特化して更に素性を個々に精査していく(二次材料、三次材料、場合によって四次材料以上へと遡っていく)ことがトレーシングです。

ロールアップとロールダウン

このように、国内調達された (-次) 材料の原産性判断を生産工程の上流に遡って行ない、原産性要件を満たすならば、たとえ当該 (-次) 材料の生産に非原産 (-次) 材料が含まれていても、当該 (-x) 材料を「(-x) 材料を「(-x) 材料を「(-x) 材料を「(-x) 材料が原産」として「繰り上げ」てしまう行為を「(-x) 材料が原産性を満たさない時に、当該 (-x) 材料に原産の (-x) 材料を含んでいたとしても、「(-x) 材料に原産」として「繰り下げ」てしまうことを「(-x) オ料に原産の (-x) と呼びます。

ロールアップは、通常、協定条文に「してもよい (may)」規定として置かれます。したがって、(一次) 材料の原産性判断を行なわず、あえて原産性不明な材料として非原産材料としても、協定条文に「原産性不明の材料は非原産材料とする」規定があるので、問題は生じません。また、二次材料の素性を把握しないと一次材料の原産性を判断できないのですから、二次材料へのトレーシングを強制していないと解釈できます。ただし、前述のとおり、トレーシングを禁止するものではありません。

一方、ロールダウンは明文規定がありません。ロールアップの規定の「裏読み」として、一次材料の原産性が認められるのであれば原産材料として取り扱ってもよいのですから、一次材料の原産性が認められないのであれば非原産材料として取り扱ってもよいことになります。ロールダウンは、実務上、原産材料として立証するにはコストがかかる材料、原産材料として立証せずとも最終産品の原産性に影響を与えない材料について、特段の原産性の判断を行なわずに非原産材料としてしまうことが認められています。この解釈の他にも、ロールダウンと呼ばずに、「原産性不明の材料は非原産材料とする」規定に従って非原産材料とすることができると解釈することも可能です。

以上の説明で、「国原産」、「中間材料」、「トレーシング」、「ロールアップ」、「ロールダウン」の概念についてご理解いただけたものと思います。次に、「地域原産」の考え方を説明します。

地域原産

地域(全締約国)を一単位として原産性判断を行う方式を「地域原産」と呼びます。財務省のウェブサイトでは「協定原産」と呼んでいますが、我が国のEPAはすべて協定の締結によって成立しているので、地理的な特徴を捉えた「地域原産」の方が理解しやすいと考え、筆者はあえてそのような用語を使っています。地域原産の考え方は、関税同盟が非特恵原産地規則で使用する概念(例えば、EU域内で生産された製品は、例えば、フランス製ではなく、EU製となる。)と似ています。地域原産を採用する原産地規則では、域外からの輸入品とは、一単位としての全締約国に初めて到達した外来物品ということになります。この方式を自国内のみならず、FTA・EPAの全締約国における材料及び生産行為にも適用できれば、立証できればとの条件が付きますが、原産資格の取得が容易になり、締約国相互の特恵貿易の促進・拡大につながります。

完全累積と部分累積

地域原産の考え方に基づく原産性判断を行なう場合には不必要なのですが、国原産の考え方に基づく原産性判断においては、他の締約国で原産品となった産品が自国に輸入され、更に他の産品の生産のための材料として使用する場合に、この材料を非原産(自国の原産品ではない産品)として取り扱うことをせずに、「自国の原産材料とみなすことができる」とする規定が累積規定です(相手国で原産品となったモノに特化した優遇・救済措置で、「部分累積」とも呼ばれます。)。この規定が意味することを考えてみると、原産性判断において締約国の領域内を、トレーシングを行なって生産工程の上流に遡ることが許容されることを説明したところであるますが、FTA・EPAの他の締約国を自国領域とみなせば、「国境を越えたトレーシングをモノに限定して行うことを容認」する概念が「部分累積」であり、「国境を越えたトレーシングをモノのみならず、最終産品の生産に関与したすべての生産行為にまで拡張」した取扱いが「完全累積」です。

他の締約国で原産品となった物品又は行われた行為を考慮に入れるためには、本来、非原産として対象外であるモノ又は行為を原産性取得のために「救済」するための規定が必要となります。これが、累積規定です。この整理で地域原産を論ずるならば、本来、全締約国を一単位として原産性を判断するので、「救済」せずとも制度そのものに内在しているものと考えます。したがって、地域原産の考え方を採用する原産地規則には、本来、累積規定は不要です。この整理を後押しする協定として、日米貿易協定があります(累積規定は置かれていません。)。TPP11には累積規定がありますが、これは確認規定として理解しており、既存協定にすべて入っている累積規定を外すことに躊躇した交渉国があったものと推測しています。

救済の概念とは逆になりますが、特に第 4 編で取り上げる繊維・繊維製品分野においては、TPP11、日アセアン協定以外の協定で基本的な製造工程 (1工程) ごとに原産性が付与されることから、必ずしも累積規定を使用せずとも各生産工程で原産資格を得ることに困難は生じません。一般的には広域協定のメリットは累積規定の適用により品目別規則を満たしやすくすることと言われますが、原産材料

として認められる場合であっても、あえて非原産材料として品目別規則を適用しても何ら困難を生じないことがありますので、累積規定は任意規定であって、必ず適用しなければならないということに留意しながら原産性判断を行なうべきと考えます。

以上、原産性判断における基本原則と概念を簡単に説明してきました。ATIGA、「アセアン+1」諸協定の個別の累積規定については、第 2 編以降において更に深堀りしていますので、本章では概要を述べるに留めます。国原産と地域原産、完全累積と部分累積、ロールアップ、ルールダウンとトレーシングに係る相関関係を図表にすると、図表 3「国原産、地域原産と累積制度の整理」のようになります。

| | 自国内での |)生産 | 他の締約国での生産 | | | | |
|--------|----------|---------|----------------------------|--------|--|--|--|
| | モノ | 生産行為 | モノ | 生産行為 | | | |
| | | | 他の締約国の原産品であれば自国の原産材料 | | | | |
| 国原産 | | | として使用可能(越境ロールアップ) | 考慮せず | | | |
| (部分累積) | | | 他の締約国の非原産品であれば自国において | 考思せ9 | | | |
| | ロールアップ、 | | も非原産材料(越境ロールダウン) | | | | |
| | ロールダウン、 | すべて考慮 | 他の締約国の原産品であれば自国の原産材料 | | | | |
| | トレーシングの | できる | として使用可能(越境ロールアップ) | | | | |
| 国原産 | すべてが可能 | | 他の締約国の非原産品であっても、その中に | 本庫でキフ | | | |
| (完全累積) | | | 原産材料が含まれていれば、当該材料につい | 考慮できる | | | |
| | | | ては自国において原産材料として使用可能 | | | | |
| | | | (越境トレーシング) | | | | |
| | モノ: 全網 | 節約国の領域を | 一単位として、ロールアップ、ロールダウン、 | トレーシング | | | |
| 地域原産 | のす | すべてが可能 | | | | | |
| | 生産行為: 全統 | 節約国の領域を | 一単位として、すべて考慮できる | | | | |

図表 3: 国原産、地域原産と累積制度の整理

(出典:今川博・松本敬著『メガ EPA 原産地規則 自己申告制度に備えて』(日本関税協会、2019 年) 次に、原産地手続きに関する基本原則を説明します。

自己申告と第三者証明

産品の原産性は、輸入国に所在する輸入者が直接に知り得ないことが多く、まして輸入者からの輸入申告を審査する輸入国税関は、輸入者の立証に依拠することになります。FTA・EPAの特恵税率は輸入された産品が原産品であると認められる場合のみに適用されるので、輸入申告時に当該産品が原産品である旨の証拠となる書類等を、税関が必要と認める場合に、提出するとの取扱いになっています。どの程度の書類を必要とするかは国によって異なりますが、どの国も基本的な制度設計はそのようになっています。協定上、最低限必要とされ、準備すべき文書が、一連の証拠書類のサマリーとしての原産地証明書であり、自己申告に係る文書になります。両者の違いは、原産地証明書が官公庁又はその委任を受けた機関(例えば、商工会議所)が発給する(第三者による証明)のに対して、自己申告は産品の生産に関与した生産者若しくは輸出者又は当該産品の輸入者が作成します。

自己申告の場合は、「誰が」自己申告を行なえるかについて必ずしも一致しておらず、TPP11 では、輸出者、生産者、輸入者が行なうことができるのに対し(第三者証明は使えません。)、RCEP では、第三者証明と併存し、現時点では、我が国、豪州、NZ のみが輸出者、生産者による自己申告を実施することとしており、輸入者については我が国のみが実施できます。また、事業者が単独で行うことができる自己申告制度への過渡的なものとして、輸出国政府によって認定された者のみが自己申告を行なう「認定輸出者自己証明」制度も存在します。

第三者証明は、輸入国税関からの検証に対して発給機関が対応することから、輸出国当局から「守られている」ような感覚がありますが、発給機関は原産性の有無について事実関係を疎明するにすぎません。自己申告制度では、日 EU・EPA のように輸入国税関からの検証に輸出国税関が対応する場合と、TPP11 のように輸出者・生産者のうち自己申告を行った者が直接に輸入国税関の照会に回答するものもあります。輸入者が申告を行った場合、輸入国税関は自国の輸入者に直接照会するので、相手国(当局・事業者)に照会することはありません。

域内一貫加工の原則(Territoriality principle)

原産品の定義規定として、「・・・非原産材料を使用して完全に生産される産品・・・」(TPP11 第3.3条(c))、「・・・原産材料のみから・・・完全に生産される産品」(日アセアン協定第24条(c))のように完全生産品でないにもかかわらず、「完全に生産される」という文言が使用されることがありますが、この「完全に」とは、「一又は二以上の締約国の領域において域外に出ることなく、域内で一貫して」という意味になります。例えば、TPP11 で途中まで TPP11 域内で生産された材料が中国に輸出され、加工された後に TPP11 域内に戻されて最終製品にまで仕上げられた場合に、当該材料が中国に輸出された段階で原産資格は清算され、域内に戻された段階から非原産材料を輸入して最終製品を仕上げたものとして原産性判断が行われます。つまり、中国に輸出される以前の原産資格は、域外に出た段階で考慮されることはなくなります。

ただし、例外もあります。アジア太平洋地域の広域 FTA に例を取れば、韓アセアン協定の附属書 3 (原産地規則) ルール 6 に「特定産品の取扱い」として、「第三国の特区に輸出され、加工の後に再輸入される産品は、原産品扱いされる」旨規定されています。ただし、「当該特定産品の範囲、本ルールの適用のための手続きは、韓国とアセアン相互に合意され」なければなりません。

槓送要件

産品が輸出締約国から輸出され、輸入締約国に輸入されるまでの間に、当該産品が第三国ですり替えられて又は加工されて、別の産品になったものに対して特恵税率が適用されることは、協定の趣旨に反します。そこで、積送基準が定められ、メガEPA協定が発効する以前の、例えば日アセアン協定においては、第三国における行為は、税関監督下での積替え又は船舶運用の都合で一時蔵置されることのみが想定され、単純な積卸し、産品を良好な状態に保存するための措置が認められるのみでした。

一方、TPP11においては、積送基準が大幅に緩和され、第三国における長期蔵置が認められ、輸入国の事情でラベル貼付等が必要な場合にはそのための作業を容認し、積送要件具備の証明に運送書類

等の民間書類での立証で十分としています。自己申告制度の採用とこの緩和措置によって、複数の特恵制度の同時運用として第三国のデポに長期蔵置された各協定に共通する原産品を、引き合いがある都度、当該第三国から直接相手国に特恵輸出する道が拓かれるようになりました。

残念なことに、第三者証明制度の下では輸出国発給当局が原則として輸出時に限定して原産地証明書を発給するので、輸出相手国が原産地証明書に記載済みであり、第三国のデポから当該輸出国にタイミングをずらして輸出することはできても、他の締約国に当該第三国から直接輸出することはできません。この不都合を改善しようとしたのがアセアン主導で導入された「back-to-back certificate of origin (連続する原産地証明)」で、例えば、マレーシアからシンガポールに輸出された ATIGA 原産品が、シンガポールで仕分けされ、一部がインドネシア、一部がフィリピンというように船積みに従った原産地証明書の分割がオリジナル証明書の数量の範囲内でできるようになっています。しかしながら、あくまでも同じ協定を適用する場合に限定した原産地証明書の分割なので、自己申告におけるような複数の協定の原産資格を有する産品の、引き合いに応じての第三国からの特恵輸出はできません。

中アセアン協定では、連続する原産地証明に代えて「移送証明書(Movement Certificate)」を輸出者の要請に基づき中間締約国の発給当局が発給します。これには条件があり、当該中間締約国の輸入者と移送証明書の発給申請を行なう輸出者が同一の者でなければならず、当初の原産地証明書 Form E が提出され、移送証明書に所定の記載事項が記載され、当初数量を超えないこととなっています。

更に、改善を試みた制度が豪・NZ・アセアン協定で、産品が輸入締約国で通関される前に、輸出者、 生産者の要請によって発給当局は仕向国の変更を求めることができるので、相当程度弾力的な運用が 可能です(改訂議定書付録 2.B ルール 20)。

原産地証明書への FOB 価額の記載

「アセアン+1」協定で、特に商社から苦情の出ていた原産地証明書への FOB 価額の記載について、アセアン及び他の締約国のウェブサイトで確認できる範囲で申し上げると、韓アセアン協定及び印アセアン協定には進捗が見えず、一律に FOB 価額を記載することになります。若干の改善が見られるのは、日アセアン協定及び中アセアン協定で、付加価値基準を使用して原産性を立証する場合にのみ FOB 価額の記載が必要となります。

更に進んでいるのは豪・NZ・アセアン協定で、付加価値基準を使用する場合のみ記載を必要としますが、豪州と NZ については記載しません(改訂議定書付録 3「記載要件リスト」)。ただし、輸入国税関に求められた場合には、輸出者が FOB 価額を記載した書類を提出することになっています。なお、連続する原産地証明の場合には、FOB 価額は当初価額ではなく、中間締約国から輸出される際のFOB とする旨の追記があります。

ATIGA では更に改善されており、付加価値基準を使用する場合のみ記載が必要としつつ、具体的には、インドネシア、カンボジア及びラオスでの輸出入に際してのみ記入が必要としています。すなわち、他のアセアン加盟国への輸出入に際しては、記載義務を外しています。RCEP では、付加価値基準を使用する際に FOB 価額の原産地証明書への記載が必要となっており、輸出者・生産者による原産地申告においても記載義務があります。

以上、原産性判断と原産地手続きに関する基本原則を簡潔に説明してきました。第2編以下で技術 的な内容に立ち入った際には改めてご参照ください。

第 2 編 機械·エレクトロニクス製品等(第 84 類、第 85 類)

1. アセアンの「プラス1 | FTA 交渉の基本方針と累積規定の差別化

機械・エレクトロニクス製品分野の品目別規則

第2編では、第84類の機械、第85類のエレクトロニクス製品等の原産地規則を論じます。本製品分野は、部品の原産性判断において付加価値基準を使用する頻度が自動車に次いで高い分野の一つであることが、大きな特徴の一つです。その理由がHS品目表の構造にあることは後述しますが、機械・エレクトロニクス製品の完成品に適用される品目別規則は、部品から製品への組立てがHS品目表の構造に適切に反映されていることから、関税分類変更が最も立証の容易なルールとなるのに対して、製品の専用部品の製造は分類を同じくする専用部品からの更なる組立てを要することから、関税分類変更では原産性判断ができません。そのため、本製品分野においては専用部品から製品への組立てに対する関税分類変更基準の適用と、専用部品から専用部品への組立てに対する付加価値基準の適用に、明快に二分化されます。

ATIGA O [partial cumulation]

本製品分野におけるもう一つの特徴として、専用部品の製造工程が細分化され、グローバル・バリューチェーンに乗った専用部品の越境調達が行われる過程において、それぞれの加工工程で付与される付加価値がさほど大きくならず、関税分類の変更も生じないことから、単独で付加価値基準を満たすことが困難な状態にあります。そのような場合の救済手段が累積規定で、原産材料、工賃、域内輸送費などを積み上げていくことで、閾値を満たせるようになります。残念なことに、アジア太平洋地域での越境調達で活用されるべきアセアンの「プラス1」諸協定は、アセアン域内貿易におけるATIGAの優位性を確保するために、原産地規則をあえてATIGAよりも緩やかには設定していません。最も端的に区別されているのは累積規定で、ATIGAでは(i)モノの累積(他の加盟国の原産品を原産材料として認める「越境ロールアップ」)と(ii)加盟国での付加価値が20%以上ある非原産品に対して当該付加価値の累積を認める「限定的な越境トレーシング」(アセアンでは「partial cumulation」と呼んでいます。)を認めますが、「プラス1」諸協定では(i)のモノの累積のみで(ii)は認めていません。したがって、アセアン域内での特恵貿易に限れば、同じ生産工程を行なっても、ATIGAの累積規定を適用すれば原産性をより満たしやすくなります。この点は、RCEPにおいても同様で、「partial cumulation」は規定されていません。

第 1 編で説明した「完全累積」に対比して用いられる「部分累積」の概念と、ATIGA の「partial cumulation」は翻訳すると同じ文言になりますが、意味するところは逆になります。「部分累積」は、1980年代にUNCTAD他の国際機関で使用され、一部の国の解説書に用いられるようになって広く使われるようになった言葉ですが、アセアンでは独自の意味を持つ用語として協定に規定され、今日に

至ります。簡単に解説すると、「partial cumulation」は「完全累積」の概念に含まれる越境トレーシングの部分的な適用であって、生産行為そのものを累積させることはせず、モノの累積のうちで非原産の産品に含まれる原産部分を救済するものです。ただし、ATIGA においては 20%以上の付加価値を付けた産品のみを救済対象とするのが特徴で、参考までに述べておきますが、これを特段の条件を付さずに救済するのが日マレーシア協定第 29 条第 2 項、日フィリピン協定第 30 条第 2 項、日ブルネイ協定第 25 条第 2 項、日インドネシア協定第 30 条第 2 項の規定です。

ただし、ATIGA の「partial cumulation」を適用して原産性判断を行った製品がアセアン以外のアジア太平洋地域に「アセアン+1」諸協定を利用して特恵輸出される場合には、当該製品の付加価値が必ずしも十分ではないかもしれないので、ATIGA の「partial cumulation」を適用した ATIGA 原産品が「アセアン+1」諸協定においても常に原産品にはならないことに注意が必要です。

ATIGA の「partial cumulation」を上回る TPP11 の地域原産

アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の累積概念で優位を保っているのは TPP11 です。TPP11 は、全締約国の領域を一地域とみなす「地域原産」の考え方を採用しているので、ATIGA における付加価値 20%以上のような限定はなく、生産行為そのもの又は生産において付与された材料の価額を含む域内付加価値のすべてが次の段階の生産に考慮・加算できる仕組みになっています。しかしながら、累積制度が優れていても現実のバリューチェーンに組み込まれている締約国数が少ないことが問題といえます。英国などの新規加盟が続々と認められるようになると魅力度は増すのでしょうが、現在のところ締約国は 8 ヵ国にすぎず、原署名国のすべてが批准していないことが示すように米国の離脱が大きな影響を与えています。

2. 機械・エレクトロニクス製品分野の組立工程と HS の構造

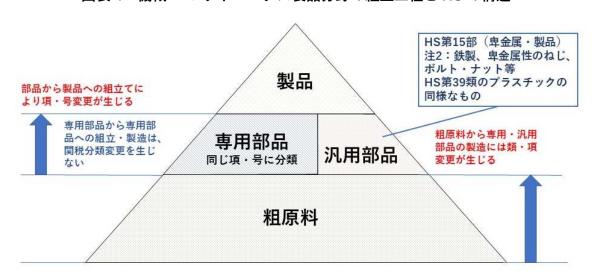
本編の冒頭でも触れたとおり、機械・エレクトロニクス製品分野の製造工程を HS 分類で追うと、図表4「機械・エレクトロニクス製品分野の組立工程と HS の構造」のように、粗原料としての鉄・卑金属・プラスチック材料から専用部品、汎用部品又はコンポーネンツとして独立した製品(例えば、モーター)などから、最終製品である機械等に組み立てられます。その際、粗原料から部品への製造には明確な関税分類変更が生じ、同様に専用部品・汎用部品から機械等の製品への組み立てによっても明確な関税分類変更が生じます。しかしながら、専用部品から専用部品への組立には関税分類変更が生じないため、付加価値基準での補足が必要になります。

第84類及び第85類の専用部品(特定の機械又は同一の項の複数の機械に専ら又は主として使用する部分品)は、例えば、(i) 第84.09項のエンジン部品のように単独の項として独立している場合と、(ii) 第8411.91号、第8411.99号のガスタービンの部品のように製品が分類される項の末尾の号に分類される場合に分かれます。(i) の単独の項は、

第 84.09 項、第 84.31 項、第 84.48 項、第 84.66 項、第 84.73 項、第 84.87 項、第 85.03 項、 第 85.22 項、第 85.29 項、第 85.38 項

で、(ii) は上記以外の第 84 類又は第 85 類の項になります。ただし、第 85.17 項の物品及び第 85.25

項から第85.28 項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17 項に属し、第85.24 項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29 項に属します。該当する項がない場合には、第84.87 項又は第85.48 項に属することになります。



図表 4:機械・エレクトロニクス製品分野の組立工程と HS の構造

3. 「一般ルール」としての項変更又は RVC40%

豪・NZ・アセアン協定以外の「アセアン+1」諸協定の原産地規則では、非原産材料を使用した産品の原産性判断基準として、項変更又はRVC40%を「一般ルール」として採用しています。この「一般ルール」は協定条文に置かれる規定で、全品目に横断的に適用されます。完全生産品の定義は協定本文に置かれることが一般的ですが、品目別規則は協定によって様々な形態を取ります。例えば、米国のGSP原産地規則のように付加価値基準(35%)一本であるならば品目別規則は必要ありません。一方、同じ米国の特恵規則でも USMCA(新 NAFTA)の原産地規則では HS 品目表の全品目に個別に規則を設定しています。EU は折衷式で、全品目を対象とした品目別規則を置きますが、HS 類の冒頭に当該類で最も多く設定されている規則を「当該類の一般規則」として置き、その例外となる規則を個々に設定しています。アセアンの AFTA(アセアン自由貿易協定)原産地規則は米国方式で、40%付加価値一本であったものが、タイからの要求に応じて繊維・繊維製品に工程ルールを置いてから、徐々に例外品目が拡大しています。

項変更又はRVC40%を一般ルールとしない、唯一の例外が印アセアン協定で、号変更<u>及び</u>付加価値 35%の要件が全品目に適用され、例外としての品目別規則がありません。これは関税分類変更と付加 価値のダブル要件なので2要件のどちらかを選択する規定に比較して一層厳格になります。しかしながら、要件の一つが「号変更」で付加価値も「35%」と緩和されているので、重要な資材を域内調達する等の工夫をすることで満たし得る基準であると考えます。

豪・N Z・アセアン協定では、改訂議定書において当初の「一般ルール」から「品目別規則の要件に 従う」ことに置き換えられ、相当数の品目において「(i) 項変更、(ii) RVC40%、又は (iii) 号変更プ ラス RVC35% | が採用されています。

ATIGA の例外品目表(2017 年版)でも豪・N Z・アセアン協定とほぼ同じ品目にこれらの選択可能な 3 要件が採用されています。ATIGA が自らこの規定を取り込んだということは、アセアンの事業者は、項変更を満たすことは困難であるけれども、号変更であれば満たすことができ、その場合でも、40%の付加価値は輸入材料が高額でぎりぎり満たせないことがあるので、35%に閾値を落とせば号変更とダブル要件であっても満たし得るとの状態にあると推定することができます。

4. 例外としての RCEP 及び TPP11

RCEP は一般規定を協定条文に置くことはしていませんが、第84類、第85類では概ね以下のように専用部品の組立てに対して原産性を付与するという原則で品目別規則が策定されています。

専用部品が同じ項に分類される場合

製品が分類される号: 号変更 又は RVC40% 専用部品が分類される号: 項変更 又は RVC40%

専用部品が独立した項に分類される場合

製品が分類される項・号: 項変更 又は RVC40% 専用部品が分類される項: 項変更 又は RVC40%

インドの不参加が残念ではありますが、原産地規則から判断するならば RCEP は常に活用を検討すべき原産資格を得やすい EPA であると言えます。ただし、TPP11 と異なり関税譲許が限定的であり、また国別譲許を採用していることから、輸出先となる RCEP 締約国での関税譲許の状況を詳しく調べる必要があります。一方、TPP11 の品目別規則は、RCEP ほどの緩さは認められないものの、機械・エレクトロニクス製品分野に関してはほぼ同様な原則で品目別規則が構成されています。また、地域原産の原則の下で域内のすべての生産行為が累積されますので、国原産のモノの累積のみの RCEP よりも更に原産性を満たしやすくなることは前述のとおりです。関税譲許も第 84 類、第 85 類はほぼ 100%です。

5. ITA 物資を原産品扱いできる規定の先進性

日アセアン協定では、附属書 3(情報技術製品)で ITA 物資(1996 年 12 月の WTO 閣僚会議で採択されたもの)が域内での他の製品の生産において材料として使用される場合には、当該 ITA 物資の品目別規則にかかわらず当該生産を行う締約国の原産品とすることができます。すなわち、材料として使用した品目が ITA 物資であると HS 分類で特定することだけで十分な原産性証明になりますので、第 84 類、第 85 類の製品を製造する事業にとっては大変重宝する規定です。ただし、第 8541.10 号から第 8542.90 号(HS2002 年版の半導体、集積回路等)はこの適用から除外されます。

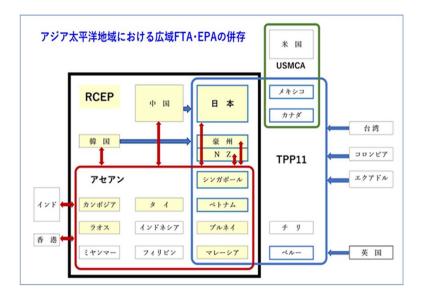
同様な規定が ATIGA 第 28 条 3 に置かれ、ATIGA 附属書 4 に掲げられる ITA 物資(1996 年 12 月 の WTO 閣僚会議で採択されたもの)が、同附属書に掲げられる物品から組み立てられた場合には、当該組立が行われた締約国の原産品とします。日アセアン協定の違いは、日アセアン協定が材料としての IT 物資を原産品扱いするのに対して、ATIGA では材料として IT 物資から組み立てられた製品

としての IT 物資を原産品扱いします。規定としてより明確なので日アセアン協定で、品目別規則を適用する際に IT 物資を原産材料できるので、適用に係る曖昧さはありません。一方、ATIGA は、材料としての IT 物資に加えてそれ以外の材料(例えば、プラスチック材料など)が組立てに使用された場合に「IT 物資から組み立てられた IT 物資」に該当するか、必ずしも明確ではありません。ATIGA を活用するに際して上記の例のように解釈に不安が残る場合には、IT 物資以外の材料に製品としての IT 物資の品目別規則を適用して、例えば、項・号の変更又は 40%付加価値を満たすかの結果を得てから最終的な判断を行なうとよいと思います。

6. 機械・エレクトロニクス製品分野における FTA・EPA の最適選択(総合的観点)

原産地規則の観点からは、部品から製品への組立工程に対して原産性を付与する「号変更」規則等の関税分類変更基準が使用できるスキームは、競合する FTA・EPA 間でより利用される機会が多くなることが予測されます。付加価値基準においても、各スキームに共通するアセアン構成国だけで最低限 RVC35%要件(アセアン以外の域内付加価値を加えれば余裕で 40%超)を満たすことができれば、大多数の品目において「どのスキームにも原産資格を有する」製品の準備が整います。

一方、巨大な人口を抱える中国とインドに対して広域 FTA・EPA での特恵輸出を行う場合には、中国が RCEP と「プラス1」協定、インドにいたっては「プラス1」協定のみとなり、いずれにせよ輸出拠点をアセアン域内に置くことが特恵活用において有利となりそうです。



(再掲) 図表 1: アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の併存

図表1から読み取れるように、アジア太平洋地域において広域 FTA・EPA を最も多く発効させている国は、シンガポールとベトナムです。すなわち、RCEP、TPP11、ATIGA、「アセアン+1」諸協定のいずれにも締約国としてを連ねています。したがって、原産地規則の観点から本製品分野の製品又はその部品製造の拠点として選択する場合には、この両国を候補に入れてしかるべきと考えます。

本報告書では取り上げませんが、EU と FTA 関係にあるアセアン諸国はシンガポールとベトナムであり、米国との FTA ではシンガポールに限られます。また、後発開発途上国から先進国への「無税無枠」輸出(LDC 向け GSP スキームの適用)であれば、ラオス、カンボジア、ミヤンマーが拠点の候補に入りますが、政治的に不安定な国への拠点設置はリスクが伴います。

このような大枠での方向性を確定することができれば、(i) 譲許品目カバレッジでの比較、(ii) 譲

許税率のステージング進行状況の把握、(iii) 原産地規則の正確な把握を行い、特定産品についての 現時点での最も優位な特恵輸出の方法を導くことができるはずです。

7. 第84.11 項の「その他のガスタービン」を例に取った最適 FTA・EPA の選択

第 84.11 項には「ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン」が分類されます。このうち、ターボジェット、ターボプロペラのような用途が確定している製品を除いた「その他のガスタービン」を例に取って、原産地規則の観点からの FTA・EPA 最適適用を考察してみます。本項では製品(その他のガスタービン)が第 8411.81 号又は第 8411.82 号の二つの号に出力に応じて分類され、部品(部分品でターボジェット・ターボプロペラ用以外のもの)が第 8411.99 号に分類されます。

製品の輸出入に係る最適選択

図表 5 は、第 8411.81 号、82 号及び 99 号に適用される広域 FTA・EPA の品目別規則を示しています。製品に対する品目別規則として最も立証が容易なのは、号変更ルールを採用する RCEP、TPP11、豪・NZ・アセアン協定、ATIGA で、5,000kw 超の製品のみとなりますが中アセアン協定となります。すなわち、専用部品又は他の項に分類されるその他のコンポーネンツ、部品を組み立てるだけで原産資格が得られます。

「アセアン+1 協定 HS 番号 **RCEP** TPP11 ATIGA 品 名 日本 中国 韓国 インド 豪・NZ ターボジェット、ター 84.11 項変更 項変更 号変更 or 40% ボプロペラその他の or 40% and 35% ガスタービン その他のガスタービン 8411.81 出力が 5,000kw 以下 号変更 号変更 40% 号変更 (第 8411.11 号か 号変更 or 40% ら第 8411.22 号まで、第 or 40% 411.82 号を除く) or 40% 号変更 8411.82 出力が 5,000kw 超 号変更 号変更 (第 8411.11 号か 号変更 号変更 ら第 8411.81 号までを除 or 40% or 40% or 40% <) or 40% 部分品 8411.99 その他のもの 項変更 項変更 or 項変更 項変更 or 40% 号変更 or 40% 30%(BU), or 40% or 40% 40%(BD), 50%(FV)

図表 5:第84.11 項の「その他のガスタービン」に適用される品目別規則

豪・NZ・アセアン協定は、一見したところ除外規定があるので制限的な規則であるように見えますが、号変更から除外されている材料は全て製品なので、ターボジェットの完成品を輸入して変造した上でその他のガスタービンを製造したとしても、また、出力が異なるガスタービンの完成品を輸入して出力を変える操作だけを行なって号変更を満たしたとしても原産資格を得られないという意味なので、部品からの組立てには何ら問題は生じません。

日アセアン協定、韓アセアン協定は項変更を採用しているので、専用部品を使用すると同じ項の中での変更となり、原産資格を得られません(デミニミス規定の適用は可能ですが、FOB 価額の 10% が限度となります。)。したがって、アセアン域内の輸出入であれば、日アセアン協定、韓アセアン協定以外の FTA・EPA を利用し、利用可能な FTA・EPA のうちで相手国の譲許税率が最も低いものが最適選択となります。逆に、我が国又は韓国から輸出入する場合は RCEP を使用するか、ステージングの関係で譲許税率が追い付かない場合には日アセアン協定、韓アセアン協定を付加価値基準で使用することになります。ただし、付加価値基準の立証にコストがかかることはご認識のとおりです。

印アセアン協定で採用される号変更と付加価値 35%のダブル要件は、号変更に問題がないとしても、35%付加価値を満たさねばなりません。非原産材料の輸入限度枠は FOB 価額の 65%となるのでそれほどの厳格さは感じさせませんが、ガスタービンの部品を製造できる国がある程度限定されている場合は、調達部品の額が 65%を超えてしまうようなケースがあるかもしれません。

部品の輸出入に係る最適選択

その他のガスタービンの部品に適用される品目別規則は項変更又は付加価値基準がスタンダード規定となっていますが、ATIGA は例外的に号変更ルール又は RVC40%を採用しています。しかしながら、号変更ルールとは、その他のガスタービンの部品の製造にターボジェット又はターボプロペラの非原産専用部品の使用が許容されるということだけなので、ガスタービンの(細かな)非原産専用部品を材料としてガスタービンの(大きな)部品を組み立てたとしても原産資格を得られません。したがって、ガスタービンの部品に適用される項・号変更ルールを満たすためには、粗原料から専用部品を域内で一貫生産しなければなりません。部材調達は品質、価額、納期等の諸種の要素を総合的に勘案した上で決定することが前提であるので、部品の生産に関しては、付加価値基準の使用を前提として考えなければなりません。

デミニミス規定は、通常、関税分類変更を満たさない場合に適用されるので、付加価値基準について閾値(%の数値)に関する「値引き、オマケ」はありません。その意味で、印アセアン協定が35%と最も低い閾値を提供してくれますが、ダブル要件となる号変更は、出発材料が粗原料となることから満たすことは相当困難になると考えます。

印アセアン協定以外であれば、閾値は同じ 40%で控除方式の計算式が使えます。この場合、付加価値要件を満たせば非原産専用部品を使用しても差し支えないので、非原産の専用部品を最大限 60%まで使用できることになります。控除方式は、積上げ方式と比較して、内国付加価値をより大きく表現できるものなのでお奨めです。ただし、原産性が不明な材料は一律に非原産材料として取り扱われるので、付加価値の上乗せを図るには原産材料であることの立証が必要となってくるので、自社生産していない材料の原産性の把握をどのように確保するかが課題となります。

「アセアン+1」諸協定及び ATIGA の原産地証明実務に共通して当てはまることですが、付加価値基準を使うと原産地証明書に FOB 価額を記載する義務が生じる場合があり、協定によって対象国が異なるので、注意が必要です。詳細は、第1編第2章の「原産地証明書への FOB 価額の記載」で述べたとおりです。

第3編 自動車及び自動車部品(第87類)

1. 自動車、同部品に適用される原産地規則

はじめに、自動車及び自動車部品に適用される原産地規則策定に係る背景を簡単に整理します。文脈によって自動車の附属品を単独で記述する場合を除いて、本編においては「自動車部品」を附属品を含めた意味で用いています。

基幹産業としての自動車産業

自動車産業は、完成車メーカーを頂点に幾層もの部品サプライヤーがピラミッド型の産業構造を構成し、国内に膨大な雇用を創出し、生産、輸出による GDP の創出に貢献するため、先進国、途上国を問わず、どの国においても基幹産業として位置付けられています。そのため、原産地規則の策定にも各国の思惑が重なります。すなわち、競争力の乏しい自動車産業を抱える締約国にとっては、他の締約国で自動車部品の完成車への組立てのみによって原産資格が得られてしまうことは、自国への対内直接投資の確保、自国基幹産業の保護育成の観点から考えれば、適当ではありません。

我が国のように自動車の MFN 関税が既に撤廃(無税化)されていれば、EPA 原産地規則は専ら輸出促進の観点から交渉されます。その最も成功した例は、米国が参加していた TPP12 です。12 ヵ国全域での付加価値を考慮できる地域原産の考え方に基づくネットコスト方式で 45%又は控除方式で55%という基準を合意できたことは、米・加・メキシコの3ヵ国による USMCA 協定で乗用車のネットコスト方式での最終的な閾値が 75%(発効時 66%)であることを考えれば、驚異的な緩さといえましょう。

完成車に適用される品目別規則

完成車生産へ自国の自動車部品産業の関与を深めさせるべく、第 87.02 項から第 87.04 項までの乗用車・バス・トラックを例に取れば、本報告書で取り上げるどの広域 FTA・EPA でも自動車部品及び完成車に対して付加価値基準が適用されます(図表 6「乗用車・バス・トラック・特殊用自動車等に適用される品目別規則」参照)。例外として、韓アセアン協定で第 8703.10 号の雪上車に対して項変更ルールが併設されますが、併用される付加価値基準は 40%です。なお、付加価値計算式の控除方式で各協定を比較すると、閾値は 40%から 55%の範囲内に収まります。他方、この閾値を逆に見れば、非原産材料を最大 60%から 45%まで使用できることを意味しますが、この非原産材料には締約国外から輸入した部品に加えて、締約国から輸入した部品であっても原産資格を得られなかったもの、原産資格の有無が不明な部品も含みます。

一方、第 87.05 項の特殊用途自動車に適用される品目別規則を考察すると、RCEP、日アセアン協定、韓アセアン協定、豪・NZ・アセアン協定で項変更ルールが併用されています。この理由は、例えば、クレーン車、せん孔デリック車などは、第 87.06 項の原動機付きシャシに第 87.07 項の車体を取り付けて、さらにクレーン又はデリックを据え付けることで実質的変更とみなせると考えられるためですが、TPP11、中アセアン協定、ATIGA では項変更ルールが併用されません。

また、本来完成車の一部ではありますが、独立した項が与えられている第87.06項の原動機付きシ

ャシ又は第 87.07 項の車体は、完成車と同じ付加価値基準が設定される例が多いのですが、韓アセアン協定では項変更を認めるため、原動機付きシャシ又は車体を他の項に分類されるコンポーネンツ、部品から組み立てることで原産資格を得ます。TPP11 では車体の付加価値要件の閾値が原動機付きシャシに比較して 10%ポイント引き下げられています。

図表 6: 乗用車・バス・トラック・特殊用途自動車等に適用される品目別規則

| HS 番号 | 品名 | RCEP | TPP11 | | ATIGA | | | | |
|---------|----------------|--------|-------------------|--------|-------|--------|---------|--------|-------|
| П3 留写 | 加 石 | KCEF | | 日本 | 中国 | 韓国 | インド | 豪·NZ | ATIGA |
| 87.02 | 10 人以上の人員 (運転手 | 40% | 45%(NC), 55%(BD) | 40% | 40% | 45% | 号変更 | 40% | 40% |
| | を含む。)の輸送用の自 | | | | | | and 35% | | |
| | 動車 | | | | | | | | |
| 87.03 | 乗用自動車その他の自動 | 40% | 45%(NC), 55%(BD) | 40% | 40% | | 号変更 | 40% | 40% |
| | 車 | | | | | | and 35% | | |
| 8703.10 | 雪上走行用車両 | | | | | 項変更 | | | |
| | | | | | | or 40% | | | |
| 8703.21 | その他の車両(乗用車) | | | | | 45% | | | |
| ~90 | | | | | | | | | |
| 87.04 | 貨物自動車 | 40% | 45%(NC), 55%(BD) | 40% | 40% | 45% | 号変更 | 40% | 40% |
| | | | | | | | and 35% | | |
| 87.05 | 特殊用途自動車 | | 45%(NC), 55%(BD) | 項変更 | 40% | 項変更 | 号変更 | 項変更 | 40% |
| 8705.10 | クレーン車 | 項変更 | | or 40% | | or 40% | and 35% | or 40% | |
| | | or 40% | | | | | | | |
| 8705.20 | せん孔デリック車 | 項変更 | | | | | | | |
| | | or 40% | | | | | | | |
| 8705.30 | 消防車 | 40% | | | | | | | |
| 8705.40 | コンクリートミキサー車 | 40% | | | | | | | |
| 8705.90 | その他のもの | 40% | | | | | | | |
| 87.06 | 原動機付きシャシ | 40% | 45%(BU), 45%(NC), | 40% | 40% | 項変更 | 号変更 | 40% | 40% |
| | | | 55%(BD) | | | or 40% | and 35% | | |
| 87.07 | 車体 | 40% | 35%(BU), 35%(NC), | 40% | 40% | 項変更 | 号変更 | 40% | 40% |
| | | | 45%(BD) | | | or 40% | and 35% | | |

完成車に設けられる付加価値基準のみのルール適用に対する例外が、印アセアン協定の「号変更及び付加価値 35%」です。ダブル要件が定められていても、完成車の自動車部品からの組立てには必ず号変更が生じるので、実際には付加価値 35%のみの緩いルールが適用されると考えられます。

完成車輸出に際して特定の FTA・EPA の利用を前提とするならば、生産国(イコール輸出国)で利用可能な当該 FTA・EPA の締約国からの自動車部品の調達を優先し、かつ、その部品が累積規定の適用により原産部品となることを確認した上で完成車の組立てを行うことが必須となります。すなわち、第 2 編の機械・エレクトロニクス製品分野の部品に係る FTA・EPA の最適選択で説明したとおり、自動車関連分野においては、1台の車両の組立てに1万点を超える部品が使用され、複雑な組立工程を経たとしても、組立行為のみでは原産性付与行為と認められないため、部品の段階から完成車に至るまでの付加価値を極力足し合わせることができるように、累積規定の適用を可能な限り拡大すること

が肝要となります。また、何が非原産になるかの基準は各協定で異なるため、例えば、EU 域内のドイツ、フランスなどで生産された日 EU・EPA 原産品としての自動車部品をアジア太平洋地域の広域 FTA・EPA で原産材料として認定するのは不可能です。また、中アセアン協定で原産品であった材料を日アセアン協定で常に原産材料として使用できるとは限りませんし、TPP11 と RCEP でも同様です。アジア太平洋地域において重なり合う原産地規則を上手く使うためには、各協定の共通締約国であるアセアン諸国での付加価値を高め、どの協定でも原産資格を得られるような資材調達体制を維持していくことが重要です。

自動車用エンジン・同部品に適用される品目別規則

自動車に使用される枢要なコンポーネンツであるエンジン及びエンジン部品は、自動車部品の第87.08項には分類されず、第84.07項から第84.09項までの項に分類され、各協定の品目別規則は図表7「自動車用エンジン・同部品に適用される品目別規則」のとおりです。

| IIC Æ□ | 品名 | DOED | TPP11 | | ATIOA | | | | |
|---------|--------------------|--------|-------------------|--------|--------|--------|---------|--------|-------|
| HS 番号 | | RCEP | | 日本 | 中国 | 韓国 | インド | 豪·NZ | ATIGA |
| 84.07 | ピストン式火花点火内燃 | 項変更 | | | 40% | 項変更 | 号変更 | 項変更 | |
| | 機関 | or 40% | | | | or 40% | and 35% | or 40% | |
| 8407.31 | - シリンダー容積が 50 cm | : | 項変更 or 35%(BU), | 40% | | | | | 40% |
| | 以下 | | 35%(NC), 45%(BD) | | | | | | |
| 8407.32 | - シリンダー容積が 50 cm | | 項変更 or 35%(BU), | 40% | | | | | 40% |
| | 超、250 cm³以下 | | 35%(NC), 45%(BD) | | | | | | |
| 8407.33 | - シリンダー容積が 250 | | 45%(BU), 45%(NC), | 40% | | | | | 40% |
| | cm³ 超、1,000 cm³以下 | | 55%(BD) | | | | | | |
| 8407.34 | - シリンダー容積が 1,000 |) | 40%(BU), 40%(NC), | 40% | | | | | 40% |
| | cm³ 超 | | 50%(BD) | | | | | | |
| 84.08 | ピストン式圧縮点火内燃 | | | | | | | 項変更 | |
| | 機関(ディーゼルエンジ | | | | | | | or 40% | |
| | ン) | | | | | | | | |
| 8408.20 | 第87類の車両の駆動に係 | ii ii | 45%(BU), 45%(NC), | 40% | 40% | 40% | | | 40% |
| | 用する種類のエンジン | | 55%(BD) | | | | | | |
| 84.09 | 第 84.07 項又は第 84.08 | | | 項変更 | | | | 項変更 | |
| | 項のエンジンに専ら又は | | | or 40% | | | | or 40% | |
| | 主として使用する部分品 | | | | | | | | |
| 8409.91 | ピストン式火花点火内燃 | | 項変更 or 35%(BU), | | 40% | 40% | | | 40% |
| | 機関に専ら又は主として | | 35%(NC), 45%(BD) | | | | | | |
| | 使用するもの | | | | | | | | |
| 8409.99 | その他のもの | | 項変更 or 35%(BU), | | 項変更 | 項変更 | | | 40% |
| | | | 35%(NC), 45%(BD) | | or 40% | or 40% | | | |

図表 7:自動車用エンジン・同部品に適用される品目別規則

図表 7 で示されるとおり、エンジン部品(第 84.09 項)からエンジン(第 84.07 項、第 84.08 項)

⁽注) TPP11 で用いられる「BU」、「NC」、「BD」は、それぞれ Build up(積上げ方式)、Net cost(純費用方式)、Build down(控除方式)を示します。

への組立ては関税分類変更を伴いますが、エンジンの品目別規則に項変更ルールが併設されているのは第 84.07 項(ピストン式火花点火エンジン)に限られ、しかも、RCEP、TPP11(シリンダー容積が 250 cm以下)、韓アセアン協定、豪・NZ・アセアン協定に限定されます。

また、エンジン部品については、概ね、項変更ルールと付加価値 40%の併設がスタンダード規定となっています。例外を挙げると、項変更ルールを併用しつつ付加価値基準で控除方式(45%)、積上げ方式(35%)、純費用方式(35%)を採用する TPP11、項変更ルールを併用せず付加価値 40%のみを設定する ATIGA、韓アセアン協定(ピストン式火花点火エンジンのみ)となります。項変更ルールを満たすためには、エンジン部品を粗原料から製造しなければならず、エンジンの専用部品を組み立てて新たな専用部品に仕上げても関税分類変更は生じません。

したがって、全世界に展開している我が国の自動車企業の部品調達網が広域 FTA・EPA の締約国内に収まれば、粗原料からの部品製造を満たすことも可能と思いますが、現状では、欧州、北米など域外の部品生産拠点からの調達が必要となることが多いと考えられるので、事実上、付加価値基準が満たすべき品目別規則となり、この点においても、自動車・自動車部品の品目別規則に整合的に策定されていることが分かります。

自動車用部品・附属品に適用される品目別規則

自動車に使用されるブレーキ、ギアボックス、駆動軸、懸架装置等の主要コンポーネンツは、第87.08 項の各号に分類され、当該コンポーネンツを構成する専用部品も同じ号に属するので、これらの主要コンポーネンツについては粗原料から生産しない限り関税分類変更は生じません。第87.08 項のすべての自動車部品・附属品に付加価値基準が単独設定(TPP11、日アセアン協定、中アセアン協定)又は併設(その他の協定)されていますが、印アセアン協定及び豪・NZ・アセアン協定の一部(第8708.21 号のシートベルト、第8708.29 号のその他の車体の部分品)に対しては、ダブル要件が課されます。

ダブル要件が設定されている印アセアンは他の製品分野と同じ「号変更+付加価値 35%」ですが、豪・NZ・アセアン協定は「号変更+RVC40%」と更に要件が厳しくなっており、付加価値要件を満たすことはできても号変更を満たすのは容易ではありません。例えば、シートベルトの繊維帯は非原産の人造繊維の布から切断、縫製によって製造できても、バックル、アンカーなどは卑金属の鋼材から専用部品に切り抜き、研磨等によって仕上げねばならず、アセアン、豪州、NZ の域内に所在する部品メーカーからの調達が事実上強要されます。コスト、品質等で見合う部品を提供できるメーカーから調達できる状況にあればよいのですが、すべての車体の部分品が域内生産されていなければ満たせないルールにおいては、域外調達はデミニミス規定を適用できる FOB 価額の 10%の範囲内に限られます。

このように、自動車部品における原産資格の取得のためには、エンジン・エンジン部品と同様に、付加価値基準を満たすことを検討しなければなりません。自動車部品に適用される品目別規則を図表8「自動車部品・附属品に適用される品目別規則」にまとめましたので、ご参照ください。

図表 8:自動車部品・附属品に適用される品目別規則

| | - A | | | | 17101 | | | | |
|---------|---------------|--------|-------------------|-----|-------|---------|-----|---------|--------|
| HS 番号 | 品名 | RCEP | TPP11 | 日本 | 中国 | 韓国 | インド | 豪·NZ | ATIGA |
| 87.08 | 部分品及び附属品 | 項変更 | | 40% | 40% | | 号変更 | | |
| 8708.10 | バンパー・その部分品 | or 40% | 45%(BU), 45%(NC), | | | 項変更 | and | 40% | 40% |
| | | | 55%(BD) | | | or 40% | 35% | | |
| | 車体他の部分品・附属品 | | | | | | | | |
| 8708.21 | - シートベルト | | 45%(BU), 45%(NC), | | | 項変更 | | 号変更 | 項変更、 |
| | | | 55%(BD) | | | or 40% | | and 40% | 40% or |
| | | | | | | | | | 繊維ルール |
| 8708.29 | - その他の車体の部分品 | | 40%(BU), 40%(NC), | | | 項変更 | | 号変更 | 40% |
| | | | 50%(BD) | | | or 40% | | and 40% | |
| 8708.30 | ブレーキ・サーボブレー | | 45%(BU), 45%(NC), | | | 項変更 | | 40% | 40% |
| | キ・部分品 | | 55%(BD) | | | or 40% | | | |
| 8708.40 | ギアボックス | | 45%(BU), 45%(NC), | | | A: 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 55%(BD) | | | or 40%; | | | |
| | 部分品 | | | | | B: 45% | | | |
| 8708.50 | 駆動軸・非駆動軸 | | 40%(BU), 40%(NC), | | | A: 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 50%(BD) | | | or 40%; | | | |
| | 部分品 | | | | | B: 45% | | | |
| 8708.70 | 車輪・部分品・附属品 | | 35%(BU), 35%(NC), | | | 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 45%(BD) | | | or 40% | | | |
| 8708.80 | 懸架装置 | | 45%(BU), 45%(NC), | | | A: 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 55%(BD) | | | or 40%; | | | |
| | 部分品 | | | | | B: 45% | | | |
| | その他の部分品・附属品 | | | | | | | | |
| 8708.91 | - ラジエーター | | 35%(BU), 35%(NC), | | | A: 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 45%(BD) | | | or 40%; | | | |
| | 部分品 | | | | | B: 45% | | | |
| 8708.92 | - 消音装置·排気管 | | 35%(BU), 35%(NC), | | | A: 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 45%(BD) | | | or 40%; | | | |
| | 部分品 | | | | | B: 45% | | | |
| 8708.93 | - クラッチ・部分品 | | 35%(BU), 35%(NC), | | | 項変更 | | 40% | 40% |
| | | | 45%(BD) | | | or 40% | | | |
| 8708.94 | - ハンドル等・部分品 | | 45%(BU), 45%(NC), | | | 45% | | 40% | 40% |
| | | | 55%(BD) | | | | | | |
| 8708.95 | - 安全エアバッグ・部分品 | | 40%(BU), 40%(NC), | | | 45% | | 40% | 40% |
| | | | 50%(BD) | | | | | | |
| 8708.99 | その他のもの | | 40%(BU), 40%(NC), | | | 45% | | 号変更 | 40% |
| | | | 50%(BD) | | | | | and 40% | |

関税分類変更基準適用の可能性

さて、前節で自動車部品の原産資格の取得には付加価値基準の充足が必然であることを説明したわけですが、関税分類変更基準は自動車部品製造において完全に無視してよいのでしょうか。項変更ルールが併設されている RCEP、韓アセアン協定を適用する場合、項変更ルールによって原産性を得ることができれば、その部品はロールアップされて 100%原産材料として完成車の付加価値に計上することもできるので、例えば、プラスチック材料からの成形などによるバンパーの原産性判断には有効かもしれません。

特に、RCEPではアセアン諸国に加えて、日本、中国、韓国が締約国として名を連ねているので、RCEPの締約国全域に判断対象を拡げて累積規定を上手く活用すれば、粗原料からの部品製造が可能となるかもしれません。価格面、品質面で競争力があることが前提ですが、付加価値基準から関税分類変更基準への転換を行なうことで、機微な価格情報に触れずに十分な原産性の立証が可能となるので、域内越境調達における部品製造企業の協力が得やすくなります。

付加価値基準の閾値比較

付加価値基準のみの設定となっている日アセアン協定、中アセアン協定は 40%のみの閾値設定ですが、TPP11 では、積上げ方式と純費用方式が常に同じ閾値(35%、40%又は 45%)で控除方式はそれらの閾値から 10%ポイント高く(45%、50%又は 55%)設定されています。

韓アセアン協定では、項変更又は 40%付加価値を基本としつつ、第 8708.40 号のギアボックス、第 8708.50 号の駆動軸などの 5 品目においてコンポーネンツとその部品とを区別し、コンポーネンツには 40%、その部品には 45%の付加価値を求めています。

豪・NZ・アセアン協定は、ほぼ 40%付加価値で揃っていますが、第 8708.21 号のシートベルト、第 8708.29 号のその他の車体の部分品及び第 8708.99 号のその他のものの 3 品目で、印アセアン協定と同様のダブル要件が設定されています。

ATIGA は 40%付加価値一本ですが、第 8708.21 号のシートベルトだけが例外で、40%付加価値の他に、項変更、繊維ルールも併設されています。

印アセアンでは例外なく号変更規則を満たした上での35%付加価値付与が求められるので、一国単位で考えると自動車部品の原産資格取得には相当な困難が想定されます。例えば、ギアボックス本体もギアボックスの部品も第8708.40号に分類されることになるので、ギアボックスの専用部品の生産のために非原産の専用部品を使用すると関税分類変更がないため、ダブル要件のうちの「号変更」要件を満たさないことになります。したがって、印アセアン協定を利用してインドに自動車、自動車部品を輸出することを企図している企業は、アセアン諸国で粗原料から生産された自動車部品を確保しなければ、特恵輸出ができなくなります。

しかしながら、逆の言い方をすれば、第 87.08 項のすべての自動車部品について、アセアン加盟 10 ヵ国の領域内に粗原料からコンポーネンツまでを製造できる拠点を分散して確立しておけば、タイ又はインドネシアのような最終組立国にアセアン製の自動車部品を集約した上で組み立て、エンジンに

ついては日本製であっても号変更を満たし、閾値が 35%と低めの設定なので、対インド FTA 輸出は十分に現実味を帯びた可能なものとなります。

電気自動車に使用されるバッテリーパックの原産地規則

最近注目を集めている自動車用バッテリーパック(第 85.07 項)については、図表 9「自動車用バッテリーパックの品目別規則」が示すとおり、RCEP、印アセアン協定が部品からの組立てを概ね容認する以外は、どのスキームも事実上、付加価値基準の充足を求めます。

「アセアン+1」協定 HS 番号 品 名 **RCEP** TPP11 ATIGA 中国 韓国 インド 豪・NZ 日本 蓄電池 (隔離板を含むものとし 項変更 85.07 項変更 号変更 or 40% and 35% 長方形(正方形を含む。)であ or 40% るかないかを問わない。) 8507.10 - ピストンエンジンの始動に使 項変更 項変更 or 40% 40% 40% 用する種類の鉛蓄電池 or 40% 35%(BU), 45%(BD) 8507.20 - その他の鉛蓄電池 号変更 項変更 or 40% 40% 項変更 or 40% 35%(BU), 45%(BD) or 40% 8507.30 - ニッケル・カドミウム蓄電池 号変更 項変更 or 40% 40% 項変更 30%(BU), 40%(BD) or 40% or 40% 8507.40 - ニッケル・鉄蓄電池 号変更 項変更 項変更 or 40% 40% or 40% 30%(BU), 40%(BD) or 40% (2022 年版で 80 号へ) 8507.50 - ニッケル・水素蓄電池 号変更 項変更 or 40% 40% 40% 30%(BU), 40%(BD) or 40% 8507.60 - リチウム・イオン蓄電池 号変更 項変更 or 項変更 40% 40% 30%(BU), 40%(BD) or 40% or 40% 号変更 項変更 or 項変更 8507.80 - その他の蓄電池 40%40% 30%(BU), 40%(BD) or 40% or 40% 8507.90 - 部分品 項変更 項変更 or 30%(BU). 項変更 項変更 項変更

図表 9: バッテリーパック(第85.07項)に適用される品目別規則

世界的に電気自動車(EV)が普及する時代が近づいているようですが、当面、電気自動車にあってはバッテリーパックが自動車としての最重要部品の位置を占めると思われます。アジア太平洋地域内で電気自動車を生産し、域内に輸出するのであれば、RCEPでの特恵税率のステージングを見ながら、より低税率が適用される広域 FTA・EPA の活用も視野に入れるべきでしょう。そのような場合、域外の部品を輸入して組み立てただけで原産品となる RCEPに比べて他の協定では一定付加価値の付与が求められるので、他の協定でも原産品となるバッテリーパックの生産を心掛けておく必要があります。

40%(BD), 50%(FV)

or 40%

or 40% or 40%

or 40%

今後、TPP11 に英国が加盟するようになると、英国に生産拠点を有する日系企業は EU 英国貿易・協力協定でのバッテリーパックの品目別規則をにらんだ英国での生産、部品輸出を戦略的に検討することになるのでしょう。ただし、TPP11 に英国が加盟すれば TPP11 原産品は英国での輸入時に特恵

関税の適用が可能ですが、対 EU 輸出に第三国累積が適用されるわけではありませんので、注意が必要です。その観点からは、過渡的な措置ではありますが、非原産のバッテリーパック材料をアジア太平洋地域から輸入しても、英国工場でバッテリーパック(第 85.07 項)を以下の EU 英国貿易・協力協定の品目別規則を満たす形で仕上げることで、対 EU 特恵輸出は可能です。

バッテリーパックに適用される EU 英国貿易・協力協定の品目別規則

2023 年 12 月末まで:

号変更、非原産のバッテリーセル又はバッテリーモデュールの組立て、又は非原産材料の最大許容限度 (MaxNOM) 70 % (工場渡し価額)

2024年1月~2026年12月:

項変更 (ただし、非原産の正極活物質材料からの変更を除く) 又は非原産材料の最大許容限度 (MaxNOM) 40 % (工場渡し価額)

2027年1月から:

発効後5年以降に、十分かつ適切な原産材料の調達可能性、需供バランスその他の情報など締約諸国内の市場情報を勘案して再検討

したがって、英国の TPP11 加盟以前であっても、アジア太平洋地域でのバッテリーパック構成材料は域内輸出のみならず、欧州市場をも視野に入れて 2026 年までであれば英国工場での工場渡し価額の 40%までをアジア太平洋地域の工場から供給することができます(2027 年以降の品目別規則は再検討される予定)。

2. 自動車及び自動車部品に適用される付加価値基準の比較

控除方式

付加価値基準の計算式は何通りもありますが、控除方式が多くのFTA・EPAで採用され、FOB価額と非原産材料の価額(以下「VNM」)の差額を国内(域内)での付加価値として、FOB価額で除した率を地域原産割合(RVC)として算出します(欧州型では、FOBに代えて工場渡し価額(ex works)が使用されます。)。

RVC =
$$\frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}}$$
 X 100

この方式のみを採用するのは、日アセアン、中アセアンで、他の方式との併用制を採用するのは、RCEP、TPP11、韓アセアン協定、豪州・NZ・アセアン協定、ATIGA の各協定です。ここでも、唯一の例外は印アセアン協定です。印アセアン協定では、間接方式として以下の計算式によって印アセアン FTA 原産割合(AIFTA)が算出されます。

$$AIFTA$$
 $=$ $\frac{輸入された非原産材料の価額 + 原産性が不明な材料の価額}{FOB}$ X 100

どの原産地規則においても、使用した材料の原産性が不明である場合には非原産材料として取り扱われるので、他の方式と同様に非原産材料を対象とすることには差異はありませんが、印アセアン協定の間接方式は付加価値「35%以上」ではなく、非原産材料許容率「65%以下」となります。

ATIGA 直接方式(積上げ方式)

次に、自動車関連産品に併用される他の方式を検証してみましょう。アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA は、TPP11 を除きアセアン 10 ヵ国の参加が必然視されます。ATIGA は付加価値 40%を 単独基準とする AFTA(アセアン自由貿易協定)原産地規則から出発しているので、アセアン各国が 慣れ親しんだ計算方式が取り入れられています。そうした背景を受けて、アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の付加価値計算に係る積上げ(直接)方式では、使用される用語、順番が多少異なっていても、ATIGA の計算方式が採用される傾向が強く、RCEP、印アセアン協定、豪・NZ・アセアン協定 で以下の ATIGA 直接方式が使用されています。

RVC =
$$\frac{$$
原産材料 + 直接労務費 + 直接経費 + 利益 + 他の費用 X 100 FOB

控除方式のみの日アセアン協定、中アセアン協定を除き、併用制度を採る広域協定で上記 ATIGA 直接方式を採用していないのは、韓アセアンと TPP11 のみです。韓アセアンは、ルール 4 第 2 項(a) で「積上げ方式」として「VOM(Value of originating materials)」のみを記載していますが、「VOM」が何を意味するかについては計算式の下に定義規定が置かれており、次のように定められています。

$$RVC = \frac{VOM}{FOB} X 100$$

VOM は、原産材料の価額を意味し、原産材料の価額、直接労務費、直接経費、輸送費、及び利益を含むものとする。

TPP11 の付加価値基準にも「積上げ方式」が存在し、TPP11 の積上げ方式では RVC は「VOM」を「産品の価額(FOB 価額)」で除した率とします。この場合の VOM は言葉の意味に忠実に原産材料の価額のみを含みます。個人的意見ですが、韓アセアンの積上げ方式規定は利用者を混乱させてしまいます。このような規定振りとなった理由は、交渉上の妥協の産物として「実(定義規定)」と「名(計算式での名称)」を分け合ったものと推測します。ATIGA 直接方式との差異は、韓アセアン協定には「他の費用」が含まれず、「輸送費」が含まれることです。

「他の費用」の内訳

ATIGA 直接方式は、アジア太平洋地域において RCEP を含む多くの広域協定で使用される計算式であるにもかかわらず、本家である ATIGA、発効後に最大限の活用が期待される RCEP で「他の費用」の定義が置かれていません。そのため、ATIGA では積み重ねられた実務慣行が確立しているのかもしれませんが、RCEP における「他の費用」の解釈については、特にアセアン以外の 5 ヵ国においては不整合があるかもしれません。したがって、発効後に輸入締約国の税関当局に照会することが明確化の早道となりますが、本報告書では他の協定で定義されている内容からその意味するところを考察します。

韓アセアン協定では、上に引用したとおり「他の費用」の文言は使用されず、「輸送費」を「含む (include)」と規定されています(附属書 3、ルール 4 第 2 項(a))。したがって、輸送費が原産材料 に含まれることは明確ですが、倉庫料などを含むことになるかの解釈については、アセアン諸国又は 韓国の当局に照会した方がよさそうです。

印アセアン協定では、付加価値基準の計算方法は、附属書 2 ルール 4 及び同附属書の付録 A で定めていますが、付録 A (AIFTA Content の計算方法) は次のような解釈定義を置いています。

FOB 価額 = 工場渡し価額 (ex-factory price) + 他の費用 (other costs)

- = 製造費用 (production cost) + 利益 (profit) + 他の費用
- = 原材料費 (cost of raw materials) + 労務費 + 経費 (overhead cost) + 利益 + 他の費用 また、その内訳として、以下の定義が置かれています。

「他の費用」 FOB 価額を算定するに際しての他の費用は、産品を輸出目的で船舶に積み込むために 生じる費用として、国内輸送費、倉庫料、港湾諸掛り、代理店等への手数料、サービ ス料ほかが含まれるが、これに限ることはない。

「**原材料費** | 原材料の費用、及び輸送費並びに保険料

「労務費」 賃金(wages)、報酬(remuneration)、生産工程に関連する従業員の福利厚生 (other employee benefits associated with the manufacturing process)

「経費」 以下を含むが、以下に限ることはない。

- 生産工程に関連する不動産に関連するもの(保険、工場の借料、建物の減価償却、修理、維持管理、モーゲージの利子)
- 工場及び装置のリース料及び利子の支払い
- 工場の保安
- 保険(工場、装置、産品の製造に使用される材料)
- ユーティリティ (燃料、電気、水道、その他産品の生産に直接帰属させられるもの)

- 調査、開発、デザイン、エンジニアリング
- ダイス、鋳型、工作機械設備、工場及び装置の原価償却、維持、修繕
- ロイヤルティー又はライセンス料 (産品の製造に使用される機械又は工程の特許料、 産品を製造する権利に関連するもの)
- 材料及び産品の検査、試験
- 工場における保管、移動
- リサイクル可能なくずの廃棄
- 原材料の価額の算定における経費要素、すなわち、港湾諸掛り、通関手数料、有税物 品に係る支払われた関税額

したがって、印アセアン協定では、FOB 価額から工場渡し価額を差し引いた価額が「他の費用」となり、これには、産品を輸出目的で船舶に積み込むために生じる費用として、国内輸送費、倉庫料、港湾諸掛り、代理店等への手数料、サービス料等が含まれます(附属書 2、付録 A.1 (a)、(b))。

なお、筆者の個人的な意見ですが、工場渡し価額が生産経費と利益の合計額であるならば、この生産経費は、我が国の原価計算の考え方では総原価として製造原価と販売費及び一般管理費(いわゆる、selling, general and administrative expenses: SGA expenses)を含みます(注)。ところが、印アセアン協定では、生産経費を原材料費、労務費及び経費の総計と定義しているので、経費に販売費及び一般管理費を含めているのかもしれませんが、現時点では詳細は判明していません。また、締約国の付加価値としてカウントできる要素の「原産材料の価額+直接労務費+直接経費+利益+他の費用」のうち、「直接経費(direct overhead cost)」として含めてよいものの例示がないので、輸出締約国の一般的に認められている会計原則に従って算定することになると考えられます。

(注) 日 EU・EPA 附属書 3A 注釈 4 (非原産材料の最大限の割合 (価額に基づくもの) 及び最小限の域内原産 割合 (価額に基づくもの) の算定) の定義 1 (b) (ii)では、以下のとおり規定されています。

支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関連する全ての費用であって、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。

当該費用は、次のとおりとする。

- (A) 販売費、一般管理費及び当該産品に合理的に割り当てることができる利益を含む。
- (B) 当該産品を輸送するために要した運賃、保険料及び他の全ての費用並びに当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

豪・NZ・アセアン協定は、印アセアン協定とほぼ同じで、以下のとおり規定されています(協定第3章第5条(d))。

「他の費用」は、産品を輸出目的で船舶又は他の輸送手段に積み込むために生じる費用として、国内輸送

費、倉庫料、港湾諸掛り、代理店等への手数料、サービス料が含まれるが、これに限ることはない。

上記三つの「アセアン+1」協定は、いずれも2010年1月1日に発効しており、交渉の時期もある程度重なっていたにもかかわらず、少しずつ文言が異なっています。解釈上、最も具体的に規定しているのは印アセアン協定で、「産品が生産工場を出てから船舶の舷側を通過するまでの経費」という意味で非常に明確で、限定列挙ではないため、例示されていない費用であっても当該定義に該当すれば内国付加価値として取り扱うことが可能です。この解釈は筆者の個人的意見ですが、文理解釈の観点から、ATIGA、RCEPを含めて、アセアン諸国内での共通解釈として理解してよいと考えます(ただし、公式解釈は当局者への照会に委ねるべきことを申し添えます。)。

計算方式の併用制において選択できる者(締約国か、輸出者・生産者か)

計算方式が併用制である場合、誰がどのルールを選択することができるのかが重要な問題となります。RCEP、TPP11、豪·NZ·アセアン協定、ATIGA の場合、輸出者又は生産者が任意に選択することができます。しかしながら、印アセアン協定では締約国が直接方式又は間接方式のどちらかを選択し、他の締約国に通報することとなっています(附属書 2 ルール 4(b)、脚注 5)。また、韓アセアン協定では、当初、印アセアンと同様に併用される積上げ方式と控除方式は締約国がどちらかを選択し、その方式を他の締約国に通報することとしていましたが(附属書 3、ルール 4.2 の脚注 3)、韓アセアン物品協定を改正する第 3 議定書(2015 年署名、2016 年発効)によって輸出者又は生産者がどちらかの方式を選択できるようにしました(ただし、選択した方式は年度を通して使用しなければなりません。)。

3. 付加価値基準における平均法の適用

平均法の採用

控除方式においては非原産材料の価額と FOB 価額のみが必要なことから、RCEP 規則に代表されるように、これらの価額は定義され、明確化されています。すなわち、材料費として実際に支払われた又は支払われるべき価額、インボイスに記載されている FOB 価額(調整された価額を含む。)を使用します。これは、税関が課税価格を算定する際に適用する関税評価協定上の概念と一致します。

欧州では、付加価値基準は出荷ロット単位で算定すべきとの原則を採用しているため(注)、我が国を含めて欧州方式に倣う協定では一定期間の出荷をまとめて計算する平均法の適用には、実務上、明文規定による根拠が必要と理解されています。しかしながら、自動車及び自動車部品の原産性を出荷するロット毎に算出するのは手間がかかり、また、生産時点からある程度時間を経ないと確定しない価額要素もあるため、自動車メーカー、部品メーカーにとって最も利便性の高い方法は、一定期間における工場単位、製品単位での包括的な原産性判断を許容する平均法です。その観点から各協定を俯瞰してみると、TPP11と ATIGA では明文で平均法の適用が確認できますが、他の協定では特段の規定がありません。

(注) EU においても平均法採用の動きが見られ、直近の EU 英国貿易・協力協定においては附属書 ORIG-1: 品目別原産地規則の一般注釈、Note 4 (非原産材料の最大許容価額の計算)(d)で、非原産材料の価額の

算定においては、締約国で一般的に認められている会計原則に従った 加重平均価額計算式(weighted average value formula)又はその他の棚卸資産評価方式(other inventory valuation method)を、自動車関連産品に限らず(品目を特定することなく)適用可能としました。さらに、欧州域内に横断的に適用されることになる改訂汎ユーロ地中海条約原産地規則第4条(第3項~第6項)(未発効)において、工場渡し価額(ex-works)及び非原産材料の価額の算定に際して、締約国税関当局は輸出者に対して非原産材料の最大許容限度の算定で平均法を用いることを承認することができるとしています。

それでは、アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA で適用される平均法を具体的に見ていきましょう。

ATIGA 原価計算方式のガイドライン

ATIGA 附属書 5「ATIGA 地域原産割合の算出のための原則及びガイドライン」の B. 「原価計算方式のガイドライン」によると、次の4方式が掲載されています。

- (i) **実際原価**: 実際原価のベースは事業者によって定義されるべきで、実際原価には産品の生産に要した 直接及び間接経費が含まれる。
- (ii) **見積原価及び予算原価**: 見積原価は正当性が立証される場合に限り使用が認められる。事業者は予測の 正確性を示すために原産性を主張する期間内の差異分析及び証拠を提示すべきである。
- (iii) **標準原価:** 標準原価のベースは明示されるべきで、事業者は会計上経費が使われたことを示す証拠を 提供すべきである。
- (iv) 平均原価・移動平均原価: 平均原価は正当性が立証される場合に限り使用が認められる。平均原価を計算するためのベース (期間等を含む) は特記されるべきで (be highlighted)、事業者は平均原価の正確性を示すために原産性を主張する期間内の差異分析及び証拠を提示すべきである。
- (v) **固定費用**: 固定費用は健全な原価計算原則に従って配賦されるべきで、特定の期間における事業者にとっての単価の代表的な反映で、配賦のための手法は明確に示されるべきである。

TPP11 の純費用方式

TPP11 第 3.9 条(純費用)第 1 項では、自動車関連産品の範囲を定め、その原産性判断において純費用(ネットコスト)方式に基づく域内原産割合を適用することを規定しています。

自動車関連産品とは、以下を意味します。

第 8407.31 号~第 8407.34 号: ピストン式往復動機関(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)

第 8408.20 号: 第 87 類の車両の駆動に使用する種類のピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)

第 8409.91 号~第 8409.99 号: 第 84.07 項又は第 84.08 項のエンジン(航空機用以外のもの)に専ら又は 主として使用する部分品

第 87.01 項~第 87.09 項: トラクター、バス、乗用車、トラック、クレーン車等の特殊用途自動車、

これらの部分品・附属品、原動機付きシャシ、車体、自走式作業トラック

第 87.11 項: モーターサイクル

同条第2項では、「純費用」、「自動車関連産品(単数の the good。以下同じ。)の純費用」の定義を定めています。

「純費用」とは、(i) 総費用 から (ii) 控除されるべき費用 (販売促進・マーケティング・アフターサービス費、使用料、輸送費、梱包費、不当な利子)を差し引いたもので、

「**自動車関連産品の純費用**」とは、次のいずれかの方法によって合理的に割り当てる(以下「配賦する」) ことができる純費用です。

- ① 生産者によって生産される全ての自動車関連産品の総費用から控除されるべき費用を差し引いた純 費用を、(原産性判断の対象となる産品に)合理的に配賦する。
- ② 生産者によって生産される全ての自動車関連産品の総費用を(原産性判断の対象となる産品に)合理的に配賦し、そこから控除されるべき費用をそれぞれ差し引く。
- ③ (原産性判断の対象となる)自動車関連産品の総費用の一部をなす各費用の積上げに当って、控除されるべき費用が含まれないように合理的に配賦する。

同条第3項、第4項では、具体的な純費用の算定には、完成車と材料·部品に対して二通りの方法を 認めています。

第1グループ: トラクター、バス、乗用車、トラック、クレーン車等の特殊用途自動車、原動機 付きシャシ(第 87.01 項~第 87.06 項)、モーターサイクル(第 87.11 項)

以下の使用できる区分を用いて、かつ、対象となる自動車のどちらかを基準として、<u>生産者の会計</u> 年度の平均をとることができる。

《使用できる区分》

- (a) 締約国の領域の同一の工場で生産される同一の車種で同一のモデルライン
- (b) 締約国の領域の同一の工場で生産される同一の車種
- (c) 締約国の領域で生産される同一のモデルライン
- (d) 締約国間で決定する他の区分

《対象となる自動車》

- ① 上記のいずれかの区分の全ての自動車
- ② 上記のいずれかの区分の自動車のうち、他の締約国に輸出されるもの

第 2 グループ: 第 87 類の車両の駆動に使用するガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジン、これらの部分品(第 8407.31 号~第 8407.34 号、第 8408.20 号、第 8409.91 号~第 8409.99 号のうち自動車関連)、原動機付きシャシ、車体、自動車の部分品(第 87.06 項~第 87.08 項)

同一の工場で生産されることを条件として、次のいずれかの期間の平均をとることができる(ただし、当該年度、四半期、月の間に生産されたもの。)。

《使用できる期間》

- (a) 当該材料・部品の販売相手である自動車生産者の会計年度(販売される材料・部品ごと、他の締約国の領域に輸出される材料・部品ごとに算定)
- (b) 任意の四半期又は月(他の締約国の領域に輸出される材料·部品ごとに算定
- (c) 当該材料·部品の生産者の会計年度

同条第 5 項では、純費用算出に必要なそれぞれの専門用語である総費用、控除されるべき費用(販売促進・マーケティング・アフターサービス費、使用料、輸送費、梱包費、不当な利子)、車種、モデルラインの定義を定めています。

「**総費用**」 産品に係る全ての(i) 製品原価、(ii) 期間原価 及び (iii) 他の費用であって、一又は二以上の 締約国の領域において生ずるものをいう。

- (i) 「製品原価」は、産品の生産に関連する費用であり、材料の価額、直接労務費及び直接経費を含む。
- (ii) 「**期間原価**」は、その生ずる期間中に経費として請求される費用(製品原価を除く。)であり、販売費及び一般管理費を含む。
- (iii) 「他の費用」は、生産者の帳簿に記録される製品原価及び期間原価以外の全ての費用であり、利子を含む。

総費用には、生産者が取得する利得(当該生産者により留保されているか又は配当金として他の者に支われるかを問わない。)及び当該利得について納付される税(譲渡収益税を含む。)を含まない。

「車種」

- (i) セミトレーラー用の道路走行用トラクター(第 8701.20 号)、16 人以上のバス(第 8702.10 号、第 8702.90 号)、ダンプカー、5 トン超のトラック(第 8704.10 号、第 8704.22 号、第 8704.23 号、第 8704.32 号、第 8704.90 号)、クレーン車等の特殊用途自動車(第 87.05 項)、原動機付きシャシ(第 87.06 項)
- (ii) トラクター (第 8701.10 号、第 8701.30 号~第 8701.90 号)
- (iii) 10 人以上 15 人以下のバス(第 8702.10 号、第 8702.90 号)、5 トン以下のトラック(第 8704.21 号、第 8704.31 号)
- (iv) 乗用車等(第8703.21号~第8703.90号)
- (v) モーターサイクル (第 87.11 項)

「モデルライン」

同一の車台又はモデルの名称を有する自動車の一群

「使用料」

著作権、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用又は使用の権利の対価として発生する全ての種類の支払金(技術支援又は類似の合意に基づく支払金を含む。)をいい、次のものを含む特定のサービスに関連し得る技術支援又は類似の合意に基づく支払金を除く。

- (i) 人員の訓練(当該訓練が行われる場所を問わない。)
- (ii) エンジニアリング、設備の据付け、型の取付け、ソフトウェア・デザイン及び類似のコンピュータに係るサービスその他サービス(一又は二以上の締約国の領域において行われる場合に限る。)

「販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用|

- (i) 販売及びマーケティングの促進、メディア広告、広告及び市場調査、販売促進及び実演説明のための資料、展示、販売会議、展示会及び見本市、バナー、マーケティングのための陳列、無料の見本、販売、マーケティング及びアフターサービスに係る印刷物(産品のパンフレット、カタログ、専門図書、価格リスト、サービスマニュアル及び販売支援情報)、ロゴ及び商標の設定及び保護、後援、卸売及び小売の在庫補充料並びに接待
- (ii) 販売及びマーケティングの奨励金、消費者、小売業者又は卸売業者への払戻し並びに商品 の奨励金
- (iii) 給料及び賃金、販売手数料、賞与、手当(例えば、医療、保険又は年金に係るもの)、旅費及び住居費並びに販売促進、マーケティング及びアフターサービスのための人材の雇用に係る会費及び報酬
- (iv) 販売促進、マーケティング及びアフターサービスのための人材の採用及び訓練並びに顧客 に対応する従業員に対するアフターサービスのための訓練 (これらに係る費用が生産者の 財務書類又は原価計算書において産品の販売促進、マーケティング及びアフターサービス のためのものとして区別して特定されている場合に限る。)
- (v) 産品に係る賠償責任保険
- (vi) 産品の販売促進、マーケティング及びアフターサービスのための事務用品 (これらに係る 費用が生産者の財務書類又は原価計算書において産品の販売促進、マーケティング及びア フターサービスのためのものとして区別して特定されている場合に限る。)
- (vii) 電話、郵便その他の通信 (これらに係る費用が生産者の財務書類又は原価計算書において 産品の販売促進、マーケティング及びアフターサービスのためのものとして区別して特定 されている場合に限る。)
- (viii) 販売促進、マーケティング及びアフターサービスのための事務所及び流通センターの賃貸 料及び減価償却費

- (ix) 産品の販売促進、マーケティング及びアフターサービスのための事務所及び流通センター に係る資産保険料、税、公共料金並びに修理及び保全(これらに係る費用が生産者の財務 書類又は原価計算書において製品の販売促進、マーケティング及びアフターサービスのた めのものとして区別して特定されている場合に限る。)
- (x) 保証期間内の修理に係る生産者から他の者への支払

「輸送費及びこん包費」

産品を輸送するためのこん包及び買手に直接引渡しを行うまでの輸送に要する費用をいい、当該産品の小売のための準備及び包装に係る費用を除く

「不当な利子」

生産者が負う利子としての費用であって、当該生産者が所在する締約国の中央政府が発行する同種 の満期の借入債券の利回りに7パーセントを加えた水準を上回るもの

「合理的割り当てる」

一般的認められている会計原則に従って適当な方法で配分すること

4. 付加価値基準の異なる利用者の観点からの考察

平均法の活用

平均法の採用については、方式を厳密に定めている協定と、各締約国に詳細を委ねている協定があります。TPP11 は前者であり、ATIGA は後者になります。また、協定の規定の使い勝手は誰が使うかによっても異なりますので、少し立場を変えて、域内の締約国に進出した日系自動車関連企業が域内第三国に広域 FTA・EPA を活用して特恵輸出した場合の生産者、商社、第三国の輸入者・輸入国税関の立場から考察します。

ただし、自動車関連の日系企業が進出先の締約国で生産した製品を、自ら又は商社によって我が国に輸入し、国内販売される場合は、我が国での輸入時に MFN 無税が適用されるので、進出先の締約国で特恵原産地規則を考慮する必要はありません。しかしながら、進出先から部材を我が国に輸入し、加工の上、域内第三国に再輸出する場合には、再輸出の際に適用する協定での原産性チェックが必須となりますので、留意する必要があります。

(1) 生産者の立場

生産者としては、自動車組立メーカー、自動車部品供給メーカーを問わず、平均法の適用で原産性立証に係るコスト軽減でメリットを受けることになります。ただし、TPP11のように具体的な計算方法が指定されている場合と ATIGA のように締約国に委ねられている場合が併存するときには、両協定を並行して使用するのであれば、TPP11の方法で一律に原産性決定を行うことで原産地関連事務を効率的に運営できます。

一方、アジア太平洋地域では平均法を採用していない協定の方が多数であるので、ロット毎の原産

性判断にも対応できる体制を整備しておかねばなりません。ロット毎であれば会計年度全体での平均というわけにもいかず、個別対応となりますので、どちらの方法にも対応できる証拠収集及び保管体制を確保するなど、原産性判断を行う部署には負担がかさみます。特に、最終組立メーカーの間で異なる手法を部品供給メーカーに求める場合には、部品メーカーの負担は倍増することとなります。

(2) 輸出者として貿易業者の立場

基本的に産品の原産性に係る情報は生産者にあり、生産者でない輸出者が原産性の証明を行う場合には生産者から原産性を証明できる最低限の情報を入手していなければなりません。したがって、平均法の採用の有無は貿易業者にとっては間接的に重要な事項となります。また、手続的な内容になりますが、輸出入を行う事業者が系列企業ではなく独立系である場合には、輸出国発給当局の原産地証明書又は生産者による原産地自己申告を活用するか、生産者を信頼して輸入国税関の検証には生産者が対応する旨の合意を得てから特恵制度を利用すべきと考えます。

(3) 輸入者・輸入国税関の立場

域内第三国の輸入者、輸入国税関は、自国の会計原則を判断基準として原産性チェック、検証を行うことはできず、あくまでも輸出国の会計原則に従って判断し、検証しなければならないので、輸入者は生産者の立証に依拠する他に術はなく、輸入国税関職員も輸出国の会計原則に精通していないと適切な質問ができません。その意味では、出荷ロット毎に計算する方式の方が、輸入国税関の立場としては実務上容易であると言えるかもしれません。

域外加工の累積への影響

アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA のうち、韓アセアン協定には域外で委託加工された産品が再輸入された際に原産資格を維持するものがあります(附属書3、ルール6)。

ルール6 (特定産品の取扱い)

ルール 2,4,5 の規定にかかわらず、締約国から輸出された後に当該締約国に再輸入される材料が韓国又はアセアン加盟国の領域の外(特別工業地区)で生産又は作業が行われたとしても、特定の産品は原産品とみなされる。本ルールの適用は、産品のリスト及び本ルールの適用に関する手続きを含めて、締約国間で相互に合意されるものとする。

例えば、アセアンの一構成国において、韓アセアン協定の本ルールの下で「原産材料」として輸入され、最終製品の生産に使用された場合、韓アセアン協定以外の協定を適用して当該最終製品を特恵輸出する際には、域内一貫生産の原則が厳格に適用されることから(品目別規則次第ではありますが)当該最終製品が非原産品となることも考えられるので、注意が必要です。

域外加工は工程の様々な段階で生じることが想定されます。特に、域内の締約国に進出した日系自動車関連企業が直接に又は進出先の地場企業を介して間接的に部材生産の段階で域外加工に関与する場合には、当該域外加工・再輸入を行う事業者として記録を正確に保持しておかなければ当該部材の国内販売先又は輸出先である域内第三国で意図しなかった間違いが生じ、特恵マージン利益の逸失、信用失墜につながることになりかねません。

(1) 域外加工された部材を使用する生産者・輸出者の立場

アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA では韓アセアン協定に限られますが、部材調達においては当該部材の素性の確認が必要になります。本報告書の対象からは外れますが、自動車及び自動車部品の大生産地である EU が締結する FTA では域外加工に寛容である印象を受けますので、将来的に英国がTPP11 に加盟し、英国の部品メーカーとの特恵取引を開始する場合には、EU 法制に慣れ親しんだ英国部品メーカーが域内一貫生産を厳格に適用する TPP11 の規定に留意するように啓蒙措置が必要になると思います。

(2) 部材の生産に域外加工を自ら利用する事業者の立場

アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA を利用する自動車メーカー、自動車部品メーカーは、韓アセアン協定の下での域外加工について当該部材の識別を厳格に行い、輸出に際して累積規定の適用の可否を適切に判断しなければなりません。域外加工の有無、その時期、対象となった部材等についての管理が甘いと、域外加工が行われた産品とそうでない産品が混同され、結果的に輸出先の取引相手に迷惑をかけることになります。

ATIGA における国内調達された認定製造者の製品を原産材料とみなす措置

ATIGA には、締約国で認定を受けた製造者が生産した材料が同締約国内の他の企業者によって調達された場合には、当該材料を原産材料とみなすことができる規定があります(第 29 条第 5 項)。これは、いわゆる「ATIGA 特恵原産地に関する AEO 製造者」のようなもので、ATIGA 貿易に関する限り当該材料に関して輸入国税関は原産材料として原産性判断を行うため、輸出者、輸入者双方から(当該材料に関する)検証に対して安心感を与えます。特に、自動車のように使用部品が万単位に及ぶ産品の生産には、原産性管理上のメリットは大きく、我が国にも二国間取極めで導入できれば、EPA の使い勝手が格段に改善されると考えます。

ATIGA 協定第 29 条(域内原産割合の算出)

5. 確立した認定製造者によって生産された国内調達材料は、国内法令に従って、本協定の原産性に係る要件を満たしたものであるとみなす。それ以外の国内調達材料は、原産地決定のために第 57 条に従った原産地の確認 (検証) を受けなければならない。

非原産材料には「原産材料であることを立証できない材料」をも含むことから、非原産材料を産品の生産に使用することは極めて一般的な生産形態となっています。特に自動車関連産品には付加価値基準が適用されるので、非原産材料の価額は最も大きな原産性判断要素となっています。そのため、何が非原産材料であるかを識別することが肝要であるわけですが、材料供給元からの情報入手が困難なため立証ができず、実際に原産品であっても非原産扱いで取り引される現実があります。この観点から、認定製造者制度を有するアセアン諸国に進出した日系自動車関連企業は、ATIGAを適用してアセアン諸国に輸出する場合に限定されますが、他の協定に比較して立証上の便宜を与えられています。しかしながら、他の協定にはそのような便宜的な規定はないので、ATIGAを適用する立場にない輸入国税関からの検証に対して認定製造者である旨の事実をもって抗弁することはできないので留

意すべきです。

(1) 生産者の立場

ATIGA の適用を前提としますが、自動車部品メーカーが認定製造者となっていれば対外的には問題なく原産部品である旨の証明ができることになり、アセアン各国に進出した自動車メーカーも原産性確保の観点から安心して当該部品を使用することができます。特に、冒頭で述べたように、自動車産業は幾層もの部品サプライヤーがピラミッド型の産業構造を構成していることから、コスト減を達成し、輸出相手国での特恵税率適用を確保することにつながります。しかしながら、上述したように、ATIGA以外の協定では本措置が使えないので、アセアン諸国に展開中の日系自動車関連企業はRCEP、TPP11等を利用して特恵輸出を行う際には、部品メーカーに対して取引きの都度、原産性に関する証拠の確保に注力しなければなりません。こうした立証コストの低減のためにも、日アセアン協定又はアセアン構成国が我が国と締結している二国間EPAで、この制度の採用に係る再交渉が望まれるところです。

(2) 貿易業者の立場

「平均法の採用」部分で述べたとおり、取引される自動車部品又は完成車の原産性の情報は生産者にあり、貿易業者が輸出者として原産性の証明・申告を行う場合には、全面的に生産者に情報を提供してもらう必要があります。したがって、ATIGAを利用して認定製造者の自動車部品を輸出入する場合には、原産地手続きが極めてスムーズに進むというメリットがあります。ただし、繰り返しになりますが、ATIGAの認定製造者であっても他の協定で同様な待遇が与えられるわけではないので、留意すべきところです。

(3) 輸入者・輸入国税関の立場

ATIGA を利用する輸入者は、認定製造者の生産分について、制度上完全に信頼できる立ち位置にあるので、全部又は一部に認定製造者の製品が使われていれば安心して原産材料、原産品である旨の申告ができます。また、その部分については、輸入国税関もチャレンジしない「建前」となっています。認定製造者の原産性判断について輸入国税関が疑う場合には、輸入国税関は輸出国税関に対して認定の有効性に係る調査を依頼することになるのでしょう。

ATIGA による WTO の IT 合意関連物資から組み立てられた産品を原産品とみなす措置

ATIGA には、非原産材料を使用した産品の原産性を決定する実質的変更基準の例外として、WTO 合意で無税となった IT 関連物資から組み立てられた IT 関連物資で同合意に含まれるもの(附属書 4 に 2007 年アセアン共通関税表 8 桁ベースで 411 品目を掲示)を、原産品とみなします。

第1編でも述べたところですが、我が国の二国間 EPA 協定(シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア)にも類似規定がありますが、その規定は「WTO 合意で無税となった IT 関連物資の品目別規則にかかわらず、当該 IT 関連物資が他の産品の材料として組み立てられた場合、当該 IT 関連物資を原産材料とみなす」というものです。そのため、我が国の二国間協定における本件規定であれば、IT 関連物資以外の産品の組立てに材料として使用された場合にも原産材料扱いでき

るので、より使い勝手がよくなっています。アセアン 10 ヵ国のすべてが WTO の IT 合意に参加しているわけではないので(注)、より限定的にし、このような規定になったと考えられます。

(注) アセアンの非参加国は、ブルネイ、ミヤンマー、ラオス、カンボジアの4ヵ国。

ATIGA協定第28条(完全に得られ又は生産された産品でないもの)

3. 本条の第1項及び第2項にかかわらず、1996年12月13日のWTO閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品(附属書4に掲示)は、同附属書に掲げられる材料から組み立てられた場合、締約国の原産品とみなす。

上述の認定製造者の製品が原産材料とみなされることについての考察と同様な事例が挙げられます。 IT 関連物資の場合は、誰が生産したかではなく、IT 関連物資として関税分類されるか否かによって IT 合意を根拠として原産材料扱いされるので、締約国の事情で認定が取消される可能性がある認定製 造者よりも予見性、透明性が高くなります。ただし、IT 関連物資を材料として IT 関連物資を生産す ることが ATIGA の要件となっているので、認定製造者の製品に比較して汎用性は狭まります。

自動車部品の場合は MFN 有税品を低い又は無税の特恵税率で輸入することになりますが、IT 関連物資であれば WTO の IT 合意参加国では原産性の立証も必要なく、MFN 無税で輸入できることになります。したがって、特恵原産地規則上の原産資格を追う場合に、MFN 無税で通関された物品への原産性のトレースは一般的に困難であるため、無条件で原産性を認定する制度は、生産者、貿易業者、輸入者を問わず非常に使い勝手がよいものとなります。

5. 自動車及び自動車部品での累積規定適用による広域 FTA・EPA 活用

最後に、アジア太平洋地域での自動車輸出及び自動車部品の域内調達に係る関税負担を極小化する ための広域 FTA・EPA の活用について考察します。統計資料は、(一社)日本自動車工業会がウェブサイトで公開しているものを引用しています(最終検索日は 2022 年 2 月 18 日)。

アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA (RCEP、TPP11、「アセアン+1」諸協定及び ATIGA) の締約国となっている諸国の四輪自動車の生産台数は、図表 10「RCEP、TPP11、「アセアン+1」諸協定及び ATIGA が適用される諸国の四輪車生産台数」のとおりです。コロナ禍の影響を受けていない 2017 年から 2019 年までの世界の四輪車生産台数の 5 割超がアジア地域で生産され、約 6 割がメキシコ、カナダを含めたアジア太平洋地域で生産されています。この図表が示すとおり、中国での生産台数が圧倒的に大きく、単独企業ベースの生産台数では世界有数の自動車メーカーを擁する我が国の国内生産台数の約 3 倍弱に達します。

また、アジア太平洋地域の主要国の輸出台数(図表 11「アジア太平洋地域の主要国の四輪車輸出台数」参照)を考察すると、中国においては生産台数の約 3%、インドでは 2 割弱が輸出されるのに対し、メキシコでは 8 割強、韓国で約 6 割、我が国でも約半数が輸出されていることが分かります(検索した自工会統計では、その他のアジア諸国の輸出台数は非公開)。

図表 10:RCEP、TPP11、「アセアン+1」諸協定及び ATIGA が適用される諸国の四輪車生産台数

| | | 2017年 | | 2018年 2019 | | | 2019 年 | | |
|-------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|
| 国·地域 | 乗用車 | トラック・ バス | 計 | 乗用車 | トラック・ バス | 計 | 乗用車 | トラック・ バス | 計 |
| 中 国 | 24,806,687 | 4,208,747 | 29,015,434 | 23,529,423 | 4,279,773 | 27,809,196 | 21,360,193 | 4,360,472 | 25,720,665 |
| 日 本 | 8,347,836 | 1,342,838 | 9,690,674 | 8,359,286 | 1,370,308 | 9,729,594 | 8,328,756 | 1,355,538 | 9,684,294 |
| インド | 3,961,327 | 830,904 | 4,792,231 | 4,032,481 | 1,110,328 | 5,142,809 | 3,623,335 | 892,682 | 4,516,017 |
| 韓国 | 3,735,399 | 379,514 | 4,114,913 | 3,661,730 | 367,104 | 4,028,834 | 3,612,587 | 338,030 | 3,950,617 |
| タイ | 818,440 | 1,170,383 | 1,988,823 | 877,015 | 1,290,679 | 2,167,694 | 795,254 | 1,218,456 | 2,013,710 |
| インドネシア | 872,337 | 235,769 | 1,218,106 | 1,005,774 | 287,940 | 1,343,714 | 1,045,666 | 241,182 | 1,286,848 |
| マレーシア | 460,000 | 40,700 | 501,700 | 520,526 | 44,445 | 564,971 | 534,115 | 37,517 | 571,632 |
| ベトナム | 145,571 | 90,590 | 236,571 | 146,000 | 91,000 | 237,000 | 250,000 | 0 | 250,000 |
| 豪州 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,371 | 6,371 | 0 | 5,606 | 5,606 |
| 地域合計* | 44,892,003 | 9,224,801 | 53,395,211 | 43,622,768 | 9,034,058 | 52,656,826 | 40,666,078 | 8,600,791 | 49,266,869 |
| カナダ | 751,048 | 1,442,955 | 2,194,003 | 655,896 | 1,369,898 | 2,025,794 | 461,370 | 1,455,215 | 1,916,585 |
| メキシコ | 1,906,899 | 2,187,933 | 4,094,832 | 1,581,012 | 2,519,758 | 4,100,770 | 1,382,714 | 2,604,080 | 3,986,794 |
| [米 国] | 3,033,216 | 8,156,769 | 11,189,985 | 2,785,164 | 8,512,747 | 11,297,911 | 2,512,780 | 8,367,239 | 10,880,019 |
| [EU(27 ヵ国)] | 16,576,261 | 1,781,445 | 18,358,206 | 16,746,049 | 1,858,030 | 18,604,079 | 15,837,082 | 1,898,069 | 17,735,151 |
| 世界合計 | 72,883,131 | 24,604,711 | 96,746,802 | 71,750,946 | 25,118,074 | 96,869,020 | 67,149,196 | 24,637,661 | 91,786,857 |

- (*) アジア・太平洋地域の合計。数値は、イラン、パキスタン、台湾を含む。
- (注)速報値での計上。EU 加盟国及び中南米の一部では、トラック・バスの生産台数が公表されていない。
- (出典) 国際自動車工業会、我が国は日本自動車工業会。(一社)日本自動車工業会ウェブサイトから引用〔URL: https://www.jama.or.jp/world/world/world_t2.html〕

図表 11: アジア太平洋地域の主要国の四輪車輸出台数

| | 2016年 | | | | 2017年 | | 2018年 | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|---------------|-----------|-------------|-----------|
| 国·地域 | 国・地域 乗用車 | | 計 | 乗用車 | トラック・ バス | ā† | 乗用車 | トラック・ バス | 計 |
| 日 本 | 4,118,432 | 515,601 | 4,634,033 | 4,218,429 | 487,419 | 4,705,848 | 4,357,782 | 459,688 | 4,817,470 |
| メキシコ | 1,478,576 | 1,289,692 | 2,768,268 | 1,443,863 | 1,809,996 | 3,253,859 | 1,271,675 | 2,177,526 | 3,449,201 |
| 韓国 | 2,506,505 | 115,210 | 2,621,715 | 2,415,948 | 114,246 | 2,530,194 | 2,342,292 | 107,359 | 2,449,651 |
| 中 国 | 477,088 | 231,173 | 708,261 | 639,167 | 251,730 | 890,897 | 757,525 | 283,188 | 1,040,713 |
| インド | 758,727 | 108,271 | 866,998 | 748,366 | 96,865 | 845,231 | 676,193 | 99,931 | 776,124 |
| [米 国] | 2,114,606 | 539,082 | 2,653,688 | 2,221,875 | 617,586 | 2,839,461 | 2,344,811 | 535,340 | 2,880,151 |

(出典) WARDS等、我が国は日本自動車工業会。(一社)日本自動車工業会ウェブサイトから引用

(URL: https://www.jama.or.jp/world/world_3t2.html)

アジア太平洋地域の主要国の四輪車販売台数(図表 12「主要国の四輪車販売台数」参照)も参考までに掲載しておきます。さらに、日系自動車メーカー等の現地生産工場数(図表 13「日系自動車メーカー等の現地生産工場数」参照)と日本メーカーの四輪自動車海外生産台数の推移(図表 14「日本メーカーの四輪自動車海外生産台数の推移」参照)から考察すると、近年のアジアにおける日系自動車メーカー四輪車生産工場・部品工場の数と四輪車海外生産台数は、対世界比で半数を超えます。

また、RCEP が発効したので、日系自動車関連企業が進出している国との貿易はすべて FTA・EPA の対象となります。また、TPP11 でメキシコ・カナダにも EPA 活用が可能なことから、アジア太平洋 地域の日系自動車関連企業は地域内の生産拠点から他の広域 FTA・EPA 締約国への特恵輸出が可能な 状況にあります。

図表 12:主要国の四輪車販売台数

| 国・地域 | 2019 年 | | | | | |
|--------|------------|------------|------------|--|--|--|
| 国・地域 | 乗用車 | トラック・バス | 計 | | | |
| 中 国 | 21,444,180 | 4,324,497 | 25,768,677 | | | |
| 日本 | 4,301,091 | 894,125 | 5,195,216 | | | |
| インド | 2,962,052 | 854,839 | 3,816,891 | | | |
| 韓国 | 1,539,060 | 256,074 | 1,795,134 | | | |
| インドネシア | 798,813 | 244,204 | 1,043,017 | | | |
| タイ | 468,638 | 538,914 | 1,007,552 | | | |
| マレーシア | 550,179 | 54,108 | 604,287 | | | |
| 豪 州 | 799,263 | 235,116 | 1,034,379 | | | |
| メキシコ | 761,720 | 597,951 | 1,359,671 | | | |
| カナダ | 496,603 | 1,479,252 | 1,975,855 | | | |
| [米 国] | 4,715,005 | 12,764,999 | 17,480,004 | | | |
| 世界合計 | 64,341,693 | 26,955,045 | 91,296,738 | | | |

(出典) 日本自動車工業会。

(URL: https://www.jama.or.jp/world/world_1t2.html)

図表 13: 日系自動車メーカー等の現地 生産工場数

| 国・地域 | 四輪車 工場数* | 部品 工場数** | | | |
|--------|-------------|-------------|--|--|--|
| 中国 | 19 | 19 | | | |
| タイ | 15 | 9 | | | |
| インドネシア | 15 | 15 | | | |
| マレーシア | 12 | 6 | | | |
| インド | 11 | 2 | | | |
| ベトナム | 7 | 3 | | | |
| フィリピン | 6 | 4 | | | |
| ミヤンマー | 3 | 0 | | | |
| アジア合計 | 103 | 59 | | | |
| メキシコ | 9 | 1 | | | |
| カナダ | 5 | 2 | | | |
| [米 国] | 14 | 11 | | | |
| 米州合計 | 39 | 19 | | | |
| 世界合計 | 181 | 83 | | | |

(出典) 日本自動車工業会。〔URL: https://www.jama.or.jp/world/foreign_prdct/foreign_prdct_1t1.html#table1〕

広域 FTA・EPA のメリットである累積規定の適用による調達先の拡大は、RCEP が発効したことで、これまで「アセアン+1」諸協定でアセアンと我が国、中国、韓国、豪州・NZ との貿易がハブ・スポークの関係であったものが、我が国、中国、韓国、豪州・NZ の原材料を域内のどの拠点における生産においても自由に使用できるようになります。RCEP の発効は、我が国の自動車関連企業にとっては日本国原産の部材をアジア生産拠点からの中国、韓国向け輸出において原産材料カウントできるため、高品質を維持する国内の部品メーカーには追い風となるはずです。自動車メーカーについても、原産材料扱いできる部品調達の範囲が拡がることで、海外生産拠点からの輸出増が望めます。

図表 14:日本メーカーの四輪自動車海外生産台数の推移

| , | | | - | | | | | | | |
|------|------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|------------|
| 年 | アジア | 中近東 | 欧州 | EU | 北米 | アメリカ | 中南米 | アフリカ | 大洋州 | 合計 |
| 1985 | 208,589 | _ | 44,658 | 43,175 | 296,569 | 296,569 | 90,252 | 99,500 | 151,574 | 891,142 |
| 1986 | 282,912 | _ | 75,163 | 73,903 | 426,087 | 425,644 | 87,115 | 119,000 | 133,109 | 1,123,386 |
| 1987 | 355,758 | _ | 102,943 | 100,794 | 608,446 | 592,761 | 104,925 | 134,000 | 127,003 | 1,433,075 |
| 1988 | 456,489 | _ | 132,129 | 130,326 | 723,396 | 672,766 | 125,531 | 145,000 | 152,334 | 1,734,879 |
| 1989 | 597,402 | _ | 205,005 | 203,215 | 1,040,868 | 932,242 | 144,811 | 184,500 | 166,541 | 2,339,127 |
| 1990 | 952,390 | _ | 226,613 | 223,164 | 1,570,114 | 1,298,878 | 160,654 | 186,000 | 169,169 | 3,264,940 |
| 1991 | 1,035,715 | _ | 285,994 | 282,278 | 1,684,964 | 1,378,907 | 169,001 | 172,000 | 134,051 | 3,481,725 |
| 1992 | 1,120,430 | - | 358,601 | 351,296 | 1,853,097 | 1,547,361 | 195,161 | 167,500 | 109,276 | 3,804,065 |
| 1993 | 1,315,346 | _ | 496,574 | 472,744 | 2,030,478 | 1,691,239 | 211,802 | 179,000 | 106,754 | 4,339,954 |
| 1994 | 1,553,585 | _ | 502,332 | 477,728 | 2,346,619 | 1,982,209 | 197,325 | 168,000 | 128,213 | 4,896,074 |
| 1995 | 1,882,850 | _ | 641,573 | 575,852 | 2,595,436 | 2,215,657 | 110,660 | 226,000 | 102,961 | 5,559,480 |
| 1996 | 1,950,621 | - | 738,378 | 650,990 | 2,641,451 | 2,275,525 | 140,031 | 195,674 | 118,097 | 5,784,252 |
| 1997 | 2,003,286 | _ | 814,689 | 714,699 | 2,664,588 | 2,290,685 | 190,596 | 182,218 | 136,107 | 5,991,484 |
| 1998 | 1,215,202 | 5,688 | 920,985 | 814,847 | 2,674,299 | 2,270,516 | 260,131 | 144,181 | 150,685 | 5,371,171 |
| 1999 | 1,547,671 | 3,493 | 929,303 | 835,582 | 2,797,175 | 2,311,163 | 246,710 | 130,216 | 125,575 | 5,780,143 |
| 2000 | 1,673,740 | 4,258 | 953,170 | 837,679 | 2,991,924 | 2,480,691 | 387,732 | 146,435 | 130,933 | 6,288,192 |
| 2001 | 1,872,521 | 5,660 | 1,032,004 | 939,034 | 3,061,612 | 2,451,496 | 407,887 | 162,825 | 137,084 | 6,679,593 |
| 2002 | 2,380,621 | 6,000 | 1,153,059 | 1,015,748 | 3,375,453 | 2,720,449 | 445,862 | 155,973 | 135,498 | 7,652,466 |
| 2003 | 3,007,348 | 5,820 | 1,338,476 | 1,245,469 | 3,487,012 | 2,821,723 | 457,467 | 162,969 | 148,471 | 8,607,563 |
| 2004 | 3,638,978 | 10,800 | 1,454,903 | 1,296,516 | 3,840,744 | 3,143,603 | 534,863 | 191,537 | 125,726 | 9,797,551 |
| 2005 | 3,964,209 | 10,500 | 1,545,355 | 1,369,556 | 4,080,713 | 3,383,277 | 645,074 | 225,725 | 134,581 | 10,606,157 |
| 2006 | 4,129,856 | 11,400 | 1,702,836 | 1,509,402 | 4,001,639 | 3,281,073 | 745,827 | 259,050 | 121,635 | 10,972,243 |
| 2007 | 4,523,751 | 3,342 | 1,976,407 | 1,789,875 | 4,049,068 | 3,324,326 | 895,099 | 252,332 | 159,710 | 11,859,709 |
| 2008 | 4,877,074 | 0 | 1,876,109 | 1,693,151 | 3,576,246 | 2,893,466 | 920,738 | 257,646 | 143,741 | 11,651,554 |
| 2009 | 5,145,418 | 0 | 1,228,294 | 1,136,145 | 2,687,527 | 2,108,161 | 790,794 | 168,651 | 96,836 | 10,117,520 |
| 2010 | 7,127,042 | 0 | 1,356,126 | 1,250,226 | 3,390,095 | 2,653,231 | 982,342 | 206,476 | 119,473 | 13,181,554 |
| 2011 | 7,547,259 | 0 | 1,410,628 | 1,302,277 | 3,068,979 | 2,422,152 | 1,029,511 | 233,709 | 93,675 | 13,383,761 |
| 2012 | 8,500,993 | 0 | 1,484,110 | 1,383,583 | 4,253,869 | 3,324,703 | 1,234,584 | 248,711 | 101,381 | 15,823,648 |
| 2013 | 9,056,388 | 0 | 1,537,025 | 1,379,733 | 4,540,685 | 3,627,226 | 1,284,187 | 232,191 | 106,278 | 16,756,754 |
| 2014 | 9,112,629 | 596 | 1,654,208 | 1,382,052 | 4,785,769 | 3,813,351 | 1,591,099 | 241,841 | 90,125 | 17,476,267 |
| 2015 | 9,472,178 | 437 | 1,668,878 | 1,401,521 | 4,823,222 | 3,847,517 | 1,820,525 | 218,020 | | 18,094,876 |
| 2016 | 10,091,593 | 89 | 1,757,776 | 1,487,994 | 4,989,360 | 3,976,482 | 1,859,685 | 190,724 | 90,240 | 18,979,467 |
| 2017 | 10,870,888 | 0 | 1,940,778 | 1,511,800 | 4,767,063 | 3,765,364 | 1,903,466 | 198,625 | 60,942 | 19,741,762 |
| 2018 | 11,391,185 | 0 | 1,856,511 | 1,415,747 | 4,606,948 | 3,676,823 | 1,894,346 | 216,969 | 0 | 19,965,959 |
| 2019 | 10,850,075 | 0 | 1,638,200 | 1,223,117 | 4,407,151 | 3,531,395 | 1,745,597 | 211,761 | 0 | 18,852,784 |

注:1 原則として日本ブランド車のみを対象。 2.1997年までは各国自動車工業会資料による。 3.1 ルコは欧州に、メキシコは中南米に含む。 4.単なる技術援助的なものは除外。 5.2007年より集計方法を変更。 6.2017年12月実績より、一部会員メーカー台数を含まない。

(出典) 日本自動車工業会。(URL: https://www.jama.or.jp/world/foreign_prdct/foreign_prdct_2t1.html)

第4編 繊維及び繊維製品(第50類~第63類)

1. 総論

繊維・繊維製品分野は先進国と開発途上国とで対応が両極に分かれます。途上国においては、安価で豊富な労働力をベースに外資を呼び込みやすい産業として、雇用の維持、外貨獲得への貢献で重要な役割を果たすことから、輸出促進の観点から緩い原産地規則を望むのに対し、先進国では途上国の追い上げに苦しむ自国産業保護の観点から、厳格な原産地規則の策定を求めます。米国主導で成立したTPP12の「ヤーンフォワード (yarn forward)」ルールはその典型例で、米国の繊維産業にとって機微な製品、素材に対しては極端に厳格な規則が設定されているものの、域内生産できない製品、素材は自由に非原産品を使用できる仕組みになっています。このような政策的な配慮から、価格、品質面での競争力の強い中国の素材・製品が、関税障壁が撤廃された域内市場に容易に入り込まないように、繊維章を原産地規則章から独立させて、他の製品分野よりもより徹底した迂回防止策を協定条文に盛り込んでいることも、特徴として挙げられます。

好対照として、RCEPでは特恵原産地規則としては他に類を見ない、非常に緩やかな、使い勝手のよい規則になっています。例えば、衣類の原産資格要件は、TPP11が非原産ファイバーから糸、布、衣類までの3段階の工程を求めるのに対し、RCEPでは非原産の布から衣類への1段階の工程のみで原産品となります。素材、製品ともに世界最大級の供給能力を備えた中国が締約国に入るのであれば、脅威として排除すべき非原産材料がもはや存在しないと考えたとしても不思議ではありません。

「アセアン+1」諸協定の原産地規則は、アセアンの意向が相当程度尊重され、各協定ともある程度の相似性が認められますが、その強みは、関税譲許のステージングで先行し、譲許品目の大半が既に無税となっていることにあります。また、アセアン域内のみの貿易であれば、ATIGAが無税品目範囲、原産地規則の緩さにおいて優位に立ちます。

(1) 繊維・繊維製品の基本工程に適用されるルール

繊維及び繊維製品の生産工程は技術革新を反映して大きな変貌を遂げていますが、品目別原産地規則は、HS 分類に従って次の基本工程をベースとした構成になっています(注 1)。

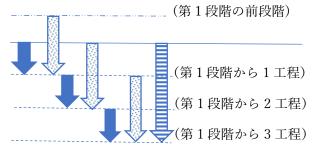
第0段階 粗原料としての動植物・石油化学品

第1段階 原材料としてのファイバー

第2段階 中間製品としての糸

第3段階 中間製品としての布

第4段階 製品としての衣類、フラット製品



どの協定も、**第1段階**の原材料としてのファイバーの取得、生産については、<u>完全生産品(天然繊</u>維)又は HS 類の変更要件(関税分類変更基準)を満たす実質的変更(人造繊維)として製造国が原産性を得ることで一致しています。ここで興味深いのは、品目別規則としては、全品種に類変更ルールを設定(一部の協定では付加価値基準を併置)していることです。

このルールに従えば、動物性繊維であれば蚕、羊などの動物、人造繊維であれば石油化学材料などを輸入してファイバーを生産しても原産性が付与されますが、実綿、植物性紡織用繊維(麻など)については生きている植物の状態での輸入は想定されないので、事実上、締約国で収穫、収集された植物性生産品として完全生産品になります。外国産の種を播いて、発芽、生成した植物であっても、ファイバーを収穫、収集した段階で完全生産品として認められます。

第2段階の糸の製造については、基本工程が第1段階から第2段階に移るファイバーの紡績、紡毛又は化学材料等の押出しなどによって原産性を与える<u>1工程ルールが一般的</u>ですが、TPP11が綿糸及び人造繊維について非原産の実綿、人造繊維のトウからの製造を許容しないので、綿糸を TPP11 域内で特恵輸出入するには、事実上、綿花を栽培している域内締約国(TPP12では米国を想定)からの実綿調達を義務付けることになります。

人造繊維の場合は、非原産の化学材料等からの押出しなどによる一貫生産であれば、TPP11であっても原産性が付与されます。

第3段階の布の製造については、RCEP、ATIGA 及び日アセアン協定以外の「アセアン+1」諸協定が悉く非原産の糸からの製織、編上げを許容するため、アジア太平洋地域においては非原産の糸からの1工程ルールがスタンダード規定であるといえます。

日アセアン協定は、欧州方式を踏襲した、ファイバーから糸を経て布を製織、編上げを行う基本工程の2段階ジャンプを要件とする2工程ルールで、他の「アセアン+1」協定に劣後します。

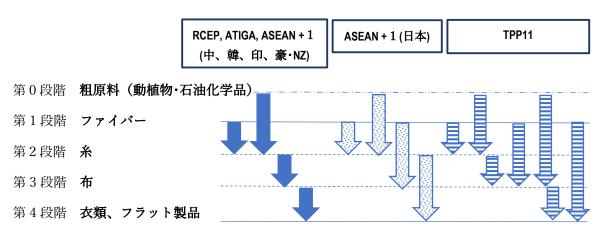
TPP11 は更に厳格ですが、品目によって極端な差異が見られます。まず、絹織物、麻などの植物性紡織用繊維の布(製織・編上げ)については非原産の糸からの1工程加工を許容するのですが、羊毛等の布(製織・編上げ)及び綿の製織布については非原産のファイバーからの2工程加工が要求されます。綿、人造繊維の編物に至っては、原産品となっている実綿、(ビスコースレーヨンの糸を除き)非原産の化学材料からの3工程加工「ヤーンフォワード」が求められます。

第4段階の衣類、フラット製品については、第3段階の布と同様な傾向が見られます。RCEP、ATIGA 及び日アセアン協定以外の「アセアン+1」諸協定は、非原産の布からの裁断、製品への組立 てによる衣類の製造(1 工程ルール)を原産性付与行為とします。域外から衣類の部分品を輸入して 締約国で組み立てただけでは原産資格が与えられません。

日アセアン協定では非原産材料の使用は糸からになり、<u>製織、編上げ工程を経た衣類の製造(2工</u> 程ルール)が要求されます。 TPP11では、非原産ファイバーから糸の紡績、紡毛、又は(ビスコースレーヨンの糸を除く)押し出された人造繊維の長繊維から製織、編上げを経て衣類への裁断、縫製(3 工程ルール)が要求されます。

アジア太平洋地域における繊維・繊維製品の基本工程に適用されるルールの全体像は、以下の図表 15「アジア太平洋地域における基本工程に適用されるルール〈総括図〉」のとおりです。

図表 15:アジア太平洋地域における基本工程に適用されるルール《総括図》



(2) 基本工程に適用されるルールを補足するルール

上記の基本工程をベースとしたルールの他にも、第2段階の糸、第3段階の布の範囲内で工程ジャンプを伴わない特定加工によって高付加価値化する加工、作業に原産性を付与する場合があります。日本化学繊維協会の「化学繊維の用語集」によると、繊編物の染色は、糸、トゥ・トップの状態で染める「先染め(糸染め)」と、繊編物にしてから染める「後染め」に分けられます。「後染め」は更に浸染と捺染(プリント)に分けられます。後染めは QR(クイック・レスポンス)に対応できるため広く行われています。浸染(しんせん)は、染料を溶かした染液の中に織・編物を浸して染色することをいい、無地染め、反染ともいいます。捺染(なせん・なっせん・プリント)は、印捺その他の操作により、織物に模様染めをすることをいいます。ローラー捺染、スクリーン捺染などの従来の方法に加え、近年は環境に優しく(無水性)、小ロット対応が可能なインクジェットプリントが注目されています。このほかに化学繊維では、紡糸前の原液の段階で顔料を混合することにより、着色された原糸を製造する「原着糸」があります。(https://www.jcfa.gr.jp/about_kasen/knowledge/word/index.html)

例えば、ATIGA、「アセアン+1」協定(日本、中国、豪州・NZ)では、布に対する「なせん」(注 2)、「浸染」(注 3)を、単なる着色、印刷、染め加工のみならず、その準備作業又は仕上げ作業を伴うことを条件として原産性が付与されます。本工程に伴う準備作業、仕上げ作業の例示が各協定で示されており、特に、中アセアン協定では、出発材料が漂白前の生機であることを条件としており、ATIGAでは漂白を準備作業として行うことで原産性付与を確実にします。第2段階の糸に対する「なせん」、「浸染」は、日アセアン協定と ATIGA で原産性を付与する特定加工と認識されますが、日

アセアン協定の場合は2工程ジャンプを要件とするので、「紡績・紡毛+なせん又は浸染」として工程要件の一つとしてカウントすることが可能です。

一方で、RCEP、TPP11、「アセアン+1」協定(韓国、インド)では捺染、浸染を独立した原産性付与工程とはみなしません。ただし、韓アセアン協定は付加価値基準によって捺染、浸染のみの加工に対して原産性を付与することは可能です。印アセアン協定では、「CTSH+付加価値 35%」を満たした上で、捺染、浸染に準備作業、仕上げ作業を伴わなければなりません。

(3) 繊維規則のカバレッジと関税分類変更基準の適用原則

繊維規則のカバレッジ

HSでは繊維・繊維製品は第 11 部(第 50 類から第 63 類まで)に分類されることから、多くの協定は第 11 部の品目別規則を繊維規則として取り扱っていますが、協定によっては製品の一部又は全部に繊維製品が使用されているバッグ、帽子、傘などの産品(図表 16「HS 第 16 部以外に適用される繊維ルール」参照)に対して繊維規則が適用されます。そのため、第 11 部以外の特定産品の原産性を判断するに当たっては、繊維規則の注釈、定義などを参照しなければなりません。

図表 16: HS 第 11 部以外に適用される繊維ルール

| 品 名 | TPP11 | 印アセアン | ATIGA |
|------------|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 医療用脱脂綿・包帯 | _ | 3005.90 | 3005.90 |
| 外科用カットガット | _ | | 3006.10 |
| プラスチック製シート | _ | ex 3921.12, ex 3921.13, ex 3921.90 | ex 3921.12, 3921.13, ex 3921.90 |
| バッグ | 4202.12, 4202.22, 4202.32, 4202.92 | ex 4202.12, ex 4202.22, ex 4202.32, ex 4202.92 | 4202.12, 4202.22, 4202.32, 4202.92 |
| 履物の甲 | _ | | 6405.20 |
| 履物の部分品 | _ | ex 6406.10, ex 6406.99 | 6406.10, ex 6406.90 |
| 帽子 | _ | 6501.00, 6502.00, 6503.00, 6504.00, 6505.90 | 6501.00, 6502.00, 6504.00, ex 6505.00 |
| 傘 | 66.01 | 6601.10, 6601.91, 6601.99 | 6601.10, 6601.91, 6601.99 |
| ガラス繊維・製品 | 70.19 | ex 7019.51, ex 7019.52, ex 7019.59, | 7019.19.10, 7019.51, 7019.52, 7019.59 |
| シートベルト | _ | 8708.21 | 8708.21 |
| 落下傘 | _ | 8804.00 | 8804.00 |
| 時計のバンド | _ | 9113.90 | 9113.90 |
| 寝具 | 9404.90 | ex 9404.90 | ex 9404.90 |
| 人形の衣類 | _ | 9502.91 (HS2002) → ex 9503 (HS2007) | 9503.00.22 |
| タイプライターリボン | _ | 9612.10 | ex 9612.10 |
| おむつ等 | 96.19 | _ | ex 9619.00 |

繊維製品のみに適用される注釈

また、TPP11 及び日アセアン協定には、第 61 類から第 63 類までの繊維製品のみに適用される類注、注釈が定められています。

TPP11 類注1: この類の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用さ

れる規則は、当該産品の**関税分類を決定する構成部分についてのみ適用**されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要

件を満たさなければならない。

日アセアン 注釈 2: 第 61 類から第 63 類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当

該産品について適用される規則は、当該産品の**関税分類を決定する構成部分について**

のみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定める CTC に基づ

く規則を満たさなければならない。

「関税分類を決定する構成部分」とは、産品の表側の生地に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とされるので、身頃に使用されている生地に着目して原産性判断ができます。この解釈は、我が国においては財務省の通達(図表 17「『関税分類を決定する構成部分』の解釈について」参照)として輸入される繊維製品の EPA 税率適用に際して適用されますが、TPP11 の先進国グループでは共通の認識となっています。

なお、アジア太平洋地域における他の繊維規則には上記注釈が盛り込まれていないので、関税分類 変更基準の一般原則に従って、すべての非原産材料が関税分類変更の要件を満たすかをチェックしな ければなりません。

図表 17: 「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)(最終改正年月日:令和4年1月1日)

第2章 (第11部関連)

1. 第61類から63類衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、産品の表側の生地(袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。)に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、産品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協 定、**アセアン包括協定**、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、**TPP11 協定**、英国協定

(注) 具体的事例として、第 61 類の男子用のジャケット、第 62 類の女子用のウィンドジャケット、男子用のシャツの事例がイラスト図入りで掲載されているので、ご参照ください。

関税分類変更基準の工程ルールへの置き換え

繊維・繊維製品の品目別規則には、「糸から布の製造」のように加工・作業要件を書き込む欧州方式 と、「CTH (第 52.05 項又は第 52.06 項の材料からの変更を除く) | のように「産品の生産に使用で きる非原産材料 (CTH: Change in tariff heading (当該 HS 項以外の非原産材料の使用が可能)) と 「使用できない非原産材料(第 52.05 項又は第 52.06 項の非原産材料の使用を禁止)」の関税分類を 特定することで表現する北米方式に大別されます。「CTH」のみのルールは、産品の属する項以外に 分類される材料であれば何を使用してもかまいませんが、当該項に分類される非原産品を出発材料と して使用することはできないことを意味します。例えば、「第52.08項の綿織物(綿の重量が全重量 の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。)」には、(i) 漂白して いないもの(注2)、(ii)漂白したもの(注3)、(iii)浸染したもの(注4)、(iv)異なる色の糸から成るも の (注 5)、(v) なせんしたもの (注 6) を含むので、第 52.08 項に分類される未漂白の綿布を捺染又は 浸染しても項の変更は生じません。本項の綿織物に例を取れば、「なせん」、「浸染」のような特定工 程に原産性を付与する場合には、「号変更」ルールとするか、前述の加工工程基準を別途、設定する 必要があります。

これらの規則の中で最も理解し難いのは、使用できない材料の関税分類番号が品目別規則に長々と 書き込まれている規則です。このような規則を理解するには、材料としてのファイバー、中間製品と しての糸、布の関税分類を図表 18「線素材、半製品の関税分類」で示されるようにグループ化し、図 表 19「関税分類変更から工程ルールへの書き換え例」のように工程ルールに置き換えると概念的な理 解が容易になります。

図表 18:繊維素材、半製品の関税分類

| | 原材料 | * | - 製品 |
|----------|------------------------|---------------|----------------|
| | ファイバー | 糸 | 布 |
| 工程 | 紡績・統 | 紡糸 | 方織 |
| 絹 | 50.01 (繭), 50.02 (生糸) | 50.04 ~ 50.06 | 50.07 |
| 羊毛、繊·粗獣毛 | 51.01 (羊毛), 51.02 (獣毛) | 51.06 ~ 51.10 | 51.11 ∼ 51.13 |
| 綿 | 52.01 | 52.04 ~ 52.07 | 52.08 ~ 52.12 |
| 麻、その他 | 53.01 ∼ 53.05 | 53.06 ∼ 53.08 | 53.09 ∼ 5311 |
| 人造繊維の長繊維 | 化学材料等 | 54.01 ∼ 54.06 | 54.07 ~ 54.08 |
| 人造繊維の短繊維 | 55.03 ~ 55.04 | 55.08 ~ 55.11 | 55.12 ∼ 55.16 |
| | Î | メリヤス・クロセ約 | 高み 60 類 |
| 日 EU 定義 | (注釈 6) | | - - |

天然繊維:05.11(馬毛),50.02~50.03,51.01~51.05,

52.01~52.03,53.01~53.05(糸になるまで)

人造繊維の短繊維:55.01 ~ 55.07

ゴム糸,ひも 56.04~56.07 じゅうたん 特殊織物·刺繍

染み込ませた織物 59 類

HS 番号・品名 品目別規則 (日アセアン) 工程ルールへの置き換え 類の変更、(非原産材料として 第 62.15 項: CC (第50.07項、 ネクタイ 絹織物、 第51.11 項から第51.13 項までの各項、 梳毛・紡毛織物、 第52.08 項から第52.12 項までの各項、 綿織物、 第53.09 項から第53.11 項までの各項、 植物性紡織用繊維の織物、 第 54.07 項、第 54.08 項, 人造繊維の長繊維の織物、 第 55.12 項から第 55.16 項までの各項又は 人造繊維の短繊維の織物又は 第60類 メリヤス・クロセ編物 の非原産材料を使用する場合には、当該非原産 を使用する場合には、当該非原産 材料のそれぞれが一又は二以上の締約国におい 材料のそれぞれが一又は二以上の て完全に製織される場合に限る。) 締約国において完全に製織される 場合に限る。)

図表 19:関税分類変更から工程ルールへの書き換え例

(4) 繊維規則への付加価値基準の適用

この他にも、付加価値基準が適用されることがあります。アジア太平洋地域ではATGAの前身である「アセアン自由貿易地域(AFTA)」の原産地規則が繊維分野を含む全品目一律の付加価値 40%ルールを設定し、後にタイの要求に応じて繊維分野に工程ルールを追加導入した経緯があるので、「アセアン+1」諸協定では、中国、韓国、インドとの協定において、繊維分野に対して横断的に付加価値基準を併用しています。豪州・NZ・アセアン協定の場合は、部分的に付加価値基準を併用していますが、日アセアン協定では皆無です。日アセアン協定は、我が国がアセアン諸国と締結しているバイ(二国間)協定に付加価値基準が導入されていないため、バイ協定の繊維規則に揃えたものと考えられます。

2. 各論

(1) RCEP 繊維規則

2022 年 1 月 1 日に発効した RCEP は、インドの離脱があったものの、我が国にとっては中国、韓国との初めての EPA となります。上述のとおり、RCEP 繊維規則は、国原産の考え方に基づきモノの累積のみを容認しますが、ほぼ全品目にわたって関税分類変更による 1 工程ルールを採用しています。付加価値基準を併用する ATIGA、日アセアン協定以外の「アセアン+1」諸協定とも少し距離を置きながらも、技術的な規定では「アセアン+1」諸協定でスタンダード規定となっている規定を置くなど共通点も多く、理解しやすく、かつ、使い勝手のよい規則に仕上がっています。この点においては、アジア太平洋地域のもう一つのメガ EPA である TPP11 が「ヤーンフォワード」ルールを採用し、例外規定が重なり合うように適用されるのに比較して、極めて簡素な規則であるといえます。

RCEP 繊維規則の特徴を図表 20「RCEP 繊維規則主要規定の骨子」として一覧表にまとめたので、ご参照ください。

図表 20: RCEP 繊維規則主要規定の骨子

| 項目 | 規則の内容 |
|-------------------|--|
| 原産性の判断 | 国原産(締約国毎に判断)。完全生産品、原産材料のみから生産、品目別規則 |
| 累積規定 | (i) モノの累積(産品の生産に材料として使用される他の締約国の原産品を原産材料として取り扱うことができる。) (ii) 生産行為の累積は、全ての署名国(15ヵ国)で発効後に見直し開始 |
| 軽微な工程・加工 | 11 項目を指定(図表 2「アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA の協定条文の概要」参照) |
| デミニミス規定 | (i) 第1類~第97類: 非原産材料の価額がFOBの10%以下(ii) 第50類~第63類: 関税分類変更を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下) |
| 原産性判断で考慮 しない事項 | 輸送用梱包材料·容器、産品と同一分類される小売包装用材料·容器(RVC の場合は原産、非原産を考慮)、附属品、予備部品、工具、解説資料(インボイスが別建てされず、数量・価額が慣習的なもの) |
| 自社製造品の ロールアップ | 可能(通常のロールアップに加え、産品の生産に非原産素材を使用した原産材料を自社 生産した場合でも、原産材料としてカウント可能) |
| 品目別規則 | ほぼすべて関税分類変更基準 (1 工程基準)。第 63 類の一部 (テント, 帆, 救命胴衣) で RVC40%を導入。捺染, 浸染の単独工程, 小売用への関税分類変更には原産性を付与せず |

(2) TPP11 繊維規則

TPP11 繊維規則は、アジア太平洋地域の FTA・EPA のうち、最も厳格な原産性要件が設定され、規則の構造も非常に複雑になっています。まず、第 4 章(繊維章)を独立させながら、第 4 章に規定がない場合には第 3 章(原産地規則)を準用します。 TPP11 の繊維規則を上述の総論で使用した総括図で説明し、俯瞰すると、図表 21「TPP11 における基本工程に適用されるルール《総括図》」のようになります。

親(50類), 麻(53類) 獣毛 綿(52類), 人造繊維(54類,55類) 第1段階 ファイバー 第2段階 糸 第3段階 布 第4段階 衣類、フラット製品

図表 21: TPP11 における基本工程に適用されるルール《総括図》

TPP11の繊維規則の特徴は、域内の繊維産業保護に徹した規定の設置と域内で生産できない素材、 競合しない製品に対する大胆な緩和措置の併用にあります。前者の代表例が弾性糸と縫糸に対する域 内原産糸縛りであり、後者の代表例が「供給不足の物品の一覧表」です。

原産資格を厳格化する追加要件 (例外を定める4規定)

原産性付与に関しても、ネガティブ規定としての「軽微な工程・加工」はないものの、原産性付与をより厳格にする追加要件として、

- **繊維規則が適用される産品すべて**に対し「<u>弾性糸</u>(注 7) 例外」(ただし、第 61 類から第 63 類 までの製品には関税分類を決定する部分に対してのみ)(協定第 4.2 条 4)
- 繊維製品(第61 類から第63 類まで)に対し「<u>縫糸</u>(注8)例外」(61 類、62 類の各類注3、63 類 類注2)
- **衣類等(第61類、第62類)** に対し「弾性糸等を使用した布例外」(61類、62類の各類注2)
- 第 **62 類 (織物の衣類)** に対し「着物例外」(62 類の類注 4)

が置かれています。

弾性糸(例えば、第 5402.44 号、第 5404.11 号)を含む産品では、弾性糸が域内で<u>完全に作られる</u> (注 9)ことを求めており、域内で化学材料等からの押出しなどによって生産された弾性糸しか使用できません。また、弾性糸例外は、デミニミス規定に優先しますが、供給不足の物品の一覧表に掲げる物品に対しては「(当該一覧表)に掲げる材料が、一又は二以上の締約国の領域において完全に作ら れる弾性糸から生産されることを要求するものと解してはならない」旨の規定(第 4.2 条 4 注 1)から、供給不足の物品の一覧表に掲げる物品を材料とする場合には適用されません。

縫糸は、HS 第 11 部の注 5 で第 52.04 項、第 54.01 項及び第 55.08 項に分類される旨規定されていますが、TPP11 の繊維規定では「縫糸として使用される第 54.02 項の糸」を含めています。これらの「縫糸」が繊維製品に使用される場合には、綿糸であれば原産品である実綿から、人造繊維であれば化学材料等の押出しなどによって作られたものでなければなりません。第 61 類、第 62 類の注 3 では「作られ、かつ、仕上げられる場合」、第 63 類の注 2 では「完全に作られた場合」と書き分けており、どのような区別がされるべきかについて明文規定はありませんが、「関税分類変更での特定の材料を除外する場合、除外された当該特定の材料が原産品であることを要求する」(協定附属書 4-A、第 A 節 3 (d))とされているため、上記 4 品目の縫糸の品目別規則がいずれも類変更であることに鑑み、そのような解釈が導かれます。縫糸例外の規定は、「関税分類を決定する部分」の適用を排除し、すべての構成材料に対して適用されます。

弾性糸等を使用した布(第 5806.20 号の細幅織物、第 60.02 項の幅 30cm 以下の編物)は、第 61 類の製品、第 6212.10 号(ブラジャー)を除く第 62 類の製品に使用される場合、当該布は域内で作られ、仕上げられるのみならず、材料となる糸についても域内で作られ、仕上げられる必要があります。縫糸例外と同様、本例外の適用に当たっては、「関税分類を決定する部分」の適用を排除し、すべての構成材料に対して適用されます。

着物例外は、我が国の要求が容認された形で、要件を満たす絹 100%の着物又は絹織物を使用する 帯について原産性要件を2工程に引き上げ、域内での製織、裁断・縫製を求める規定です。

使用材料の縛りが緩いルール

上記は厳格な追加要件について述べました。次に、政策的配慮から非原産材料を一定の範囲で又は ほぼ自由に使用できることとした規定を説明しますが、その中間に位置する「やや緩め」のルールに ついても解説しておきます。

- 繊維を使用したかばん(第 42 類): 類変更ルールをベースとするので、材料となる布に限定はありません。条件として、製織布であれば域内での裁断、縫合、組立てが求められ、編物であれば域内でのパーツへの編上げ、縫合、組立てが求められます。しかしながら、弾性糸を使用した場合には、追加要件として弾性糸例外が適用されます。
- **じゅうたん、床用の敷物**(第 57 類): 単純な類変更ルールのみが適用されるので、使用素 材は同種のじゅうたん、床用の敷物の転用以外であれば許容されます。しかしながら、弾性 糸を使用した場合には、追加要件として弾性糸例外が適用されます。
- レース (第5804.21号、第5804.29号、第5804.30号): 単純な類変更ルールが適用される ので、基布の種類を問いません。あまり考えられませんが、弾性糸を使用した場合には、追 加要件として弾性糸例外が適用されます。

- 乳児用の衣類・衣類附属品(合成繊維製のもの)(第 6111.30 号、第 6209.30 号): 類変更 ルールをベースとしますが、布の種類は合成繊維に限定されます。製織布であれば域内での 裁断、縫合、組立てが求められ、編物であれば域内でのパーツへの編上げ、縫合、組立てが 求められます。しかしながら、弾性糸、縫糸、弾性糸を使用した布を使用した場合には、追 加要件としてこれらの例外規定が適用されます。
- **ブラジャー**(第 6212.10 号): 類変更ルールをベースとするので、非原産の布を使用できますが、製織布であれば域内での裁断、縫合、組立てが求められ、編物であれば域内でのパーツへの編上げ、縫合、組立てが求められます。しかしながら、弾性糸、縫糸を使用した場合には、追加要件としてこれらの例外規定が適用されますが、弾性糸を使用した布の例外規定の適用はありません。
- **傘**(第66.01項): 項変更ルールが適用されるので、繊維素材は自由に使用できますが、弾性糸を使用した場合には、追加要件として弾性糸例外が適用されます。
- ガラス繊維及びその製品(第70.19項): 項変更ルールが適用されるので、製品の生産に使用される繊維素材は原産ガラス繊維に限定されます。
- 布団、クッション等の寝具(第 9404.90 号): 類変更に加え、(絹、麻等の特定素材を除き)ファイバーの紡績・紡糸から始まり、製織布であれば域内での裁断、縫合、組立てが求められ、編物であれば域内でのパーツへの編上げ、縫合、組立てが求められます(ヤーンフォワード・ルール)。非原産の弾性糸、縫糸は品目別規則の使用不可材料として列挙されており、使用できません。

おむつ等(第96.19項):

- (i) <u>紡織用繊維のウォッディング製のもの、紡織用繊維製のその他のもの</u>: 前者は項変更、後者は類変更をベースとし、絹、麻等の自由に使用できる素材を除いてヤーンフォワード・ルールです。繊維製品・同部品からの流用を禁止しているのも特徴的です。非原産の弾性糸、縫糸は品目別規則の使用不可材料として列挙されており、使用できません。
- (ii) <u>乳児用のおむつ・おむつ中敷き等(合成繊維製)</u>: 項変更をベースとし、素材は自由に使用できますが、繊維製品・同部品からの流用を禁止しています。原産性要件として、製織布であれば域内での裁断、縫合、組立てが求められ、編物であれば域内でのパーツへの編上げ、縫合、組立てが求められます。弾性糸例外も適用されます。

原産資格要件を緩和する規定(デミニミス規定)

一方、原産性付与を緩和する規定として、第 61 類から第 63 類までの衣類・フラット製品と繊維規則が適用されるそれ以外の産品に適用されるデミニミス規定が別個に存在します。前者の製品については、関税分類変更基準を満たさないファイバー・糸の総重量が関税分類を決定する構成部分の総重

量の10%を超えないことを要件とするのに対し、後者の産品は、関税分類を満たさない非原産材料の総重量が当該産品の総重量の10%を超えないことを要件とします。

デミニミス規定は、原産性要件の適用に際しての一般的な緩和を定めます。これに対して、弾性糸の使用については協定条文(第 4.2 条 4)で明確にデミニミス規定の適用除外を規定しています。また、縫糸及び弾性糸等を使用した布の使用は適用範囲を限定した追加要件であることから、デミニミス規定は適用できないものと考えます。

原産資格を緩和する規定(供給不足の物品の一覧表)

デミニミス規定に加えて、域内調達が容易でない材料については、附属書 4-A、付録 1「供給不足の物品の一覧表」(Short Supply List: SSL)が定められ、187素材(うち8素材は協定発効から5年で削除)について、最終用途を指定して、又は用途にかかわらず原産材料として使用することができます。例えば、図表22「供給不足の物品の一覧表(抜粋)」に掲げる供給不足の物品の例を取れば、第5108.10号のカシミヤやぎの紡毛糸は最終製品の形状如何にかかわらず使用可能で、第55.15項又は第55.16項の人造繊維の短繊維の織物は、第53類の植物性繊維の含有が35%以上49%以下のものに限って、第61類又は第62類のすべての衣類に使用することができます。

図表 22:供給不足の物品の一覧表(抜粋)

| 番号 | 供給不足の物品の品名 | 最終用途に関する 要件(該当する場合) |
|----|--|------------------------|
| 11 | 第 5108.10 号の紡毛糸 (カシミヤやぎ製のものに限り, 小売用にしたものを除く。) | |
| 42 | 第 55.15 項又は第 55.16 項の人造繊維の短繊維の織物(第 53 類の植物性繊維が | 第 61 類又は |
| | 35%以上 49%以下のものに限る。) | 第 62 類の衣類 |

TPP11 においては厳格化要件と緩和要件が存在しますが、これらが同時に適用される場合の取扱いについては、協定第 4.2 条 2 から 4 まで(僅少の非原産材料)の規定から、以下の順番になっていることが分かります。

第1順位: 供給不足の物品の一覧表(第4.2条4注1)

第 2 順位: 弹性糸例外 (第 4.2 条 4)

第3順位: デミニミス規定(第4.2条2及び3)

第4順位: 品目別規則

しかしながら、第 61 類及び第 62 類の類注に規定される弾性糸使用布の例外規定と、第 4.2 条 4 の 弾性糸に係る「関税分類を決定する構成部分」に対する適用例外規定との関係は、協定条文からは明確に理解できません。私見ではありますが、一見したところ重複しているこれらの規定が設定されている理由を考えると、第 4.2 条 4 の弾性糸例外の適用対象は「関税分類を決定する構成部分」である 衣類の表面積の最大部分を占める布に使用される弾性糸にデミニミス規定を適用せず、域内で「完全に作られる」(同条 4 注 2)ことを要求するもので、例えば、衣類の裏地に使用される布に弾性糸が

使用されていた場合に適用がないと解釈することができます。すなわち、弾性糸に係る厳格な要件の「ループホール」をふさいでおく必要があることから、第 61 類及び第 62 類の類注で「関税分類を決定する構成部分」に関わりなく裏地等に使用される弾性糸を使用した布についても規制の網をかけたものと理解します。そのように理解すると、フラット製品が分類される第 63 類は、「関税分類を決定する構成部分」がフラット製品を構成する布そのものであることから、弾性糸例外が設定されていない理由も首肯できます。

上記の理解に基づき、供給不足の物品の一覧表と類注との適用関係を整理すると、次のようになります。「179番:供給不足の物品」に含まれる第60.02項のメリヤス編物を材料として使用した場合を例に取ると、「ポリエステルが30%以上40%以下、アクリルが25%以上35%以下、レーヨンが30%以上40%以下及びウレタンが2%以上9%以下のもの」であって、かつ、最終製品が第6109.90号の肌着である場合に限って、弾性糸制限にかかわらず自由に使用できると理解します。したがって、上記の限定から外れる第60.02項のメリヤス編物(例えば、ポリエステルが40%超の場合など)に対しては、衣類のどの部分に使用されても、域内で「完全に生産された」弾性糸の使用が求められると理解します。

| 番号 | 供給不足の物品の品名 | 最終用途に関する要件 |
|------|----------------------------------|----------------|
| 179番 | 第 60.02 項から第 60.06 項までの各項のメリヤス編物 | 第 6109.90 号の肌着 |
| | (ポリエステルが 30%以上 40%以下、アクリルが 25% | |
| | 以上 35%以下、レーヨンが 30%以上 40%以下及び | |
| | ウレタンが 2%以上 9 %以下のものに限る。) | |

縫糸に係る例外規定は、衣類又はフラット製品の「関税分類を決定する構成部分」の如何にかかわらず、縫糸が域内で「完全に作られる」ことを条件としています。デミニミス規定、供給不足の物品の一覧表との適用順位に係る関係性は、協定条文からは明らかではありませんが、供給不足の物品を材料として自由に使用することと、その際に使用すべき縫糸とは直接の関係がないので、供給不足の物品の一覧表に掲げられる物品を使用する際に縫糸例外は遵守されるべきと考えます。

着物例外は、そもそも 100%絹製の着物と 100%の限定がない絹織物から作られる帯とを対象とするため、通常、着物の縫糸は素材と同じ糸を使用するという実態に鑑み、正絹の着物には縫糸として絹糸しか使用されず、絹織物の帯にも絹糸が使用されると考えられるため、縫糸例外が適用されたとしてもその対象とはならないものと考えます。

上記の原産性付与に係る追加要件と緩和に係る適用関係を図示すると図表 23「TPP11 繊維規則の 原産性付与に係る追加要件と緩和要件」のとおりです。

図表 23: TPP11 繊維規則の原産性付与に係る追加要件と緩和要件

| | | | | | 繊維製品 | | |
|-----|-------|---|---|------|------|------|-----|
| 粗原料 | ファイバー | 糸 | 布 | 61 類 | 62 類 | 63 類 | その他 |
| | | | | 編物 | 織物 | フラット | |

| 品目別規則 | |
|--------|-------------|
| (協定附属書 | 品目別規則 |
| 3-D) | (協定附属書 4-A) |

弾性糸例外 (協定第 4.2 条 4)

原 産 資 格 要件を

厳格化

52.04 項, 54.01 項, 55.08 項の縫糸, 縫糸として使用される 54.02 項の糸 縫糸例外 (61, 62 類注 3, 63 類注 2)

5806.20 号, 60.02 項の生地を含むもの

弾性糸使用布例外 (61,62 類注 2)

> 着物例外 (62 類注 4)

原産資格 要件を ≺ 緩和化

デミニミス規定 (一般) (協定第 4.2 条 2)

関税分類を満たさない非原産材料の総重 量が当該産品の総重量の10%を超えない

デミニミス規定 (繊維製品) (協定第 4.2 条 3)

関税分類変更基準を満たさないファイバー、糸の総重量が関税分類を決定する構成部分の総重量の 10%を超えない

デミニミス 規定 (一般) (協定第 4.2 条 2)

供給不足の物品の一覧表 (協定附属書 4-A、付録 1)

(i) 最終用途が限定、(ii) 用途制限なし

図表 23 の上覧の「その他」には、バッグ、傘、寝具などが含まれます(図表 16 参照)。

RCEP 繊維規則と同様に、TPP11 繊維規則の特徴を図表 24「TPP11 繊維規則主要規定の骨子」として一覧表にまとめたので、ご参照ください。

図表 24:TPP11 繊維規則主要規定の骨子

| 項目 | 規則の内容 | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| 原産性の判断 | 地域原産(全締約国を一領域として判断)。完全生産品、原産材料のみから生産、品目 別規則 | | | |
| 弾性糸例外 | すべての繊維・繊維製品(第 61 類から第 63 類までの製品は、関税分類を決定する構成部分)で弾性糸を含むものは、当該弾性糸が域内で完全に作られる場合にのみ、原産資格を付与(デミニミス規定の適用なし) | | | |
| 弾性糸を使用 した布の例外 | 第61類、第62類の産品で、第5806.20号又は第60.02項の生地を含むもの(第6212.10号の産品を除く。)は、そのような生地が、域内において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられる場合に限り、原産品とする。(関税分類を決定する構成部分以外にも適用) | | | |
| 縫糸例外 | 第 61 類から第 63 類までの産品で、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸 又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むものは、そのような縫糸が域内で作られ、かつ、仕上げられる場合に限り、原産品とする。(関税分類を決定する部分以外にも適用) | | | |
| 累積規定 | モノ·生産行為の累積(地域原産の考え方を採用するので、累積概念は規定がなくても所 与のもの) | | | |
| 軽微な工程・加工 | 規定なし | | | |
| デミニミス規定 | (i) 第 50 類~第 60 類及び図表 16 で示される産品(関税分類変更を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の 10%以下)。 (ii) 繊維製品(第 50 類~第 63 類)(関税分類を決定する構成部分に関税分類変更を満たさない非原産材料のファイバー、糸を含む場合、当該ファイバー、糸の総重量が当該構成部分の総重量の 10%以下) | | | |
| 供給不足の物品の 一覧表 | 域内調達が容易でない材料については、附属書 4-A、付録 1「供給不足の物品の一覧表」が定められ、187素材(うち 8素材は協定発効から 5年で削除)について、最終用途を指定して、又は用途にかかわらず原産材料として使用することができます。 | | | |
| 原産性判断で考慮 しない事項 | 輸送用梱包材料·容器、産品と同一分類される小売包装用材料·容器(RVC の場合は原産、非原産を考慮)、附属品、予備部品、工具、解説資料(インボイスが別建てされず、数量・価額が慣習的なもの) | | | |
| 自社製造品の ロールアップ | 可能(通常のロールアップに加え、産品の生産に非原産素材を使用した原産材料を自社 生産した場合でも、原産材料としてカウント可能) | | | |
| 品目別規則 | (i) すべて関税分類変更基準。基本的に「ヤーンフォワード」ルール (ii) 捺染、浸染の単独工程では原産性を付与せず (iii) 附属書 4-A、第 A 節 3 (d): 関税分類変更での特定の材料を除外する場合、除外された当該特定の材料が原産品であることを要求 | | | |

(3) ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の繊維規則

ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定を繊維製造に係る基本的な工程から俯瞰すると、日アセアン協定が厳格な原則 2 工程を求めるのに対して他の協定は原則 1 工程の緩い要件を定めていることが分かります(図表 25「ATIGA 及び『アセアン+1』諸協定で繊維製造の基本工程に適用されるルール《総括図》」参照)。

 ATIGA, ASEAN + 1 (中、韓、印、豪・NZ)

 第 0 段階 粗原料 (動植物・石油化学品)

 第 1 段階 ファイバー

 第 2 段階 糸

 第 3 段階 布

 第 4 段階 衣類、フラット製品

 フラット製品のみ: 韓国

図表 25:ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定で繊維製造の基本工程に適用されるルール《総括図》

また、後に詳述しますが、アセアンが締結している FTA に共通する「一般ルール」方式での原産 資格要件は、以下のようになっています。

• 項変更又は 40%付加価値: ATIGA、日アセアン協定、韓アセアン協定

• 40%付加価値: 中アセアン協定(第57~59,61,62類で項変更ルール併用)

• 号変更及び35%付加価値: 印アセアン協定

豪・NZ・アセアン協定を除き、各協定とも品目別規則は一般規則に優先する例外規定(例えば、一般ルールの「項変更」に代えて「号変更」)として HS 品目表の品名に対応して適用されますが、例外とされる品目数は各協定で異なります。

繊維・繊維製品分野において全品目に品目別規則の設定がある協定は、日アセアン協定、韓アセアン協定、豪・NZ・アセアン協定、ATIGA (注 10)となります。このうち、日アセアン協定は、一般規則が適用されることはなく、全面的に例外としての繊維規則が適用されるので、繊維・繊維製品においては付加価値基準の適用はありません。一方、韓アセアン協定と ATIGA 協定は、本来例外とならない一般ルール「項変更又は 40%付加価値」についてもそのまま品目別規則に記載しています。この方法は、規則を一覧で比較参照するのには都合がよいのですが、品目別規則のページ数が嵩みます。

その意味で「一見したところ」理屈にかなっている協定は、例外品目に対してのみ品目別規則を設定している中アセアン協定です。しかしながら、協定本文を正確に理解していないと、ウェブサイト

に公表された品目別規則に誤植・落丁があるのではないかと誤解してしまいます。例えば、中アセアン協定附属書 1(原産地規則)第 4 条 1. (b)には、繊維・繊維製品分野のうち第 57 類から第 59 類まで、第 61 類又は第 62 類の産品については「項変更」のみで原産性を付与する旨の規定(「一般ルール」第 2 規定)があります。中アセアン協定品目別規則の第 57 類から第 59 類には品目を特定した規定の設定がありませんので、当然のこととして、これらの類に分類される産品に対しては「一般ルール」第 1 規定としての全品目に適用される 40%付加価値ルール、又はこの特定品目分野に適用される項変更ルールのどちらかを満たせばよいことになります。

ところが、第60類の編んだ布の場合、例えば、

第 6001.10 号 ロングパイル編物

については、「RVC40 or Process Rule 2」との記載がありますが、

第6001.92号 その他のパイル編物(人造繊維製のもの)

第 6005.39 号 たてメリヤス編物(合成繊維製のものでなせんしたもの)

第 6006.23 号 その他のメリヤス編物・クロセ編物 (綿製のもので異なるいろの糸から成る もの)

第 6006.24 号 その他のメリヤス編物・クロセ編物(綿製のものでなせんしたもの)

については、規定が設定されていません。

これは、附属書1第4条2で、

パラグラフ 1 に従って、かつ、品目別規則に別段の定めがある場合を除き、当該産品は 40%付加価値又は品目別規則の要件を満たした場合には原産品とする

旨の規定があるので、第 6001.10 号のロングパイル編物は、品目別規則に定める「RVC40 or Process Rule 2(工程ルール(注 11))」が適用され、品目別規則が設定されない 4 品目については、「一般ルール」である 40%付加価値ルールが適用されると理解します。しかしながら、これから中アセアン協定を活用して特恵貿易を始めようとする事業者にとって「ユーザーフレンドリー」な規則とは言えないかもしれません。

最後になりますが、品目別規則を設定する旨の協定条文(附属書 2、ルール 6)がありながら、実際には規則が存在しないものとして、印アセアン協定があります。これは、将来、品目別規則を設定する場合に備えたものと考えますが、筆者が参照しているアセアンのウェブサイト(注 12)で白紙のまま掲載されていることから、そのように結論付けています。

(4) ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の品目別規則を構成するルールの種別

次に、ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の品目別規則を構成するルールの種別を見ていくと、次の図表 26 「第 50 類から第 55 類まで、第 60 類から第 63 類までの品目別規則の成り立ち」のとおり

です(工程の対比を簡素化する観点から、特殊なヤーン、組みひも、特殊な織物などを含む第 56 類から第 59 類までの産品を分析対象から省いています。)。

図表 26: 第50 類から第55 類まで、第60 類から第63 類までの品目別規則の成り立ち

| 協定名 | 完全生産品 | 関税分類変更 | 付加価値 | 工程 |
|---------------|--|---|--|--|
| 日アセアン | 63 類の中古衣 類、ぼろ、くず | 左の品目以外のすべて | _ | 糸と布 (50 類から 55 類、 60 類) の捺染、浸染に 2 以上の仕上げ工程付加 |
| 中アセアン | 51 類の獣毛、52 類の綿のくず | 項変更のみ(57 類から 59 類、 61 類、62 類) 関税分類変更と付加価値 40%の | 40% (一般 ルール)工程ルー ルと併用 | (6) で詳述。(i) ファイバ ー・糸、(ii) 布、(iii) 製品 の独立ルール |
| 韓アセアン | 63類の中古衣類、ぼろ・くず63類のフラット製品の材料に完全生産品縛り | 項変更と 40%(一般ルール) | | 布(50類、51類及び53 類)の浸染、捺染に2以上 の仕上げ工程付加 |
| 印アセアン | (一般ルール) | 全品目「号変更及び付加価値 35 (一般ルール) | _ | |
| 豪・NZ・ アセアン | 51 類の獣毛,52 類の綿のくず63 類の中古衣 類、ぼろ・くず | 関税分類変更のみ (57 類, 60 類) 関税分類変更と捺染、浸染ルールの併用 (51 類を除く) | | _ |
| | | 関税分類変更と付加価値 40%の併用 類変更と 40%の併用 (素材) | | _ |
| ATIGA | 63 類の中古衣類, ぼろ・くず | 項変更、40%、工程ルール併用(糸、布) 類変更(締約国での裁断・縫製)、40%、工程ル | | ール併用(製品) |

アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA においてアセアン加盟国が個々に参加しているのは TPP11 のみで、他の協定ではアセアン 10 ヵ国がまとまって締約国に名を連ねています。アセアンは、FTA 締結に当たって旧 AFTA 協定から徐々に進化させていったアセアン式の原産地規則に整合的な規則を確保しようとしているので、「アセアン+1」協定は、結果的に ATIGA 協定の内容に類似した規則が締結されることが多いように思います。これは、総論部分でも触れたように、伝統的な 2 工程ルールではなく 1 工程で原産資格を与えるルールがアジア太平洋地域の広域 FTA・EPA のスタンダード規定となっていることからも分かります。

しかしながら、品目別規則をどのように設定するかについては、締約相手国側が締結している既存 協定との整合性事情も斟酌して、妥協が図られているように見えます。例えば、2工程ルールを採用 する例外的な日アセアン協定において、「一般ルール」を置きながらも、HS 品目表の全品目に品目別規則を設定する方法が取られていのは、その一例です。これは、豪州・NZ との協定でも同様です。その意味で、印アセアン協定はインドに対して相当妥協しているようで、インドが他の協定でも堅持している「一般ルールとしての号変更及び 35%付加価値」がアセアン式の「項変更又は 40%付加価値」に代わって採用されています。

このような結果になった理由は承知しておりませんが、推測すると、アセアン側が、35%付加価値は40%よりも緩く、号変更は項変更よりも緩いため、両者を常に満たすダブル要件となったとしても、繊維・繊維製品に係る要件の充足が事実上困難でないと見抜いていたためと考えます。そのために、他の協定には見られないほど詳細な「軽微な作業又は加工」規定を整備せざるを得なかったのでしょう。軽微な作業又は加工については、後述します。

(5) ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定の基本工程をベースとした分析

総論部分で概要を説明しましたが、ATIGA 及び「アセアン+1」諸協定における繊維規則を基本工程ごとに詳しく分析していくと、次のようになります。

第1段階: 第1段階のファイバーの取得、生産は、粗原料である動植物から第50類から第53類までの概ね全品種のファイバーに対して類変更ルールの設定があり、動物性繊維であれば第0段階にある羊などの動物の毛を刈ることで「生きている動物から得られる産品」として完全生産品になりますが、たとえ動物そのものを輸入した場合であっても、完全生産品又は実質的に変更された(類の変更)産品として原産性が付与されます。一方、実綿、植物性紡織用繊維(麻など)については生きている植物の状態での輸入は想定されないので、事実上、種などから発芽、成長した植物から「収穫、収集された産品」(完全生産品)として原産資格を得ることになります。

第 55 類の人造繊維においては、石油化学品材料などからの押出し工程などによる類変更で原産性が付与されます。あえて例外を挙げれば、品目別規則に特段の規定が置かれずに「一般規定」である付加価値基準のみが適用される中アセアン協定では、第 55 類の合成繊維の長繊維のトウを非原産の化学材料から押出し工程で製造した場合であっても、付加価値 40%を満たさない限り原産資格は得られません。

また、第1段階に限ったことではありませんが、ダブル要件を課している印アセアン協定では、付加価値35%の要件が満たされなければ原産資格を得られません。

逆に、日アセアン協定では、第 50.02 項の生糸に対して他の協定よりも緩和された要件が課され、 輸入された繭から生糸を製糸しても原産資格を得ます。

第2段階: 第2段階の糸については、ほぼすべての協定で基本工程の第1段階(ファイバー)から 第2段階(糸)へ移る工程(ファイバーの紡績、紡毛又は化学材料等の押出しなどによる<u>1工程</u>)で 原産資格が得られます。

例外もいくつかあります。ダブル要件の印アセアン協定では、1工程を満たした製造を行ったとしても35%付加価値を満たさなければ原産資格は得られません。

さらに、第 2 段階において極めて変則的な規則を採用している協定が中アセアン協定といえます。 まず、第 50 類の絹の糸のすべて、第 53 類の植物性繊維の糸のほぼすべて、第 54 類の人造繊維の長 繊維の糸の一部、第 55 類の人造繊維の短繊維の糸のほぼすべてにおいて、「一般規定」である 40% 付加価値のみが適用されます。したがって、1 工程の実施だけでは原産性獲得に不十分です。しかし ながら、第 51 類の獣毛の糸に対して項変更ルールが併用され、第 52 類の綿糸には後に詳述する工程 ルールが併用されるので、この 2 分野については、付加価値の如何にかかわらず 1 工程で原産性が付 与されます。第 2 段階で付加価値基準を使用するメリットがあるとすれば、非原産の糸に対して捺染、 浸染をのみを行ない、仕上工程を省略したような場合であっても、要求される閾値を満たせば原産資 格が得られることになります。

ATIGA は、中アセアン協定と逆の意味で変則ルールであるといえます。なぜならば、「一般規定」の項変更ルールの適用で既に 1 工程を要件化しているにもかかわらず、繊維・繊維製品分野に横断的に適用される網羅的な工程ルールを併設し、繊維に関する限り、原産地規則の規定不備で原産資格を取りこぼすことのないように配慮されています。これらのルールの選択は輸出者に委ねられているので、輸出者は証明しやすいルールでの立証が可能です。加えて、「一般規定」には付加価値 40%も併設されているので、工程ルールで取りこぼした産品を付加価値基準で救済することも可能です。中アセアン協定の第 52 類の綿糸に適用される工程ルールは、ATIGA の工程ルールの一部をそのまま採用しているのも興味深いところです。

第3段階: 布の製造については、2 工程を求める日アセアン協定を完全な例外として、概ねすべての協定で非原産の糸からの製織、編上げを許容する1工程が求められます。

印アセアン協定は、号変更と付加価値 35%を同時に満たせば原産資格が得られます。ダブル要件として号変更ルールを満たすことは、HS 分類上では、例えば、未漂白の布を漂白する、捺染、浸染のみを行うことで可能となりますが、協定附属書 2 (原産地規則) ルール 7 (軽微な作業又は加工) において、非原産の布に漂白、防水、蒸じゅう、収縮、マーセライズ加工、捺染、浸染を行ったのみでは原産資格を与えないこととしているので、事実上、「製織・編上げの1工程 + 付加価値 35%」が求められます。

日アセアン協定は、GSP 方式を踏襲したファイバーから糸を経て布を製織、編上げを行う基本工程の2段階ジャンプを要件とする2工程ルールを採用しています。捺染、浸染を1工程とみなすことができますが、他の「アセアン+1」協定に劣後することは前述のとおりです。

第2段階の糸の製造と同様、中アセアン協定は布の製造においても変則です。中アセアン協定では、(i) 付加価値 40%単独ルールのみ適用、(ii) 付加価値 40%ルールと項変更が併設される場合、(iii) 付加価値 40%と工程ルールが併設される場合とに分かれ、しかも、原理原則に従っての場合分けではなく、各品目の個別事情を反映したような規則設定となっています。第50類(絹織物)、第51類(毛織物)は例外なく付加価値 40%のみが求められますが、第52類(綿織物)、第60類(編んだ布)には工程ルールが相当な比率で併設されています。この工程ルールは ATIGA の工程ルールと同じ内容ですが、第52類の浸染、捺染された綿織物の号には工程ルールが適用されません。印アセアン協定

と異なり、浸染、捺染は軽微な作業ではないことから、付加価値 40%を満たす捺染、浸染であれば原産資格が得られます。第 53 類(植物性繊維の織物)、第 54 類及び第 55 類(人造繊維の織物)は付加価値 40%をベースとしながらも項変更併設ルールが散見されます。

後に更に詳述しますが、布の捺染、浸染は、出発材料が非原産の布で加工後も布のままですが、原産地規則上、これを 1 工程とみなすことは広く行われており、その条件として二つ以上の仕上げ工程を伴うことなどが求められます(ATIGA、中アセアン協定の工程ルール、韓アセアン協定(第 50 類の絹織物、第 51 類の毛織物、第 53 類の植物性繊維の織物)、日アセアン協定(第 50 類から第 55 類まで及び第 60 類)、豪・NZ・アセアン協定(第 50 類、第 52 類から第 55 類まで、第 63 類)の品目別規則)。付加価値ルールで対応する例としては、韓アセアン協定の第 52 類(綿織物)、第 54 類、第 55 類(人造繊維の織物)があり、特段の仕上げ工程の付加を要件にしていません。布の捺染、浸染を原産性付与行為として認めない印アセアン協定は、捺染、浸染を軽微な加工とみなします。

第4段階: 第61 類及び第62 類の衣類については、第3段階の布の捺染、浸染に2以上の仕上げ工程を求めたと同様、日アセアン協定以外の協定のうち、韓アセアン協定、豪・NZ・アセアン協定、ATIGAでは、非原産の布からの部品への裁断、製品への組立てによる衣類の製造(1工程ルール)を原産性付与行為とします。

一方、中アセアン協定では、項変更ルールを採用して第 61.17 項、第 62.17 項の衣類の部分品、附属品からの変更を容認することから、域外から衣類の部分品を輸入して締約国で組み立てただけでも原産資格が得られます。

印アセアン協定も号変更ルールを採用しますが、軽微な作業又は加工に「製品のコンポーネンツであることが認められる生地の縫い合せ又はかがり縫い」を含むことから、事実上、布の裁断から初めて、組立てを行ない、同時に付加価値35%を満たす必要があります。

例外としての日アセアン協定では、非原産材料の使用は糸からになり、製織、編上げ工程を経た衣類の製造 (2工程ルール) が要求されます。

第 63 類のフラット製品については、布から製品への作業が裁断と仕上げによって完成品となるため(フラットな布からフラットな製品へ)、実質的変更と認めるために、布から製品への1工程に加えて追加の工程要件を求める協定と付加価値ルールを採用する協定があります。

前者の協定を要件が厳格な順に(協定の国名だけを)述べると、

(i) 日アセアン(2工程): 糸から布、布から製品への裁断・縫製

(ii) 韓アセアン (2 工程) : 原産材料の布 (糸から布への製織・編上げ又は付加価値 40%を満たす布の捺染・浸染) から製品への裁断・縫製

(iii) 豪・NZ・アセアン (1 工程) : 生機又は未漂白の生地から製品への裁断・縫製

(iv) 中アセアン、ATIGA(1 工程): 生機若しくは未漂白の生地又は仕上げられた布からテントへの裁断・縫製、又は生機若しくは未漂白の生地又は仕上げられた布から製品への刺繍、装飾、捺染の組込み

となります。

後者は、中アセアン協定、韓アセアン協定、ATIGA で付加価値 40%を満たせば工程の如何を問いません。

ダブル要件の印アセアン協定は、付加価値 35%を満たすことに加え、仕上げられた布から製品への 裁断・縫製の1工程で原産資格を得られますが、縦又は横への切断とヘミング、縁飾り及び/又は附属 品(例えば、紐、バンド、ビーズ、細引き、リング、アイレット)の縫い合せ、ルーピング、繋ぎ合 わせのみの工程では原産資格を得られません。

(6) 各協定の工程ルール

中アセアン協定の工程ルール

中アセアン協定は、40%付加価値を基本ルールとし、第 57 類~第 59 類、第 61 類、第 62 類については項変更を「一般ルール」第 2 規定として併用することを協定で規定しています(附属書 1(原産地規則)第 4 条(完全に生産又は得られたものでない産品)1 及び 2)。工程ルールは、附属書別添 B(品目別規則)の一般的注釈パラグラフ 6 において、以下のとおり規定されています(ATIGA 別添 1. 4. A~C に規定される工程ルールと全く同じ内容)。また、これらの工程ルールが適用されるのは、品目別規則にその旨が明記されている場合に限ります。

工程ルール 1 は、繊維製造(重合、縮合重合及び押出し)又は以下の素材若しくは混合されたものからの紡績、捻転、テクスチャリング若しくは組みひも工程による製造を意味する:

絹;羊毛、繊獣毛・粗獣毛;綿繊維;植物性紡織用繊維;合成繊維又は再生繊維若しくは半合成 繊維の長繊維;合成繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の短繊維

工程ルール 2 は、ポリマーから不織布へ、繊維から不織布へ、糸から生地へ、生機又は漂白していない生地から仕上げられた生地へ、以下のいずれかの実質的変更工程を経ることを意味する:

ニードルパンチ・スパンボンド・化学ボンド;製織又はメリヤス編み:クロセ編み、ウォッディング;浸染又はなせん及び仕上げ:染み込ませ、塗布、被覆又は積層

工程ルール 3 は、以下の材料から、部品への裁断及び完成品(衣類、テント等)への組立て、製品への刺繍、装飾、なせん工程による以下の材料からの製造を意味する:

生機又は漂白していない生地; 仕上げられた生地

ATIGA の工程ルール

ATIGA の原産地規則の構造として、ATIGA 第 28 条 1 に「一般ルール」として 40%付加価値又は 項変更ルールが輸出者の選択によって完全に生産又は得られたものでない産品の原産資格を決定する

ために適用できる旨が規定されています。同条 2 には、品目別規則(ATIGA 附属書 3)に置かれているルールを満たす場合には、「一般ルール」にかかわらず原産性を得る旨が規定されており、品目別規則表の規則欄に上記(5)の種別のルールが規定されています。工程ルールもその一部として言及されており、当該ルールは附属書 3 の別添 1 「繊維及び繊維製品に適用される実質的変更基準」に、次のとおり規定されています。

別添1 「繊維・繊維製品の実質的変更基準」

- 1. 繊維材料又は繊維製品は、締約国において以下のいずれかの工程が他の締約国に輸入される以前に行われた場合には原産品として認められる。
 - (i) 石油化学製品が重合体を形成するための重合、縮合重合又はいかなる化学若しくは物理工程
 - (ii) 重合体が合成繊維のファイバーを形成するための溶融紡績又は押出し工程
 - (iii) ファイバーから糸への紡績
 - (iv) 紡織、メリヤス編み又はその他による生地の形成
 - (v) 生地の部品への裁断及びそれらの部品の完成品への組立
 - (vi) 生地の浸染(浸染された生地に直接的な効果を与える仕上げ作業を伴うもの)
 - (vii) 生地のなせん (なせんされた生地が最終用途に供せられる直接的な効果を与える仕上げ作業を伴うもの)
 - (viii) 染み込ませ又は塗布(税表の特定の項に分類される新たな産品の製造となるもの)
 - (ix) 刺繍(刺繍された産品の表面積の少なくとも5%を占めるもの)
- 2. (本報告書(7)軽微な作業又は加工に別掲)
- 3. 非原産の繊維材料から生産される以下の製品は、パラグラフ1に掲げられる工程の実施により原産資格を与えられるが、パラグラフ2に掲げられる工程のみであった場合には原産資格を得られない。
 - (i) ハンカチ、
 - (ii) ショール、スカーフ、ベールなど、
 - (iii) 旅行用の敷物、毛布、
 - (iv) ベッドリネン、枕ケース、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネン、
 - (v) 物品を梱包するための袋、バッグ、
 - (vi) 防水布、日除け、雨覆い、
 - (vii) 床布、皿布、その他単純に作られた布
- 4. 前掲のパラグラフにかかわらず、以下に掲げられている非原産の繊維材料は、次に定める作業又は加工要件を満たす場合には原産品であるとみなす。

A. ファイバー及び糸

・ 繊維製造(重合、縮合重合及び押出し)又は以下の素材若しくは混合されたものからの紡績、捻 転、テクスチャリング若しくは組みひも工程による製造:

> 絹、羊毛、線獣毛、粗獣毛、綿繊維、植物性紡織用繊維、又は合成繊維、再生繊維、半合 成繊維、人造繊維の短繊維又は長繊維

B. 生地・絨毯及び他の紡織用繊維の床用敷物、特殊糸、ひも、綱、ケーブル並びにこれらの製品

・ 重合体から不織布へ、ファイバーから不織布へ、糸から生地へ、生機・未漂白生地から仕上げ作業 を経た生地への、次の実質的変更工程を経た製造:

ニードルパンチ、スピンボンド、化学ボンド;

製織又はメリヤス編み;

クロセ編み、ウォッディング又はタフティング;

なせん又は浸染、及び仕上げ加工;

染み込ませ、塗布、被覆又は積層

C. 衣類、附属品及びその他の製品

・ 部品への裁断及び完成品(衣類及びテント)への組立て、刺繍、装飾、なせんの製品への組込み工程を経た、以下の材料からの製造

生機又は未漂白生地;

仕上げられた生地

捺染又は浸染に付随して行われるべき工程(2工程以上)

日アセアン協定 《注釈 1》: (適用範囲:第50類~第55類、第60類)

(1) 抗菌防臭加工, (2) 防融加工, (3) 防蚊加工, (4) 抗ピル加工, (5) 帯電防止加工、制電加工, (6) しわ加工, (7) 漂白, (8) ブラッシング, (9) バフ加工, (10) 抜蝕加工、オパール加工, (11) カレンダ仕上げ, (12) 圧縮収縮仕上げ, (13) 防しわ加工, (14) 蒸じゅう、デカタイジング, (15) 消臭加工, (16) イージーケア加工, (17) エンボス加工, (18) エメリ加工, (19) 難燃加工, (20) 植毛、フロック加工、電着加工, (21) 発泡なせん, (22) 液体アンモニア加工, (23) マーセライズ加工, (24) 制菌加工, (25) 縮じゅう, (26) モアレ仕上げ, (27) 透湿防水加工, (28) はつ油加工, (29) オーガンジ加工, (30) 減量加工, (31) 芳香加工, (32) リラックス処理, (33) リップル加工, (34) シュライナ加工, (35) せん毛、シャリング, (36) 防縮加工, (37) ソイルガード加工(S G加工), (38) ソイルリリース加工(S R加工), (39) ストレッチ加工, (40) 防ダニ加工, (41) UVカット加工, (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工(W & W加工), (43) 吸水加工, (44) 防水加工, (45) はっ水加工, (46) ウェットデカタイジング, (47) 防風加工, (48) 針布起毛

なせん、浸染及び二以上の仕上げ工程によって原産資格を求める場合には、洗浄又は乾燥は仕上げ工程とはみなさない。

豪・NZ・アセアン協定 《繊維仕上げ工程例に関する付録》

抗菌仕上げ、防汚仕上げ、帯電防止、バックタンニン処理、加熱乾燥・サーモフィックス処理、ボーク仕上げ、ビーティング、ビートル仕上げ、バイオポリッシュ仕上げ、漂白、ブローイング仕上げ、ボイルオフ・精錬、下染め、ブラッシング、苛性化工程、クリアフィニッシュ、縮加工法、コンディショニング、煮充、防しわ、クリーピング、キュアリング、カットリング、蒸じゅう、つや消し、湯通し、レースの飾り付け、ドライビート、エンボス仕上げ、脆化、エメリ加工、フィリング、フィックス処理、難燃加工、フルオロケミカル仕上げ、あわ仕上げ加工、摩擦カレンダー仕上げ、縮充、起毛、つや出し、グラスブリーチ、ローディング、ロンドンシュリンク、マーセライズ加工、ミルド仕上げ、媒染、ナップ仕上げ、パディング、パーチメント仕上げ、被覆、ポリッシュ、ポッティング加工、プレクレープ加工、プレセンシタイズ、プレシュランク、プレッシャーデカタイジング、プルーフィング、リラクシング、リギング、シュライナ加工、セット、防縮加工、シリコーン仕上げ、模造マーセライズ加工、毛焼き、そーピング、柔軟仕上げ、ソイルリリース加工、溶液精錬、サワー、形態安定加工、シュタインブロック、硬化、一縫い仕上げ、剥ぎ取り、スエード仕上げ、撥水加工、ウェット固着、ウィガン仕上げ

(7) 軽微な作業又は加工

「軽微な作業又は加工」については、印アセアン協定が ATIGA のテキストをそのまま採用し、韓アセアン協定では ATIGA のテキストを一部修正した上でほぼ同じものを使用しています。

また、「軽微な作業又は加工」が適用される品目に関し、<u>印アセアン協定</u>においては品目別規則の 設定は未だ行われておりませんが、**付録 C(繊維及び繊維製品の単一リスト)**に、

A. ファイバー及び糸:

第50類から第55類までの産品(天然繊維で完全生産品となりうるものは除外)

- B. 生地/絨毯及び他の紡織用繊維の床用敷物、特殊糸、ひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品: 第 50 類から第 60 類までの産品
- C. 衣類及び衣類附属品並びに紡織用繊維のその他の製品:

第 61 類から第 63 類までの産品、第 3005.90 号、第 ex3921.12 号、第 ex3921.13 号、第 ex3921.90 号、第 ex4202.12 号、第 ex 4202.22 号、第 ex4202.32 号、第 ex4202.92 号、第 ex6405.20 号、第 ex6406.10 号、第 ex6406.99 号、第 6501.00 号、第 6502.00 号、第 6503.00 号、第 6504.00 号、第 6505.90 号、第 6601.10 号、第 6601.91 号、第 6601.99 号、第 7019.19.10 号(アセアン共通タリフ)、第 ex7019.51 号、第 ex7019.52 号、第 ex7019.59 号、第 8708.21 号、第 8804.00 号、第 9113.90 号、第 ex9404.90 号、第 9502.91 号、及び 第 9612.10.10 号(アセアン共通タリフ)の産品

が列挙され、C. 繊維製品については、第61類から第63類のみならず、他の類に拡大されています。

ATIGA 協定 附属書 3 (品目別規則) 別添 1「繊維及び繊維製品に適用される実質的変更基準」

- 2. 協定第3章の規定にかかわらず、以下の工程を行ったのみでは製品又は材料が締約国の領域において原産資格を得たとは認められない。
 - (i) 単なる結合作業、ラベル貼付、プレス加工、洗濯・ドライクリーニング、包装作業、又はこれらの 組合せ
 - (ii) 縦又は横への切断とヘミング、特定の商業上の用途に供するものと認められる生地の縫い合せ又は オーバーロック
 - (iii) 縁飾り及び/又は附属品(例えば、紐、バンド、ビーズ、細引き、リング、アイレット)の縫い合せ、ルーピング、繋ぎ合わせ、取付
 - (iv) 糸、生地又は他の繊維製品への一又は二以上の仕上げ作業(例えば、漂白、防水、蒸じゅう、収縮、マーセライズ加工、又は類似の作業)
 - (v) 糸又は生地のなせん又は浸染

印アセアン協定 附属書2、ルール7(軽微な作業又は加工)

付録 C に掲げられる繊維及び繊維製品に関し、以下のいずれかを行ったとしても、製品又は材料が締約国において原産品であるとは認められない。

- (i) 単なる結合作業、ラベル貼付、プレス加工、洗濯・ドライクリーニング、包装作業、又はこれらの 組合せ
- (ii) 縦又は横への切断とヘミング、特定の商業上の用途に供するものと認められる生地の縫い合せ又は オーバーロック
- (iii) 縁飾り及び/又は附属品(例えば、紐、バンド、ビーズ、細引き、リング、アイレット)の縫い合せ、ルーピング、繋ぎ合わせ、取付
- (iv) 糸、生地又は他の繊維製品への一又は二以上の仕上げ作業(例えば、漂白、防水、蒸じゅう、収縮、マーセライズ加工、又は類似の作業)
- (v) 糸又は生地のなせん又は浸染

韓アセアン協定付録3(附属書3の説明注釈)

2. 繊維及び衣類における原産資格を与えない作業

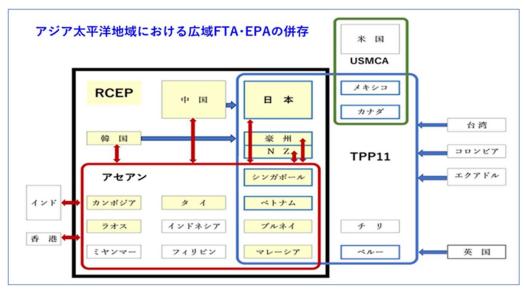
附属書 3 の規定にかかわらず、第 50 類から第 63 類までの産品は、次に掲げる作業が単独で又はそれぞれのパラグラフにおける他の作業と一緒に行われた場合には、たとえ付加価値及び関税分類の双方を締約国の領域において満たすことになったとしも、締約国の領域において原産資格が与えられたものとはみなさない。

(a) 単なる接続作業、ラベル貼り、アイロンがけ・プレス加工、洗濯・ドライクリーニング、包装作業、 又はこれらの組み合わせ、

- (b) 縦又は横方向への切断とヘミング、特定の商業上の用途に供するものと認められる生地の縫い合せ 又はオーバーロック、
- (c) 縁飾り及び/又は附属品(例えば、紐、バンド、ビーズ、細引き、リング、アイレット)の縫い合せ、ルーピング、繋ぎ合わせ、取付、
- (d) 仕上げ加工を行うためだけの目的で行われる漂白、防水、蒸じゅう、収縮、マーセライズ加工、又は類似の作業、又は
- (e) 刺繍された産品の表面積の 5%に満たない刺繍又は刺繍された産品の総重量の 5%に満たない量の 刺繍。

(8) アジア太平洋地域における繊維・繊維製品に係る広域 FTA・EPA の最適活用

アジア太平洋地域には二国間協定が多数存在しており、世界の主要市場である米国、EUとのFTA・EPA 網も存在していますが、本報告書においては同地域の広域 FTA・EPA として RCEP、TPP11、「アセアン+1」協定及び ATIGA の繊維規則を取り上げて解説してきました。下の図表 1 「アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の併存」(再掲)において明らかなように、TPP11 は、本報告書執筆時の 2022 年 3 月現在で、英国、中国、台湾、コロンビア、エクアドルが加盟申請を行なっており、韓国も加盟申請手続を開始した状況にあり、今後、拡大する傾向にあることが分かります。一方、2022 年 1 月に我が国、中国を含む 10 ヵ国で発効した RCEP は、2 月 1 日に韓国、3 月 18 日にマレーシアに対して発効するので、インドネシア、フィリピン、ミヤンマーの国内手続完了を待つのみです。アジア地域に拠点を置く企業としては、米国の TPP 復帰、「アセアン+1」で EU とアセアンとの交渉が進展することが望まれるところですが、政治的な事情も重なってあまり期待できません。このような状況下にあって、アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の最適活用について、原産地規則に軸足を置いた私論を述べてみます。



図表 1(再掲):アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の併存

累積規定の適用

一般論として、譲許税率のレベルなどのマーケットアクセスの要素、証明に係る人件費、証拠保管に係るコストなどを捨象して論ずるならば、原産性判断を締約国単位で行う「国原産」よりも全締約国の領域をベースに行う「地域原産」、モノの累積のみの「部分累積」よりもモノと生産行為の両方を累積できる「完全累積」を採用している FTA・EPA がより優位に立ちます。その観点から更に一歩を進めれば、広域 FTA・EPA 間での優劣は加盟国数、更に厳密にいえば、供給できる材料が豊富な国の加盟数によって決まり、多数国の産品(及び生産行為)を累積できる広域 FTA・EPA は、相手国の産品(及び生産行為)のみを累積できる二国間 FTA・EPA に対して優越性を持つことになります。

そのような観点からは、アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の中では、「地域原産」を採用し、「完全累積」の概念を内包している TPP11 が最も原産性を得やすいといえます。一方、RCEP 及び「アセアン+1」諸協定では、「国原産」の概念を採用し、「モノの累積」のみを認める制度なので、一締約国で原産品となった産品のみが他の締約国で材料として他の産品の生産に使用される場合に原産材料として取り扱われます。

他方で、TPP11 と、RCEP 及び「アセアン+1」諸協定の中間に位置するのが ATIGA 第 30 条 2 及び附属書 6 の「partial cumulation」と名付けられた累積手法で、例えば、付加価値が 20%以上付与されているものの 40%に満たないために原産資格を得られない産品が他の締約国に輸出された場合、当該付加価値分の価額(20%以上、40%未満)を他の産品の生産における付加価値として足し上げることができるというものです。

素材から最終製品まで工程ごとに広域協定を使い分けることは可能か

結論から申し上げれば、可能です。専門家を含めて多くの方は最終製品の輸出時に使用する FTA・EPA に合わせて材料の調達も同じ FTA・EPA を使用するとよいと考えていると思います。例えば、最終製品の生産国が中国であれば、当該最終製品の材料の輸出入にも中アセアン協定又は RCEP で対応すべきとの論法です。アセアン諸国などからの材料の FTA 輸出に際して発給される原産地証明書がそのまま最終製品に使用された材料の素性を示す証拠となるので、理にかなった主張です。この論理は、付加価値基準が多用される機械類、自動車などでは正解であると考えます。

しかしながら、繊維・繊維製品分野においては、工程ごとに関税分類変更などの緩い原産性要件が 定められているため、異なる協定を利用しても、原産性の証明にさほど苦労することはなく、問題は 生じません。譲許税率が同じであれば、最終製品の生産国の事業者の意向に合わせて材料段階でも最 終製品に使用する協定と同じ協定で揃えるのは合理的といえますが、譲許税率を比較してより低い協 定が他にあるにもかかわらず、原則論で一律に揃えるとなると合理性を失います。以下に仮設事例及 び工程ごとの品目別規則を比較し(図表 27「品目別規則比較表《仮設事例 1 及び 2》」参照)、具体 的に考察します。

「アセアン+1」協定 HS 番号 **RCEP** TPP11 **ATIGA** 日本 中国 韓国 インド 豪・NZ RVC 40% 類変更 or 号変更 類変更 5402.33 類変更 類変更 類変更 類変更 or (ポリエス RVC40% RVC40% or (55 類等除 and 工程ルール テルの糸) 外) RVC (重合、縮合 35% 重合、押出 し) RVC40% 項変更 or 類変更 or 5407.44 項変更 項変更 項変更 号変更 項変更 or RVC40% 生機から RVC40% or (なせんし (ヤーンフォ (2工程: and の変更 (2 工程ルール た合成繊 ワード。 糸の捺染・ **RVC** (製織等 1 維の布) 絹、麻は自 浸染+製 35% 以上の仕 由に使用可) 織、or 製 上げ工程) 工程) 織+捺染・ 浸染) RVC40% RVC40% or 6204.43 類変更 類変更 類変更 類変更 号変更 類変更 or (女子用 (ヤーンフォ (2工程: or 項変更 (裁断・縫製・ RVC40% 類変更(裁 and or 工程ル (布の裁 ドレス) ワード。 製織+裁断・ 組立) 断·縫製·組 RVC 断·縫製· 絹、麻は自 縫製·組 ール(布の 立) or or RVC40% 35% 組立) 由に使用 立) 裁断·縫 工程ルール 可。裁断·縫 製・組立) (布の裁断・ 製、組立) 縫製・組立)

図表 27:品目別規則比較表《仮設事例1及び2》

【仮説事例 1】(ベトナム➡インドネシア➡韓国➡アセアン諸国・日本)

ベトナムでポリエステルの糸(第 5402.33 号)を非原産の石油化学材料から製造(押出し)し、その糸をインドネシアの繊維工場で製織の上、捺染し、その布(第 5407.44 号)を韓国に輸出して、韓国で布を裁断し、縫製し、女子用ドレス(第 6204.43 号)に仕上げるとします。最終的に、その衣類は韓国からアセアン諸国及び日本に輸出されるとの想定です。

(ア) ポリエステルの糸をベトナムからインドネシアに輸出

ベトナムで非原産の石油化学材料からポリエステルの糸を押出し加工により製造した場合、前掲の図表 27「品目別規則比較表《仮設事例 1 及び 2》」にあるとおり、類変更を適用すると最も簡単に立証できます。その点では、中アセアン協定、印アセアン協定では、付加価値基準を満たさねばならず、また、原産性立証において価額を示す必要があり、協定によっては原産地証明書にも FOB 価額を記載することになるので、立場によっては都合が悪くなる事業者が出てきます。しかも、繊維ルールは一般的に付加価値よりも関税分類変更又は工程ルールが多く設定されているので、自動車のように部品段階から価額を積み上げていく必要はありません。最適な FTA・EPA の選択に当たっては、次工程

がインドネシア、最終工程が韓国であることを考えれば、両国が加盟していない TPP11 は論外で、RCEP もインドネシアが未発効です。また、付加価値基準が入っている中アセアン協定、印アセアン協定も避けた方が無難です。したがって、推奨される協定は、日アセアン協定、韓アセアン協定の類変更選択、豪・NZ・アセアン協定、ATIGA の類変更選択となるので、これらの協定のうち、インドネシアで最も譲許税率の低い協定を選択することが最適活用となります。

(イ) ポリエステルの布をインドネシアから韓国に輸出

インドネシアでベトナム原産のポリエステル糸を製織し、捺染し、布として仕上げた後に韓国に輸出するならば、対韓国の特恵スキームを考慮に入れなければなりません。その場合、インドネシアがRCEP未発効なので韓アセアン協定のみが有効なFTAとなります。韓アセアン協定の当該布に適用される品目別規則は「項変更又はRVC40%」なので、韓アセアン協定の累積規定に拘泥する必要はなく(累積規定はそもそも任意規定なので)、ベトナムから輸入したポリエステル糸を非原産材料として布の原産資格を判断することができます。この場合、項変更ルールを適用すれば、捺染に必要な染料が非原産であったとしても、韓アセアン協定付録3.2の「繊維及び衣類における原産資格を与えない作業」に該当しないように注意を払いながら工程をこなせばよいので、製織及び捺染工程を実際に行うのであれば、韓アセアン協定における布の原産性に特段の問題はありません。累積規定を使用しないメリットは、累積規定の適用結果としての原産材料の原産性を立証する必要がないことです。

(ウ) ポリエステルの女子用ドレスを韓国からアセアン諸国及び日本に輸出

韓国で韓アセアン協定上の原産品であるインドネシア製ポリエステル布が輸入され、韓国領域内で裁断、縫製し、女子用ドレスに仕上げた後にアセアン諸国及び日本に輸出する場合、対アセアン諸国には RCEP、韓アセアンの 2 協定、対日本国向けには RCEP のみが使用可能です。 RCEP 原産地規則に従えば、たとえポリエステル布が非原産品であったとしても類変更を満たす韓国原産となり、アセアンの RCEP 発効国向けに EPA 輸出することができます。また、韓アセアン協定であっても、類変更を満たす上に、韓国内で裁断・縫製を行っているので韓国原産となり、韓アセアン締約国向けに FT A輸出が可能です。

したがって、RCEP 未発効のインドネシア、フィリピン、ミヤンマー向けには韓アセアン協定でのFTA輸出となりますが、その他のアセアン諸国向けにはRCEPと韓アセアン協定の譲許税率の低い方が最適選択となります。対日本輸出ではRCEPが最適選択となります。

次に、事例設定を変えて検討してみましょう。

【仮説事例 2】(中国→タイ→ベトナム→日本、中国、韓国)

中国でポリエステルの糸(第 5402.33 号)を非原産の石油化学材料から製造(押出し)し、その糸をタイの繊維工場で製織の上、捺染し、その布(第 5407.44 号)をベトナムに輸出して、ベトナムで布を裁断し、縫製し、女子用ドレス(第 6204.43 号)に仕上げるとします。最終的に、その衣類はベトナムから日本、中国、韓国に輸出されるとの想定です。

同様に、工程ごとの品目別規則を比較すると、上の図表 27「品目別規則比較表《仮設事例 1 及び 2》 | のとおりです。

(ア)ポリエステルの糸を中国からタイに輸出

中国で非原産の石油化学材料からポリエステルの糸を押出し加工により製造し、タイに輸出する場合、中国はアセアン域外なので使用できる FTA・EPA は、RCEP、中アセアン協定に限定されます。このうち、RCEP では類変更、中アセアン協定では付加価値の、それぞれ単独の規則設定となっています。仮説事例 1 で説明したとおり、証明には類変更ルールを適用すると簡単に立証でき、原産地証明手続においても輸入者側において都合が良くなります。選択肢が二つなので、原産地規則の観点からは RCEP が最適選択になりますが、譲許税率の差が大きい場合には、ある程度の証明コストを費やしても中アセアン協定の選択が有利となることがあり得ます。

(イ) ポリエステルの布をタイからベトナムに輸出

タイで中国原産のポリエステル糸を製織し、捺染し、布として仕上げた後にベトナムに輸出するならば、アセアン域内の貿易なので TPP11 以外のすべての特恵スキームが利用可能です。その場合、タイ製ポリエステルの布が原産資格を得るためには、厳格な順に、日アセアン協定(項変更。ただし、域内で2工程)、印アセアン(号変更+VA35%)、韓アセアン協定(項変更又は RVC40%)、中アセアン協定(RVC40%)、RCEP(項変更)、豪・NZ・アセアン協定(項変更又は捺染・浸染+2以上の仕上げ工程)、ATIGA(項変更、RVC40%又は工程ルール(製織又は捺染・浸染+仕上げ工程))となります。

累積規定を適用して原産材料である糸からの生産であると立証することもできますが、非原産材料の糸を使用したとしても原産性の取得に何ら困難はきたさないので、あえて累積規定を適用せず、付加価値基準を避けるとの観点から、規則の緩い順に、ATIGA(項変更又は工程ルール)、豪・NZ・アセアン協定(項変更又は捺染+仕上げ)、RCEP(項変更)、韓アセアン協定(項変更を選択)、日アセアン協定(2 工程)の選択が可能です。この場合、ベトナムへの輸入時にこれらの協定のうち譲許税率が最も低いものを選択することが最適となりますが、譲許税率が同じ協定があった場合には、仕向け先のベトナムからの最終製品の輸出先は日本、中国、韓国なので、3ヵ国に共通するRCEP又は日アセアン協定、中アセアン協定、韓アセアン協定を仕向国への船積みごとに選択することも合理的と考えます。仮説事例1と同様に、韓アセアン協定付録3.2の「繊維及び衣類における原産資格を与えない作業」に該当しないように注意を払うこと、累積規定を使用しないことが立証コストを下げるポイントになります。

(ウ) ポリエステルの女子用ドレスをベトナムから日本、中国、韓国に輸出

ベトナムでインドネシア製ポリエステル布を裁断、縫製し、女子用ドレスに仕上げた後に日本、中国、韓国に輸出する場合、日本向けには TPP11、RCEP、日アセアン協定、中国向けには RCEP、中アセアン協定、韓国向けには RCEP、韓アセアン協定の適用が可能です。

まず、日本向け輸出ですが、本仮説事例において TPP11 を使用するならば、TPP11 域内(日本、シンガポール、ベトナム、豪州、NZ)でヤーンフォワードを満たさねばならず、原産性が得られません。一方、RCEP 原産地規則に従えば、たとえポリエステル布が非原産品であったとしても類変更を満たし、日アセアン協定であってもベトナムでの裁断・縫製・仕上にインドネシアでの製織・捺染を加えれば、原産性を得ることができます。ここで、日本での輸入時に RCEP 税率と日アセアン税率の比較を行なって、より低い方を選択することになりますが、日アセアン税率を選択した場合の立証コストはインドネシアでの1工程実施を含むため、費用対効果の問題としてとらえる必要があります。

次に、中国向け輸出ですが、適用可能な FTA・EPA は RCEP と中アセアン協定のみになります。この場合、中アセアン協定の方が、項変更と工程ルール(布の裁断・縫製・組立)の選択ができ、RCEP の類変更ルールと事実上同じであるため、中国での輸入時に RCEP 税率と中アセアン税率のどちらがより有利かによって判断されるべきと考えます。

最後に、韓国向け輸出です。対中国と同様に、RCEPと韓アセアン協定の利用が可能となり、原産地規則は、付加価値基準を選択しない前提であれば、同じルール(類変更)が適用されます。したがって、韓国での輸入時に RCEP 税率と韓アセアン税率のどちらがより低いかで判断されるべきとの結論になります。

結 論

アジア太平洋地域での繊維・繊維製品の特恵貿易における広域 FTA・EPA の最適活用は、必ずしも原産地規則だけで決定できるものではなく、実需のある域内のバリューチェーンに沿って譲許税率などのマーケットアクセスの要因も含めて判断されるべきです。一般的には、広域協定では累積規定の適用によって原産性が満たしやすくなるとの「常識論」があることは承知しておりますが、自動車などのように付加価値基準で原産性を判断される部品・コンポーネンツ生産が切れ目なく続いていく生産工程と異なり、繊維・繊維製品は、基本工程ごとに関税分類変更と工程ルールが整備されているので、必ずしも累積規定の適用にこだわらずとも、原産材料をあえて非原産扱いした方が生産者・輸出者による立証、輸入者の対輸入国税関への説明の観点からより優位に立てることも述べてきました。

アセアンを中心とした広域協定とは趣を異にするのが TPP11 ですが、TPP11 の傘の下での材料の供給網にアジア諸国が参入しきれていないこと、及び、品目別規則の細部までを検討対象に含めるとTPP11 の品目別規則があまりにも厳格に策定されているため、「地域原産」のメリットよりも緩い規則を「国原産」の協定で満たす方がより容易であることが多いと考えられます。しかしながら、原則無税とする TPP11 譲許税率は RCEP などと比較しても圧倒的に優位に立っているはずなので、日本、ベトナム、シンガポール、豪州、NZ 間で特恵貿易が行われるならば、TPP11 域内でセンシティブと考えられない絹、麻などを材料とする産品、供給不足の物品の一覧表(short supply list)に掲載されている産品を素材として使用する産品等については、TPP11 を使用した方がよいことになります。もっとも、TPP11 で最もセンシティブな弾性糸を使用する産品は、弾性糸が域内で生産されたものであることを確認する必要があるので、譲許税率にそれほどの差がなければ RCEP 他を利用した方がよさそうです。

おわりに

第1編では、RCEP、TPP11、5つの「アセアン+1」協定及びATIGAの8協定について、総論として各協定原産地規則の全体像を説明しました。特に、「地域原産」と「国原産」の違い、「モノ」の累積と「モノと生産行為」の累積の違いについても明確にしつつ、各協定の積送基準、積送要件証明の違いについても説明しました。

第2編においては、第84類及び第85類の機械、エレクトロニクス製品等の分野における品目別規則を取り上げ、アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA においては「項変更又は RVC40%」の選択方式が広く採用され、製品には専用部品の組立て、部品には一定の付加価値付与が当該分野の多くの品目におけるスタンダード規定となっていることを論じました。また、例外的に、製品に対して専用部品の組立てだけでは原産資格を与えず、定められた付加価値基準の達成を求める規則が存在することも述べました。

一方、第3編で取り上げた自動車分野は、基幹産業として部品生産から組立までの自国での関与を深めさせるべく、付加価値基準が採用されています。付加価値計算の方法はFTA・EPA毎に微妙に異なるため各計算方式の完全な理解が必要となりますが、各締約国の会計基準が統一されていないこともあり必ずしも明確な基準が協定条文で示されていません。そのため、筆者が公開資料を悉皆的に分析し、共通概念を把握すべく、積上げ方式での内国付加価値の加算要素に関して深堀りした私見を述べました。

第2編及び第3編から、アジア太平洋地域の広域 FTA・EPA では、機械、エレクトロニクス製品分野 (第84類、第85類) では輸出者・生産者が選択可能な「項変更又は RVC 40%」、自動車・同部品分野 (第87類) では閾値が 40%から 55%までの付加価値基準がスタンダード規定として採用されています。したがって、機械・エレクトロニクス製品分野の専用部品の専用部品からの組立て、自動車・自動車部品分野では、原産性の取得を容易にするために累積規定の活用が欠かせません。

第4編では繊維・繊維製品(HS第50類~第63類)について、8協定で使用される品目別規則を比較、分析した上で、域内を横断する形で繊維製造工程が展開される仮設事例において、8協定のうちどの協定を使用すべきかについて説明を加えるとともに、これまで「教科書的な説明」として「地域協定のメリットは累積規定の活用にある」と言われてきたことに対し、アジア太平洋地域の繊維規則に関しては、逆に累積規定を適用せず、基本工程ごとに原産性を付与する協定の中で、最も譲許税率が低い協定を選択すべきことを述べました。

重なり合う FTA・EPA をどのように活用するかによって最終製品の価格競争力に差が出てくること は否めません。そのためには、関税率の縦軸と原産地規則の横軸の双方を視野に入れながら最適な原材料調達と製品出荷のための FTA・EPA 選択が必須となります。関税率は、英文で公開されている各国税関当局のウェブサイトなどを検索することで(大変な手間となりますが)入手できます。一方、我が国が関与しない FTA 原産地規則は、英語の協定条文を読み解くだけでも多大な労苦を伴い、しかもその理解が正確であるか否かは輸入国税関の判断次第となります。

このような状況を勘案し、各協定の原産地規則について筆者の理解するところを共有し、主要品目分野として取り上げた機械・エレクトロニクス製品、自動車・自動車部品、及び繊維・繊維製品分野の原産地規則を理解するために必要な基礎知識、各協定に共通する概念をまとめました。

本報告書が FTA・EPA を活用する事業者の執務の参考になれば幸いです。

以上

(注 1) HS 関税率表解説第 11 部総説によると、HS 分類は、第 50 類から第 55 類までにおいて、

ー種又は二種以上の紡織用繊維の単独のもの又は混用のものを扱い、・・・織物及びこれらの織物を製造するまでの各段階の物品・・・(*例えば*)原材料、回収くず、カードし又はコームしたスライバー、ロービング等の形状の繊維、糸及び織物を含む

のに対し、第56類から第63類までには、例えば、

パイル織物、細幅織物、56.06 項又は 58.08 項のシェニールヤーン、ジンプヤーン、組ひも、ガルーンその他のトリミング及びチュールその他の網地、レース、織物その他の紡織用繊維にししゅうしたもの、メリヤス編物又はクロセ編物

を含みます。

また、第11部の注7によると、この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいいます。

- (a) 長方形(正方形を含む。)以外の形状に裁断した物品
- (b) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのままで使用することができるもの (縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、 スカーフ及び毛布)
- (c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)
- (d) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工 をしたものを除く。)
- (e) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
- (f) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品(同種の織物類を二以上つなぎ合 わせた反物 及び二以上の織物類を重ね合わせた反物(詰物をしてあるかないかを問わない。)を除く。)
- (g) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの(単一の物品に裁断してあるかないか を問わない。

さらに、第 11 部の注 8 で、第 50 類から第 60 類までにおいては、(a)第 50 類から第 55 類まで、第 60 類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 56 類から第 59 類までには、7 に定義する製品にしたものを含まないとしています。

- (注 2) 第 11 部の号注 (d) 織物との関連で「**漂白してないもの**」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、 浸染及び捺染のいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。
- (注3) 第11部の号注(e)織物との関連で「**漂白したもの**」とは、次のいずれかの織物をいう。(i)織った後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織った後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの(ii)漂白した糸から成るもの(iii)漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (注 4) 第 11 部の号注(f) 織物との関連で「**浸染したもの**」とは、次のいずれかの織物をいう。(i) 織った後に 単一の色で均一に浸染したもの(文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。) 又は織った後に色付きの仕上げをしたもの(文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の 仕上げをしたものを除く。)(ii)単一の色で均一に着色した糸から成るもの

- (注 5) 第 11 部の号注 (g) 織物との関連で「**異なる色の糸から成るもの**」とは、次のいずれかの織物(捺染した織物を除く。)をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。(i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの(構成繊維固有の色のみを有するものを除く。)(ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの(iii) 単糸杢(モク) 又はミキスチュアヤーンから成るもの
- (注 6) 第 11 部の号注 (h) 織物との関連で「**なせんしたもの**」とは、織った後捺染した織物をいい、異なる色の 糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリン ト、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。(a) から (h) までの規定の適用に当たりマーセラ イズ加工は、考慮しない。 (d) から (h) までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。
- (注7) 第11部の注13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「**弾性糸**」とは、合成繊維の長繊維の糸(単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。)で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後、5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。
- (注8) 第11部の注5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「**縫糸**」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。(a)糸巻(例えば、リール及びチューブ)に巻いたもので重量(糸巻の重量を含む。)が1,000グラム以下であること。(b)縫糸用としての仕上加工をしてあること。(c)最後にZよりをかけてあること。
- (注 9) TPP11 協定 第 4.2 条 4 (僅少の非原産材料の規定にかかわらず、)・・・当該弾性糸が一又は二以上 の締約国の領域において**完全に作られる**場合に限り、原産品であるとみなす(注 2)。
 - 注2 この4の規定の適用上、「**完全に作られる**」とは、全ての加工及び仕上げの工程(長繊維、ストリップ、フィルム又はシートの押出しに始まり、長繊維を揃えるための引抜き若しくはフィルム及びシートのストリップへの切断、ファイバーから糸への紡績又はその両方を含み、仕上げられた糸又は撚糸で終わる。)をいう。
- (注 10) ATIGA は、繊維・繊維製品分野に関してはほぼ全品目に規則を設定していますが、一部に欠落が見られます (例えば、第 51.04 項)。
- (注 11) 工程ルールは原産資格を与えるための要件を文言で表現していますが、同じ内容を使用できない非原産 材料の列記で表現すると関税分類変更基準になります。
- (注 12) アセアンのウェブサイト URL:

(https://asean.org/wp-

 $\frac{content/uploads/images/2013/economic/afta/ASEAN\%20India\%20TIG\%20-\%20CTC\%20scan\%20(complete).pdf)}{df}$

執筆者紹介 今川 博(いまがわ ひろし)

JASTPRO 主席研究員

今川 ROO コンサルティング 代表

e-mail: imagawa@imagawa-roo-consulting.com
website: https://www.imagawa-roo-consulting.com/

note: https://note.com/imagawahiroshi_/ 青山学院大学経営学研究科 客員教授

世界税関機構(WCO) 認定専門家 《原産地規則》《基準の枠組み》

「実務者向け原産地規則講座」,「原産地規則エッセイ集『八丁堀梁山泊』」に小論、エッセイなどを連載中

(職 歴)

(一般財団法人) 日本貿易関係手続簡易化協会業務二部長を経て現職2016 年/現在財務省横浜税関業務部長を最後に財務省退職2015 年/2016 年財務省関税局関税課・業務課 原産地規則専門官2013 年/2015 年財務省東京税関業務部総括原産地調査官(原産地センター長)2005 年/2008 年インドネシア経済担当調整大臣府(貿易手続簡素化)《JICA Chief Advisor》2010 年から 3 年間世界税関機構(WCO)事務局(WTO 非特恵原産地規則の調和作業)《上席専門職員》1994 年から 9 年間国連貿易開発会議(UNCTAD)事務局(GSPの普及)《GSP専門家》1985 年から 5 年間

(国際交渉)

- TPP, 日 EU, RCEP, アセアン諸国等との EPA 原産地規則交渉に財務省交渉担当者として参画
- WTO 調和非特恵原産地規則交渉に日本国交渉官として参画

(セミナー等での講演等)

WCO, WTO, UNCTAD, アジア開発銀行, APEC, ASEAN, JICA, 財務省, 外務省, 商工会議所, 日本関税協会, JASTPRO等が主催するセミナー, シンポジウム等で講演, 指導等(1985年以降、51ヶ国で実施)

(主な著作)

- 『アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の活用のために〜重なり合う原産地規則の実態と問題点〜』令和 3 年 度 JASTPRO 調査研究報告 (2022 年 3 月)
- 『非特恵原産地規則〜米国, EU 及び我が国における主要製品分野に適用される非特恵原産地規則の概要と比較〜』 令和2年度 JASTPRO調査研究報告 (2021年3月)
- 「英国が展開する貿易継続措置における原産地の拡張累積」(『貿易と関税』 通巻 816 号, 日本関税協会, 2021 年 3 月, 42-51 頁)
- 『RCEP 原産地規則・手続に関する協定条文の概要(前・後編)』(月刊 JASTPRO 2020 年 11 月-12 月号)
- 『日米貿易協定 原産地規則の概要と実務』(日本関税協会、2020年8月)
- 『検証 WTO 非特恵原産地規則調和作業』(JASTPRO ウェブサイトに連載。2016 年-2020 年 4 月)
- 『メガ EPA 原産地規則 自己申告制度に備えて』今川・松本共著(日本関税協会、2019 年 8 月)
- 『EU 特恵原産地制度における証明及び確認実務に関する調査』平成 30 年度 JASTPRO 調査研究(2019 年 3 月)
- Hiroshi Imagawa, "Embedding the HS in the business world to enhance work on rules of origin", WCO News No. 88,
 pp. 72-75 (Brussels: World Customs Organization, February 2019)
- ・ 「特恵原産地規則における累積制度」(『貿易と関税』第65巻第5号、日本関税協会、2017年、18-37頁)
- Paul Brenton and Hiroshi Imagawa, "Rules of Origin, Trade and Customs," Chapter 9 in Luc De Wulf and José B. Sokol (eds.), *Customs Modernization Handbook*, pp. 183-213 (Washington, DC: The World Bank, 2005).
- Hiroshi Imagawa and Edwin Vermulst, "The Agreement on Rules of Origin," Chapter 15 in Patrick F. J. Macrory, Arthur E. Appleton and Michael G. Plummer (eds.), The World Trade Organization: Legal, Economic and Political Analysis, Vol. I, pp.601-678 (NY: Springer, 2005)



―知的財産権について―

本調査研究報告書の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物(以下、これら全てをコンテンツといいます)に関する知的財産権(著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます)は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

―引用について―

関連する法律に従って、本調査研究報告書が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。

- 1. 出典を明記すること
- 2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
- 3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。 soumu-kikaku@jastpro.or.jp

JASTPRO 調査研究事業

• 禁無断転載

2022年3月31日発行21-12

発 行 所 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

東京都中央区八丁堀2丁目29番11号

キューアス八丁堀第二ビル4階

電 話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

編集人 秋田潤

